

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領

(第7版)

まえがき

本要領は、「大学等における修学の支援に関する法律」及び「授業料等減免費交付金交付要綱」第19条の規定に基づき、授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免に関する事務処理の標準的な手順、内容等についてまとめたものです。

各大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、及び専門学校並びに都道府県及び指定都市の御担当におかれましては、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免により、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の軽減を図ることが、子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿って実施していただくよう、お願いします。

文部科学省高等教育局

第1版	令和2年3月
第2版	令和3年3月
第3版	令和4年3月
第3版（一部改訂）	令和4年7月
第4版	令和5年3月
第5版	令和6年3月
第5版（一部改訂）	令和6年10月
第6版	令和7年3月
第7版	令和8年3月

目次

用語の解説	5
第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務	6
第1節 授業料等減免の認定等に関する事務	9
(1) 学生からの申請に関する事	9
1) スカラネットによる申請手続き	10
2) 認定申請書(A様式1)による申請手続き	13
(2) 対象者の認定要件に関する事	15
(3) 減免の実施に関する事	24
1) スケジュール(大学の場合の例)	24
2) 選考、認定に関する事	25
3) 減免額の算出	28
4) 入学金減免の取扱い	34
5) 授業料等の納付猶予等	34
(4) 認定結果の通知に関する事	35
(5) 減免実施後の授業料等の徴収	35
第2節 支援の継続に関する事務	36
(1) 適格認定に関する事	36
1) 学業成績の判定	36
2) 収入額・資産額等の判定(施行規則第13条関係)	44
(2) 継続願に関する事	46
第3節 学籍又は支援を受ける資格の異動等に伴う事務(休学・懲戒処分等)	47
(1) 休学による停止	47
(2) 懲戒処分による認定取消と支援停止	48
(3) 自主退学、早期卒業、除籍、死亡等	51
(4) 国籍・在留資格の変更	52
(5) 転籍(転学部・転学科)	53
(6) 支援対象者からの申出による停止	53
(7) 支援対象者の留学	54
第4節 転学・編入学等に伴う事務	57
(1) 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間	57
(2) 転学・編入学等する場合の手続き	58
第5節 副専攻等特例の利用に伴う事務	61
(1) 概要	61
(2) 特例の利用が可能な大学等の要件に関する事	61
(3) 対象者の要件に関する事	62
(4) 選考・認定に関する事	62
(5) 審査結果の通知に関する事	63
(6) 追加学修期間中の適格認定(学業)について	63
(7) 学部等選択特例との併用について	63
第6節 学部等選択特例の利用に伴う事務	64
(1) 概要	64
(2) 特例の利用が可能な大学等の要件に関する事	65

(3) 対象者の要件に関する事	65
(4) 選考・認定に関する事	65
(5) 審査結果の通知に関する事	66
(6) 認定の効力の停止期間中の適格認定（学業）について	66
(7) 認定の効力の停止の解除の通知に関する事	66
(8) 副専攻等特例との併用について	66
第7節 家計が急変した学生への支援に関する事務	67
(1) 概要	67
(2) 対象者に関する事	67
(3) 学生からの申請に関する事	70
(4) 選考・認定に関する事	71
(5) 認定結果の通知に関する事	72
(6) 適格認定に関する事	72
(7) 減免の実施に関する事	73
(8) 交付申請に関する事	75
第8節 授業料等減免のみ申し込む者の扱いについて	76
(1) 学生が授業料等減免のみ申込を希望する場合（給付型奨学金への申込を希望しない場合）	76
(2) 学生からの申請に関する事	77
(3) 選考、認定に関する事	78
(4) 認定結果の通知に関する事	80
(5) JASSO の無利子奨学金を申込・利用している学生について	80
(6) 適格認定に関する事	80
(7) 転学・編入学等に伴う事務手続きに関する事	80
(8) 家計急変の対応に関する事	82
(9) 継続願に関する事	83
(10) 交付申請に関する事	83
(11) 交付決定に関する事	84
(12) 請求・支払に関する事	84
第9節 不正への対応	85
(1) 学生による虚偽申告その他不正に関する事	85
(2) 大学等による不正に関する事	86
第10節 確認大学等でなくなった場合の取扱い	87
第11節 減免費用の申請、交付に関する事務（年度当初の申請、交付）	89
(1) 交付申請に関する事	89
1) 交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者	89
2) 交付申請の方法	90
3) 提出書類	90
4) 申請期限	90
(2) 交付決定に関する事	90
(3) 請求・支払に関する事	90
第12節 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務	91
(1) 変更交付申請に関する事	91

1) 変更交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者	91
2) 変更交付申請の方法	91
3) 提出書類	93
4) 申請期限	94
(2) 変更交付決定に関すること	94
(3) 請求、支払に関すること	94
第 13 節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務	95
(1) 実績報告に関すること	95
1) 実績報告の方法	95
2) 提出書類	96
3) 申請期限	96
(2) 額の確定に関すること	96
第 2 章 授業料等減免に関する支弁者（国（私学事業団を含む）、都道府県・市町村）での標準的な事務	99
第 1 節 交付決定に関する事務	101
(1) 交付申請書の受理	101
(2) 交付申請書の確認	101
(3) 交付決定	101
(4) 交付金の支払	101
第 2 節 変更交付決定に関する事務	102
(1) 変更交付申請書の受理	102
(2) 変更交付申請書の確認	102
(3) 変更交付決定	103
(4) 交付金の支払	104
第 3 節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務	105
(1) 実績報告書の受理	105
(2) 実績報告書の確認	105
(3) 額の確定に関すること	106

巻末資料

- 参考資料 1 大学等に進学するまでの期間に関する要件
- 参考資料 2 入学前に学生が利用可能な支援制度
- 参考資料 3 家計急変時の支援に関する学生への案内（詳細版）
- 参考資料 4 授業料等減免及び給付型奨学金の支給に係る課税証明書（補足）
- 参考資料 5 遡及取消に係る Q & A
- 参考資料 6 専修学校の専門課程及び適格専攻科に関する留意点
- 参考資料 7 第一種奨学金併給調整額一覧
- 参考資料 8 大学等における修学の支援に関する法律第 12 条第 2 項及び同法施行規則第 17 条の規定に基づく届出について

各種様式

その他

減免額算定基準額 算定用ツール

用語の解説

- 本要領において、主な関係法令については、下表の略称を用いる。

略称	法令名
修学支援法	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）
施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）
施行規則	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）
機構法	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）
機構政令	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）
機構省令	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成年文部科学省令第23号）

- 「JASSO」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- 「大学等」とは、修学支援法第3条第2項の要件を満たしていることの確認を受けた大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（専修学校（専門課程、適格専攻科））をいう。
- 「学生」とは、大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（第4学年・第5学年及び認定専攻科に限る）及び専門学校（専門課程、適格専攻科に限る）の学生をいう。
- 「認定専攻科」とは、学位規則（昭和28年文部科学省令第9号）第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学及び高等専門学校の専攻科をいう。
- 「適格専攻科」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科をいう。
- 「休学」とは、大学等が定める正規の手続きを経て認められた期間を休学するものをいう。
- 「修得単位数」には、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第20条第1項に基づく単位制によらない専門学校において履修した科目の単位時間数を含み、「標準単位数」には、同様に単位時間数に基づき算定した標準時間数を含む。
- 「給付型奨学金」とは、機構法第13条第1項第1号に規定する学資の支給をいう。
- 「予約採用」「在学採用」とは、それぞれ JASSO の給付型奨学金の採用パターンをいう。
「予約採用」…大学等への進学前（主には高校3年次）にあらかじめ申し込み、採用候補者になった場合は、大学等への進学後に進学届を提出することで入学後速やかに支援が受けられる。
「在学採用」…大学等に入学後、在学中に申し込み、採用されれば支援が受けられる。
- 「適格認定（学業）」とは、授業料等減免の対象となった後、引き続き支援を受けるために行う学生の学業成績等に関する要件確認を、「適格認定（家計）」とは、同じく家計の経済状況・扶養状況等に関する要件確認をいう。
- 「支弁者」とは、修学支援法第8条各号に規定する国（文部科学省）及び地方公共団体（都道府県及び市町村）をいう。

第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務

- 修学支援法に基づき、確認大学等は、その定める日までに、支援の要件を満たす新入生（編入及び転入を含む）及び在校生から授業料等減免の申請があった場合、選考を行ったうえ認定を行い、その結果を申請者に通知する。

なお、申請に際して、学生は希望する認定事由（後述）を明示する必要がある、学校における認定も学生の申請する認定事由に対して行うこととなる。

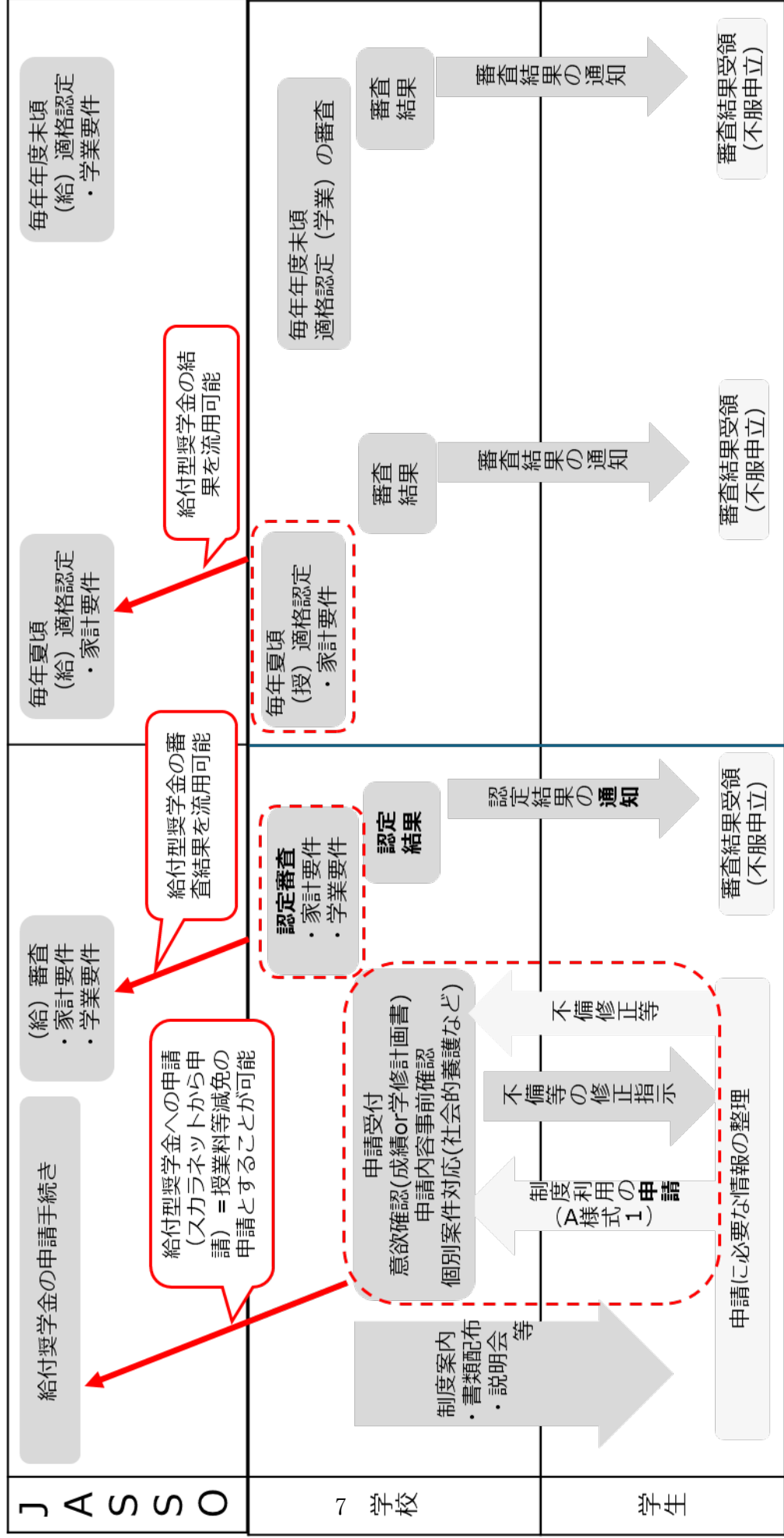
（ 学生からの申請 → 選考 → 認定 → 通知 ）

- 選考の結果、授業料等減免の対象となった後、引き続き支援を受けるために学生は適格認定（学業及び家計）を受け、要件を満たすことが必要である。
- 大学等で実施した授業料等の減免に要する費用は、支弁者にその交付を申請する。（※手続き詳細は支弁者の定めるところによること。）
- 授業料等減免（及び給付型奨学金）は、4月又は10月のいずれかを支援期間の始期とする。（入学月が4月又は10月でない場合や家計が急変した学生への支援の場合はこの限りではない。）
- 授業料の減免は、学年を前期と後期に分けて、2回実施することを基本とする。授業料の徴収や減免の時期、期間、方法など、各大学等の定めるところにより実施することは妨げないが、減免対象者の認定に係る事務、減免費用の交付申請に係る事務手続きについては、本要領によること。
- 支援期間中に学生が要件を満たさなくなった場合や学生に学籍異動等があった場合の支援終了、停止その他に係る事務手続きについても本要領による。
- 減免対象者の認定に係る事務に必要な様式は雛形（A様式）を参考に、各大学等において必要な様式を定め、実施すること。申請書・申請手続きを電子化することも差し支えない。その際は、原則として雛形に記載されている記入項目を全て含めることとし、各項目のうち学生に伝達しない内容（授業料等減免認定結果通知書であれば、対象者に該当しない減免区分など）以外の項目の削除は行わないこと。なお、各大学等で独自に項目を増やすことは可能とする。

大学における授業料等減免の標準的な事務の流れ

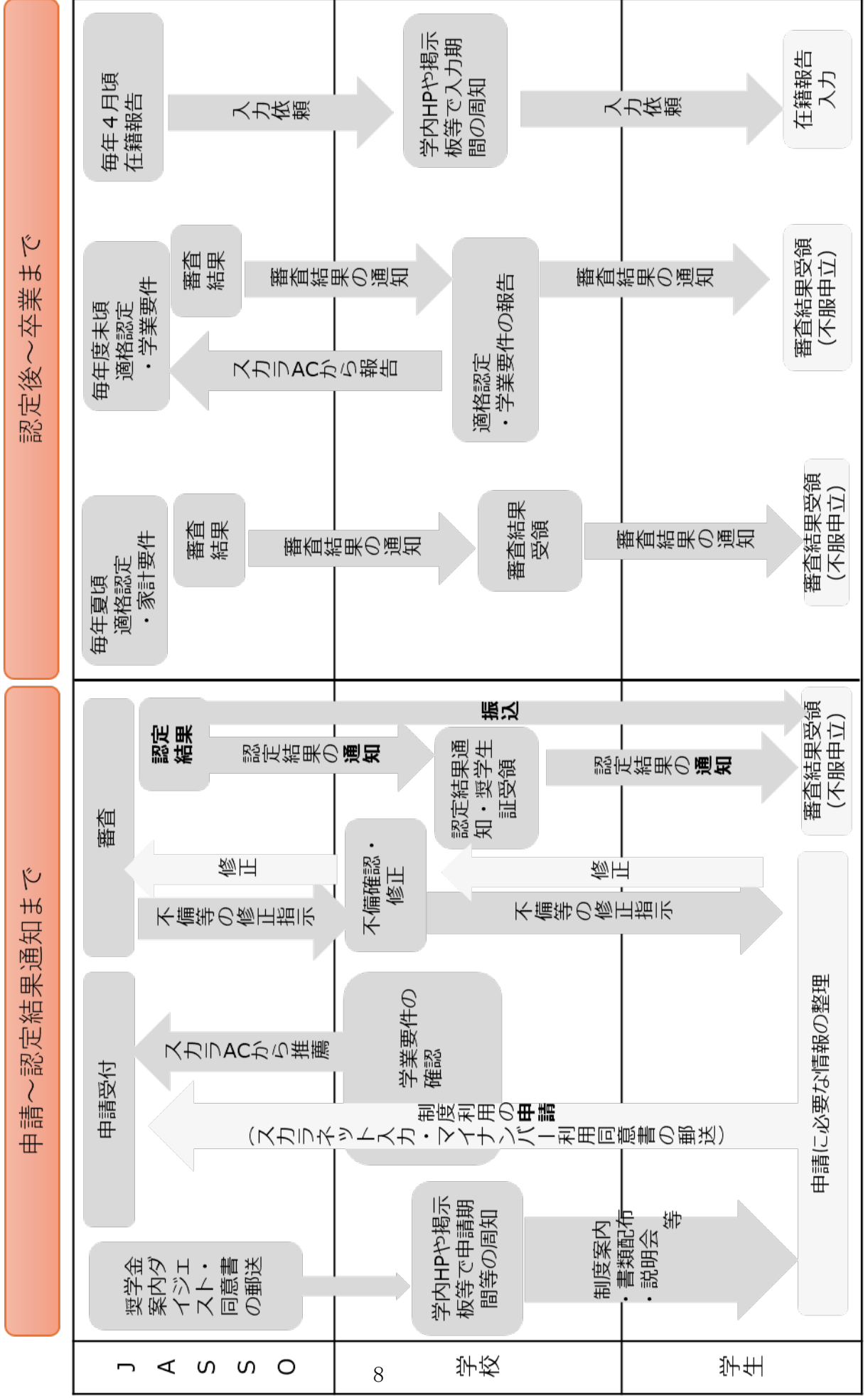
申請～認定結果通知まで

認定後～卒業まで



(参考)

大学における給付型奨学金の標準的な事務の流れ



第1節 授業料等減免の認定等に関する事務

(1) 学生からの申請に関すること

申請手続きについては1) スカラネットによる申請手続き又は2) 認定申請書(A様式1)による申請手続きのいずれかの手続きで行うこと。

修学支援法(関係部分抜粋)

第四条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件(以下「認定事由」という。)のいずれかに該当する者として認定を行ったもの(以下「授業料等減免対象者」という。)に対して授業料等の減免を行うものとする。

- 一 当該学生が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。
- 二 当該学生及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

2～3 略

第五条 前条第一項の認定を受けようとする学生は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類(以下この項において「学業成績関係書類等」という。)及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

- 2 前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に行うものとする。

(留意点)

ア 授業料等減免は、認定事由に基づき実施することが定められており、学生は以下2つの認定事由のうち、いずれの事由による認定を希望するか明示する必要がある。

①低所得者世帯としての支援(支援区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(理工農))

②多子世帯としての支援(支援区分Ⅰ(多子世帯)、Ⅱ(多子世帯)、Ⅲ(多子世帯)、Ⅳ(多子世帯)、多子世帯)

イ 申請者がJASSOの給付型奨学金の予約採用候補者である場合、JASSOからの「採用候補者決定通知」のコピーを申請書に添付させる等、予約採用候補者であることを把握できるようにすること。

ウ 申請者がJASSOの給付型奨学金の予約採用候補者である場合、入学後すぐにJASSOの「進学届」の手続きをするよう指示すること。「進学届」の手続きが遅くなれば、進学先の大学等において、JASSOの奨学金業務システム(以下「スカラAC」という。)による当該学生の情報が確認できるようになる時期が遅くなるため、その減免費用の申請に影響を及ぼすことに留意すること。

※学生が同時に2つ以上の確認大学等に在学する(例えば、A大学に在籍しつつB大学の通信課程にも在籍する)ときは、両確認大学等において学籍状況の確認と必要な事務手続きに関する調整を行ったうえで、いずれか1つの確認大学等(大学設置基準第43条に規定する共同教育課程に在籍する場合は本籍を置く

大学)において申請を受け付けること(支援法施行規則第11条第1項)。なお、給付型奨学金の手続きも、授業料等減免の申請を行った確認大学等において行うこととなる。

エ 給付型奨学金に未申請の者(貸与型奨学金のみ予約採用候補者になっている場合も含む)については、次のように案内することが考えられる。

① 授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間中であれば、あわせて給付型奨学金の申込を行い、認定申請書の「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を記入して提出

② 授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間でなければ、いったん認定申請書を提出しつつ、給付型奨学金については直近の申込期間に申込を行い、認定申請書の「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を追って記入

1) スカラネットによる申請手続き

① 学生のスカラネットを通じた申請

学生は従来、本制度(多子世帯支援を含む)の申請に当たって、別途、JASSOの給付型奨学金に申請するためにスカラネット(JASSOの奨学金申請システム)を通じた手続きを行っている。

学生が授業料等減免の申請を希望しない場合を除き、授業料等減免の実施主体である大学等は、学生がスカラネットを通じて給付型奨学金の申請手続きを行っていれば、学生から授業料等減免の申請が行われたものとして、申請後の手続をすることができる(留意点イ及び②のとおり、学校はスカラACを通じて学生の申請状況を確認する必要)。

なお、このスカラネットを通じた授業料等減免の申請は、

- ・在学採用に申請する者
- ・給付型奨学金の予約採用候補者でありJASSOへ「進学届」の提出を行う者

のいずれにおいても可能である。

(留意点)

ア 授業料等減免のみを希望し、かつJASSO(スカラネット)による申請を希望しない学生については、2)のとおり、申請書(A様式1)等を用いて申請手続きを行うこと。

イ 学生のスカラネットでの入力作業により自動的に授業料等減免の認定手続が完了するものではなく、大学等がこのデータを確認することで減免の申請を受け付けるものという点について留意されたい。

ウ 以下画面イメージのとおり、スカラネットでは学生は希望する認定事由の明示ができないため、学生が希望する認定事由は別途、大学等において取得する必要がある。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ①

【予約採用】



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

Scholar Net - Scholarship application
スカラネット - 奨学金申込

STEP1
同意事項

STEP2
誓約

STEP3
個人・在学・
履歴情報

STEP4
奨学金申込
情報

STEP5
家族情報

STEP6
生計維持者
情報

STEP7
奨学金振込
口座情報

STEP8
奨学金申込
情報一覧

STEP9
申込完了

STEP4 奨学金申込情報

⑤ - 奨学金申込情報

①

1. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか。

☒ 希望します
 ☐ 希望しません

※給付奨学金の対象者は、進学先の大学等（対象となっている学校に限る）において別途手続きすることで授業料や入学金の減免を受けられます。

参考： [給付月額一覧](#) 


 一時保存

②

2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））を希望しますか。

☒ 希望します
 ☐ 希望しません

貸与奨学金を希望する人は、審査を希望する奨学金を1つ選択してください。 ?

☐ 1. 「第一種奨学金のみ」審査を希望する

☐ 2. 「第二種奨学金のみ」審査を希望する

☒ 3. 「併用貸与」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の審査を希望する ?

(注)借りる必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。

【在学採用】



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

Scholar Net - Scholarship application
スカラネット - 奨学金申込

STEP1
同意事項

STEP2
誓約

STEP3
申込情報

STEP4
履歴情報

STEP5
保証制度

STEP6
誓約書情報

STEP7
家族情報

～

STEP12
申込完了

STEP3 奨学金申込情報

② - 奨学金申込情報

1. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか。

☐ 希望します

☐ 希望しません

※参考：[支給月額一覧](#) 

2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））の新規申込みを希望しますか。（現在、貸与奨学金を受けている場合、(c)の(8)～(14)を選択する方以外は「希望しません」を選択してください。）

☐ 希望します

☐ 希望しません

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ②

②申請状況の確認

スカラネットを通じて申請した学生の情報については、学校はスカラ AC を通じて提供されるデータで確認が可能となる。スカラ AC から授業料等減免に必要な情報を確認するには、JASSO の学校担当者ページから大学等ごとに付与される ID、パスワードを用いてアクセスすること。

また、当該データは学校にて申請書（A様式1）の形でプリントアウトも可能。なお、不採用者は減免実施の記録としての保存は不要であり、本機能の対象外であるが、スカラ AC から「【給付】不採用データ」として確認することが可能。

このとき、スカラ AC を通じて提供されるデータによる申請書（A様式1）は、両方の認定事由を希望するものとなっているが、①の留意点ウのとおり、学生が希望する認定事由は別途、大学等において取得する必要がある。例えば、アンケートフォーム等で個別に取得する、あるいは各大学等からの申請案内等で原則両方の事由を希望するものとして取り扱うことを事前に了承を得るなど、その取得にあたっては各大学等において適切に取扱われない。

学生のスカラネットでの入力作業により自動的に授業料等減免の認定手続きが完了するものではなく、大学等がこのデータを確認することで授業料等減免の申請を受け付けるというものであるため、減免の認定にあたり、学生の申請状況はシステムを通じて随時確認しておくこと。

また、減免実施の記録（本補助金等に関する会計書類）として、上述のスカラ AC を通じて JASSO からの提供データの電磁的記録又はプリントアウトした申請書（A様式1）を、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。プリントアウトした申請書（A様式1）を減免実施の記録として保存する場合は、日付等が空欄となっているため、各大学等において証憑書類たり得る情報を付加したうえで保存すること。

2）認定申請書（A様式1）による申請手続き

①認定申請書の様式と配布

各大学等において、あらかじめ授業料等減免の認定申請書をA様式1に基づき定めること。学生から各大学等への申請、各大学等から学生への通知等において、オンラインによる手続き等を行うことも差し支えない。

（留意点）

ア 入学後速やかにかつ円滑に減免の手続きを進められるよう、入学予定者に対し、入学手続き書類を配布する際に認定申請書を加えておくなど、できるだけ早期に新入生に配布すること。その際、制度改正など手続きに係る事項も遺漏なく周知するよう留意すること。

イ 在校生に認定申請書を配布するにあたっては、速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に配布すること。

ウ 例えば、各大学等のホームページから認定申請書をダウンロードできるようにする・WEB申請できるようにするなど、学生の利便性に配慮すること。

エ 認定申請書には JASSO の給付型奨学金への申込み状況について確認する項目を設けること。（A様式1「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を参照）

（給付型奨学金の申込みを行わない学生に関しては、大学等が毎年度適格認定（家計）を実施する。この場合の事務処理については本章第8節を参照。）

オ オンラインによる手続きを行う際、認定結果等の通知は、該当学生が授業料等減免の対象であることの証憑としての役割を果たすものであることから、大学として、当該学生に確実に届いていることが担保でき、事後的にそれが確認できるよう確実に管理いただく必要があることに留意すること。

②申請の時期と期限

施行令で定められた申請時期と支援始期との関係は下表のとおりとなる。

	申請時期	支援の始期
i	入学前、又は入学後3か月までの間で、各大学等が設定した提出期限	入学月分から減免
ii	（入学後3か月を経過した後） 7月から12月までの間で、各大学等が設定した提出期限	10月分から減免
iii	（入学後3か月を経過した後） 1月から6月までの間で、各大学等が設定した提出期限	4月分から減免

教育費の負担を軽減する必要がある学生を支援するという本制度の趣旨を踏まえると、支援の対象となり得る学生の申請機会を可能な限り確保する必要がある。

このため、JASSOが設定する給付型奨学金の申請期間も踏まえ、授業料等減免における各大学等が設定する提出期限の取扱い、以下のとおりとする。

支援の始期	提出期限の取扱い
入学月分から減免	【入学して3月以内の者】 入学月の翌月の末日まで やむを得ない理由があると判断する場合は翌々月の末日まで
4月分から減免	【入学後3か月を経過した後】 5月31日まで やむを得ない理由があると判断する場合は6月30日まで ※各校の状況に応じ、全ての学生について、5月31日を超えて、6月30日までとすることも差し支えない
10月分から減免	【入学後3か月を経過した後】 10月31日まで やむを得ない理由があると判断する場合は11月30日まで ※各校の状況に応じ、全ての学生について、10月31日を超えて、11月30日までとすることも差し支えない

※家計が急変した学生については、上表の限りではない。詳細は本章第7節を参照。

※提出期限については、認定申請書の配布とあわせて案内するとともに、大学等のホームページにも掲載するなど、学生等に対して十分な周知を行うこと。その際、授業料等を負担している者が学生本人ではなくその父母等である場合が多いことも踏まえつつ、実際に授業料等を負担する者にも伝わるよう工夫すること。

※なお、上記の最終的な提出期限を過ぎた場合でも、やむを得ない理由により期限までに申請書を提出できなかった学生については、当該事由解消後15日以内に申請書を提出したときは、提出期限までに申請書を提出したものとみなすこと。ここにいう「やむを得ない理由」とは、災害、傷病その他の提出期限までの提出が困難なことにつき本人の責めに帰すべき事情がない場合が想定される。

※秋入学などにおいて、カリキュラム上入学月から卒業月までの期間が支援上限月数を超える場合、支援期間は確保した上で、必ずしも入学月＝支援開始月としないことも想定される。

③認定申請書の受領

学生から認定申請書の提出があった場合、記入漏れ等がないか確認するとともに、在学採用による給付型奨学金の申込み者にあつてはその状況について、予約採用による採用候補者にあつては「進学届」の手続きの状況について確認すること。

(留意点)

下記の者については、利用を申請する制度に誤りがないか確認すること。

- ・減免を申請しているが、給付を申し込んでいない者（申請書の受領時の確認）
- ・給付を申し込んでいるが、減免を申請していない者（申請書の受領後の確認
本節（3）2）①参照）

※2つ以上の大学等で授業料等減免の申請を行っていないことについて、申請書の自己申告欄を確認すること。なお、自校以外に学籍を有する学生に関しては、予めその状況を把握した上で、関係校と事前に所要の手続きについて確認し、いずれの学校において本制度事務を取り扱うか調整しておくこと。

（2）対象者の認定要件に関すること

給付型奨学金における認定を受けた者は授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことができ、各大学等において認定及び認定通知を速やかに行う必要がある。（JASSOによる認定は、学生の申込から一定程度（標準2か月程度）の審査期間を要することに留意すること。）

なお、学生が授業料等減免のみを申請し、かつJASSO（スカラネット）による手続きを希望しない場合は、学生が提出したA様式別紙1に基づき下記①～④の要件を満たすことを、各大学等において確認しなければならない（本章第8節参照）。

①国籍・在留資格等に関する要件（施行規則第9条第2項関係）

次のいずれかに該当するかを確認すること。

ア 日本国籍を有する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

- エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者
- オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、下記のいずれにも該当する者
- ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者
 - ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者
 - ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると学校の長が認めた者
- カ 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案してオに掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

②大学等に進学するまでの期間等に関する要件（施行規則第10条第1項関係）

次のいずれかに該当すること。なお、これらに該当する者であっても、過去に本制度による支援対象者としての認定を受けたことのある者（転学・編入学等をする者を除く。）は、原則として選考の対象とはならないことに留意すること。（詳細は巻末の参考資料1を参照）

また、定められた期間内に大学等に入学することが困難であるような災害、傷病その他のやむを得ない事由があった場合には、以下の各事例の但し書きの通り、大学等に進学するまでの期間等に関する要件が緩和されることに留意すること。災害、傷病その他のやむを得ない事由の判断基準については、Q&Aの4-8-3を参照すること。

ア 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年※₁を経過していない者※₂

※1 ただし、災害、傷病その他のやむを得ない事由によって、上記期間内に大学等に入学することが困難であった場合には、上記期間が4年を経過していないことを要件とする。

※2 一度他の大学等に進学した場合であっても、当該他の大学において本制度の支援対象者としての認定を受けていなければ、支援対象として認定を受ける資格が失われるものではないことに留意。

〔対象となる者の例〕

- ・2026年3月に高等学校等を卒業 → 2028年度末までに大学等へ入学した人
- ・2025年3月に高等学校等を卒業 → 2027年度末までに大学等へ入学した人
- ・2024年3月に高等学校等を卒業 → 2026年度末までに大学等へ入学した人
- ・2024年3月に高等学校等を卒業 → 2026年度末までにA短期大学へ入学し、
A短期大学を卒業後、1年を経過しない
間にB大学へ編入学した人

イ 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日の属する年度の末日までの期間が5年※₁を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年※₂を経過していない者

※1 ただし、災害、傷病その他のやむを得ない事由によって、上記期間内に大学等に入学することが困難であった場合には、上記期間が7年を経過していないことを要件とする。

※2 ただし、災害、傷病その他のやむを得ない事由によって、上記期間内に大学等に入学することが困難であった場合には、上記期間が4年を経過していないことを要件とする。

※3 ※1と※2の特例の延長期間は、合わせて2年を超えることはできない。

〔対象となる者の例〕

- ・ 16 歳となる 2021 年度から 5 年を経過していない 2023 年度に認定試験に合格し、2026 年度末までに大学等へ入学した者
- ・ 16 歳となる 2016 年度から 5 年以上経過した 2023 年度に認定試験に合格し、2026 年度末までに大学等へ入学した者（2021 年度及び 2022 年度に認定試験を受験していることが必要）

ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20 歳※に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

※ ただし、災害、傷病その他のやむを得ない事由によって、上記期間内に大学等に入学することが困難であった場合には、22 歳とする。

〔対象となる者の例〕

- ・ 17 歳となる 2022 年度に専修学校高等課程（2 年間）を修了後、准看護師として 3 年間勤務（2025 年度）した後に、個別の入学資格審査によって、21 歳となる 2026 年度末までに専修学校専門課程（3 年課程）へ入学した人

〔災害、傷病その他やむを得ない事由があった場合の期間の例〕

- ・ 17 歳となる 2022 年度に専修学校高等課程（2 年間）を修了後、准看護師として 3 年間勤務（2025 年度）した後に、個別の入学資格審査によって、23 歳となる 2028 年度末までに専修学校専門課程（3 年課程）へ入学した人

【専修学校（専門課程・適格専攻科）に関する留意点】（巻末の参考資料 6 も参照）

専修学校（専門課程・適格専攻科）に関しては、特に次の点に留意すること。

（留意点）

ア 専修学校にあっては、対象になる課程は学校教育法で定める専門課程及び適格専攻科であり、適格専攻科ではない専攻科、高等課程、一般課程及び附帯教育の学生や生徒は支援の対象とはならないこと。したがって、支援対象ではない課程を併設している場合、その学生や生徒が新制度の支援対象になり得ると誤認することのないよう、入学案内、ホームページ等による広報に際しては、十分に留意すること。

イ 専修学校の専門課程については、複数の学科での履修を通じて体系的な学びを提供するカリキュラム設定も考えられ、基礎となる専門課程を修了した上で上級に相当するとされる専門課程での学びを推奨するケースもあるが、その場合の取扱いの基本的な考え方は、次のとおりであること。

A 一度、認定された学生が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間（支援期間は当該学科の修了まで、ただし 48 か月が上限）であること。

B ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となること。

○ 専門課程（3 年以下課程）で修業年限を終え（修了し）、適格専攻科へ進学した場合（支援期間は当該学科の修了まで、ただし適格専攻科に係る支援は 24 か月が上限）

○ 修業年限を終える前に、別の専修学校の専門課程に転学をした場合（前の学校

の修業年限を終え（修了し）、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意。）

○ 修業年限を終える前に、同一の専修学校（専門課程）において、学科等の相互の間で転籍したもの（修業年限を終え（修了し）、異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意。）

C 2番目以降の課程に在籍する学生のうち、専門課程であるが、適格専攻科ではない課程に進学する場合は、以前に在籍していた課程で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の課程に入学するまでの期間に関する要件（原則として高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内）を満たせば、支援の対象となり得ること。

③学業成績等に関する基準（施行規則第10条第2項第1号・第2号関係）

当該学生が在学している年数等に応じて、次のア又はイに該当し、かつウに該当すること。

なお、学修意欲の確認により、条件に該当するか否かを判定する場合には、別途、文部科学省から示している「高等教育の修学支援新制度」学修意欲等の確認の手引き（大学等向け）を踏まえた上で行うものとする。

※転学・編入学等の学生は下記イにより取り扱うこと。

ア 入学後1年を経過していない者（転学・編入学等の場合を除く）

次のAからDのいずれかに該当すること

A 高校等の評定平均値が3.5以上であること

B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること

C 高校卒業程度認定試験の合格者であること

D 学修計画書等により、学修意欲（学修の目的、学修の計画、学修継続の意志など）が確認できること

イ 入学後1年以上を経過した者

次のA又はBのいずれかに該当すること

A 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること。

B 次のa)及びb)のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由（本章第2節（1）1）③によりa)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる。

a) 累積修得単位数が標準単位数以上であること

b) 学修計画書等により、学修意欲（学修の目的、学修の計画、学修継続の意志など）が確認できること

※ 標準単位数は、次の算式により算定（端数が生じた場合には切り上げる。）する単位数、又は履修科目として登録できる単位数の上限として大学等が定める単位数（大学設置基準第27条の2第1項、短期大学設置基準第13条の2第1項、専門職大学院設置基準第23条第1項、専修学校設置基準第24条）のいずれか少ない数とすること。

卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数
(単位制によらない専門学校にあっては単位時間数)

× 対象者の在学年数※2

修業年限※1

※1 長期履修(大学設置基準第30条の2、短期大学設置基準第16条の2、専門職大学設置基準第27条、専修学校設置基準第25条)が認められた学生については、その認められた履修期間

※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

(専修学校において、経過措置により授業時数による修了認定が行われている場合)

専修学校において、経過措置が適用され授業時数による修了認定が行われている場合、例えば全課程の修了の要件として1,700単位時間の履修を求めている2年制の専門学校の学生が2年次から支援を受けようとするときには、通常、「標準単位時間数」は、 $1,700 \text{ 単位時間} / 2 \text{ 年 (修業年限)} \times 1 \text{ 年 (在籍年数)} = 850 \text{ 単位時間}$ となる。しかし、当該専門学校のカリキュラムの設定上、1年次は800単位時間、2年次は900単位時間の授業の設定をしている場合には、上記により算出した単位時間数(850時間)が、1年次に取得できる単位時間800時間を上回っているため、2年次から支援を希望する者が満たすべき標準単位時間数は、1年次に取得すべき単位時間数である800単位時間となる。

ウ 学業成績の基準の「廃止」の区分に該当しないこと

アまたはイのいずれかに該当する場合であっても、下表の適格認定における学業成績の基準の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならない。

区分	取扱い	学業成績の基準
廃止	・ 支援対象認定を取消 ・ 判定以降は支援対象となることができない	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（1）1）③に詳述）があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。（確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。）（※1） 2 累積修得単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）が標準単位数の6割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。（※2）
停止	・ 支援対象認定は維持するが、支援を受けることはできない ・ 次回判定で学業成績基準を満たせば、以降の期間は改めて支援を受けることが可能	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	・ 引き続き支援対象として、支援を継続 ・ 2回連続して該当した場合、「廃止」あるいは「停止」となる	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（1）1）③に詳述）があると認められないとき 1 累積修得単位数が標準単位数の7割以下であること。（「廃止」の区分の2に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。（次のア、イに該当する場合（本章第2節（1）1）③に詳述）を除く。） - ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 - イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）

※1 第5節副専攻等特例や第6節学部等選択特例の利用が認められる場合には、「修業年限で卒業又は修了しないこと」が確定していたとしても、「確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合」に当たり、「廃止」の区分に該当しないことに留意すること。

※2 授業料等減免の支援を受ける前の「警告」相当については、選考時（認定時）及び適格認定時において算入しない。

ただし、副専攻等特例や学部等選択特例を利用する場合においては、特例を適用しようとする学業成績の判定において「警告」相当に該当するかを確認する必要があることに留意すること。

なお、入学後2年目に申請があった者が、入学1年目に大学等から認められた正規の手

続により「休学」した期間があることにより入学1年目の成績判定がなされなかった場合には、その期間を差し引いた上で標準単位数を算出し、学業成績等に関する基準を満たすか確認すること。

入学後1年以上を経過した際の確認すべき学業成績等の期間については、以下のとおり。

	春（一次）	秋（二次）
修業年限3年以上 （大学等）	入学時から前年度末までの学業成績	
修業年限2年以下 （短期大学や高等専門学校、専修学校等）	入学時から前年度末まで	入学時から当年度前期まで
	※高専は入学時を4年次に読み替える	

④家計の経済状況に関する基準（施行規則第10条第2項第4号及び第4項関係）

次のア及びイに掲げる、収入等及び資産の基準を満たすこと。

ア 収入等に関する基準（施行規則第10条第2項第4号イ関係）

学生及びその生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。

なお、この基準は給付型奨学金の基準と同一であり、JASSOが提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、当該学生が支援対象となり得るか、大まかに調べることが可能であるため、学生や生計維持者からの質問に対しては、「進学資金シミュレーター」を案内するとともに、支援対象となるか判断が難しい場合はまずはJASSOに申請し判定を受けることを検討するよう促すこと。

（※）進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合、（調整控除の額＋税額調整額）は当該額に3/4を乗じた額となる。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分 （多子世帯又は理工農系に限る。）	51,300円以上～154,500円未満	多子世帯は満額（上限の範囲内）、理工農系は学校種に応じて減免額の1/3又は1/4
多子世帯	上記に関わらず所得制限なし	満額（上限の範囲内）

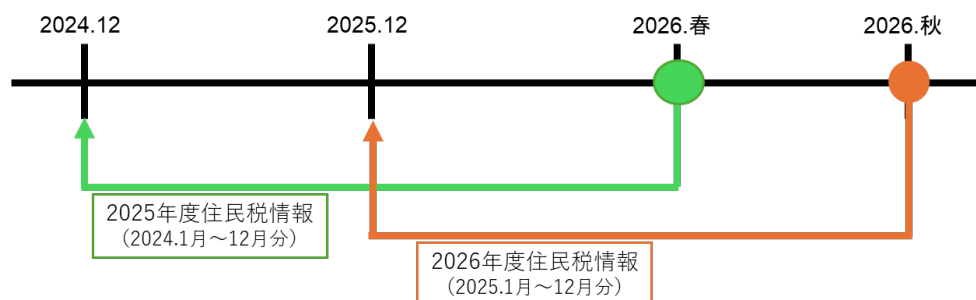
※ 要件判定時において確定している最新の住民税課税情報により算出する。（通常は例年6月に前年分所得に関する（非）課税が決定されることから、N年4月～9月の認定申請は（N－1）年度（（N－2）年所得分）の、N年10月～（N＋1）年3月の認定申請はN年度（（N－1）年分）の課税情報を使用することとなる。）

※地方税法第 295 条第 1 項各号に規定する者又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。
※算定基準額が第Ⅳ区分に該当し、かつ多子世帯と理工農系両方の要件を満たす学生は、原則として第Ⅳ区分（多子世帯）として取り扱う。
※生計維持者に関する考え方については、以下ホームページも参照すること。

JASSO「生計維持者について」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

申請時期と判定に使用する市町村民税の時期は以下の通り。



施行規則第 19 条第 2 項各号に定める「…額に準ずるものとして適切と認められるもの」（課税標準額等に準ずるもの）の考え方については、支弁者に問い合わせされたい。

第Ⅳ区分（理工農系）に関しては、文部科学省確認大学等のうち、ホームページに公表している理工農系の学部等（公示対象学部等）に所属する学生であること。

※公示対象学部等 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

多子世帯支援の対象は、

- ①市町村民税に係る生計維持者（本項「ウ「生計を維持する者」の定義」参照）の扶養する子（扶養親族）の数の合計が3人以上である
- ②支援を受けようとする学生本人が生計維持者に扶養されている（扶養親族である）の2点を満たす者であること。

これは、所得（上記Ⅰ～Ⅳあるいは多子世帯のいずれか）に拠らず共通である。また、子の数に関しては、税情報で確認できない時期に生計維持者に生まれた実子など（※）を算入することが可能である。なお、市町村民税において扶養から外れた場合は、本制度においても扶養する子の数にカウントされないこととなるが、特定親族特別控除の対象となる子等のうち、合計所得金額が 95 万円（給与収入で 160 万円）以下の者については、多子世帯支援における扶養する子の数に加える。

※具体的には、前期在学採用時等（支援始期が 4 月～9 月）には直前の 3 月末までに出生した実子等を、適格認定（家計）・後期在学採用時等（支援始期が 10 月～3 月）には 8 月末までに出生した生計維持者の実子等を、「扶養する子」に含めることが可能となる。生計維持者の実子、養子のうち特別養子縁組による者、児童福祉法に基づき里親に委託された者（いわゆる里子）、税情報に反映できない時期に扶養の異動があり生計維持者と同一生計にあると認められる子などを想定。

※本制度は確定した住民税課税情報を支援区分の判定等に利用するものであり、同情報の内容や決定までの過程等は文部科学省をはじめとした支弁者や JASSO 等において了知していない。

イ 資産に関する基準（施行規則第 10 条第 2 項第 4 号ロ関係）

申込時点において、学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

5,000 万円未満

ただし、多子世帯支援における授業料等減免に関しては 3 億円未満

いずれの場合も生計維持者の数は問わない。なお、ここでいう資産とは、次のものであることに留意すること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (暗号資産（仮想通貨）、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等 ※ 宝石（指輪等）は含まない。

※資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ 「生計を維持する者」の定義（施行規則第 10 条第 4 項関係）

学生の「生計を維持する者」に該当する者について、基本的な考え方は次のとおり。

詳細については、JASSO「生計維持者に係る Q & A」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html を確認すること。

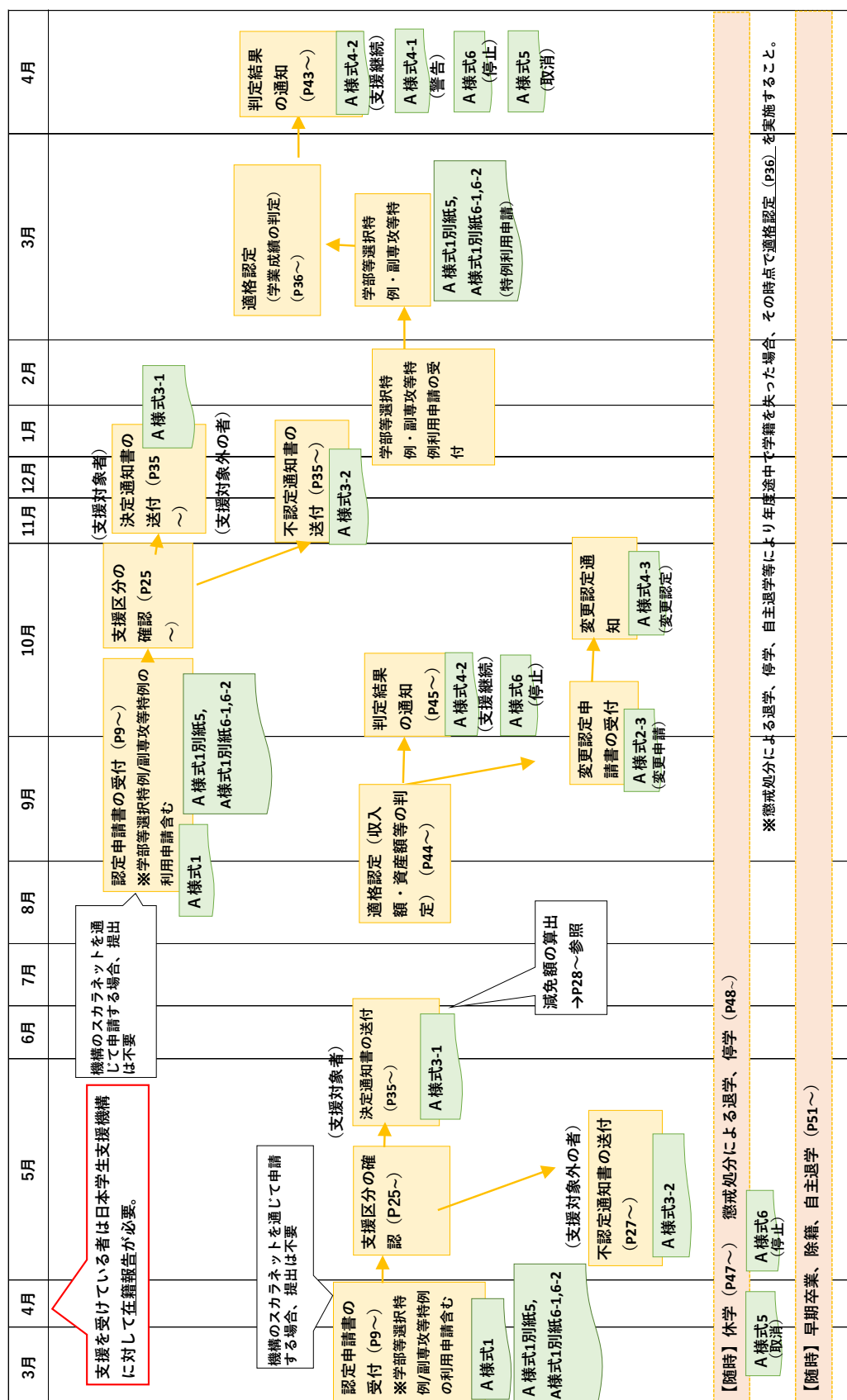
- i) 父母がいる場合 ……原則として父母（2 名）が生計維持者となる。
- ii) 父母がいない場合 ……父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者 1 名が生計維持者となる。生計を維持する者がいない場合（独立生計の場合）は、学生本人が生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合
……父母の有無を問わず、独立生計（学生本人が生計維持者）となる。

(3) 減免の実施に関すること

1) スケジュール (大学の場合の例)

以下、各学校における標準的な授業料等減免事務処理の年間スケジュールを示すものである。詳細な事務手続きについては本要領を十分に確認の上、手続きを行うこと。

標準的な事務フロー



2) 選考、認定に関すること

①認定申請者の支援区分の確認による授業料等減免の実施

JASSO の給付型奨学金の支援対象となった学生の情報は、本人同意のもと、スカラ AC を通じて大学等へ提供することとなり、大学等はスカラ AC から支援対象となった学生の給付始期や支援区分等の情報を確認することが可能となる。

大学等は申請のあった学生ごとにこの情報を確認し、支援対象であることが確認できた学生を減免対象者として認定する。

(留意点)

ア 条件の抽出にあたっては、次の情報を参照すること。

(i) 入学年月

(ii) 採用年月...スカラ AC に情報が登録された年月

※ 4 月入学であっても、進学届が遅れた場合等で採用年月が 5 月以降になることがある

(iii) 給付始期・給付終期

(iv) 支援区分

※ 支援区分は年に 1 回（9 月頃に JASSO が確認し、10 月以降の減免額が変更）見直しとなる。

各申請時における抽出条件の指定方法については、本章第 11 節及び第 12 節を参照すること。

イ スカラ AC から各学生の支援区分等の情報を確認できる時期（目安）は次のとおりである。なお、スカラ AC 上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生であるかに留意すること。また、過去の月ごとの状況を、あとから遡って確認することはできないことから、毎月、データを確認の上、支援を受けている者の一覧等をダウンロードしておくことが効果的であることにも留意すること。

【給付型奨学金の予約採用候補者】

学生が JASSO に対し、「進学届」の提出（オンライン）を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、スカラ AC において奨学生として採用処理後に、データ確認が可能となる。

【給付型奨学金の在学採用申込者】

各大学等において推薦を行った翌月以降にデータ確認が可能となる。

※ スカラ AC に学生の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、JASSO から示されるので確認すること。

ウ 本制度において授業料等減免を希望するが、別途独自の奨学金の支援を受けるため本制度による給付奨学金の受給は不要である場合などには、支援対象となった後に個別に申し出ることにより給付奨学金と授業料等減免のどちらかの支援を停止することができる。

※ 本制度による授業料等減免と給付型奨学金いずれか片方のみであっても利用を希望する場合には、上記の通り認定申請が必要。各大学等において独自に行う奨学金等を利用するなどにより、いずれの支援も希望しない学生に関しては上記の限りではない。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ③

日本学生支援機構

奨学生一覧

現在校の奨学生の一覧を表示します。

抽出条件

右の「検索」ボタンを押して、奨学生の検索を行います。
入力内容をクリアする場合は、右の「条件クリア」ボタンを押してください。

学校校舎区分 すべて▼

奨学生番号 04

学部学科 0 すべて▼

学籍番号

奨学金種別 すべて▼

返還方式 0 すべて▼

一校最高月額 すべて▼

入学年月 From ~ To

採用年月 From ~ To

学種状態

☒ 奨学金振込中
☐ 休・停止中
☐ 身分取消
☐ 採用取消
☐ 終了 給付(返還無)
☐ 返還予定

☐ 保留中
☐ 終期まで振込済
☐ 申出による終了
☐ 終了 無貸与
☐ 終了 給付(返還有)

※学種状態については、こちらを参照ください。

スカラーPS ユーザ区分 ☒ すべて ☐ ユーザ ☐ 非ユーザ
(スカラーPSユーザは119ユーザです。)

検索
条件クリア

(※採用年月…機構にて新規に奨学生として登録された年月)

検索結果は60件です。
1/6 ページを表示しています。

検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンを押してください。

次のページ
検索結果ダウンロード
支援区分適用履歴ダウンロード

整理番号	奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学種状態	入学年月	採用年月	貸与・給付 始期	貸与・給付 終期	支援区分	詳細 情報	返還 方式	一校 最高 月額	スカラー PS ユーザ
1	52204000001	機構 一太郎	人文学部	2001	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08		詳細	-	-	-
2	52204000002	機構 二太郎	人文学部	2001	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	I	詳細	-	-	-
3	52204000003	機構 三太郎	人文学部	2001	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	II	詳細	-	-	-
4	52204000004	機構 四太郎	人文学部	2002	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	III	詳細	-	-	-
5	52204000005	機構 五太郎	人文学部	2003	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	IV(理工農)	詳細	-	-	-
6	52204000006	機構 六太郎	人文学部	2004	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08		詳細	-	-	-
7	52204000007	機構 七太郎	人文学部	2005	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	I	詳細	-	-	-
8	52204000008	機構 八太郎	人文学部	2006	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	II	詳細	-	-	-
9	52204000009	機構 九太郎	人文学部	2006	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	III	詳細	-	-	-
10	52204000010	機構 十太郎	人文学部	2007	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	IV(多子)	詳細	-	-	-

メニュー画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

※ 「詳細情報」欄の[詳細](#)をクリックすると次ページの学生個人の奨学詳細情報の画面イメージが表示される。資産に関する基準の適否については上記の画面には表示されず、奨学詳細情報の「学種状態」及び「支援区分適用履歴」より確認可能。

※ 支援区分判断の際には「各種データダウンロード」ページ内の「【給付】支援区分履歴データ」「【給付】授業料等減免の交付申請・実績報告関連データ」からダウンロードしたデータを使用することも可能。

※ 支援区分名称は以下のとおり。

認定事由	支援区分名称
授業料等の負担が困難	I、II、III、IV（理工農系）
多子世帯	I（多子）、II（多子）、III（多子）、IV（多子）、多子世帯

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ④

奨学生詳細情報画面（抽出結果一覧内の詳細ボタンを押したときに遷移する画面）

日本学生支援機構

奨学詳細情報

奨学生の最新詳細情報を表示します。

奨学生番号	5XX04026733	特別増額	-	その他学種	-
併用番号	-	一種短期留学	-	二種短期留学	-
給付奨学生番号	-				
氏名	機構 一太郎	性別	男		
	キコ イチヲウ	生年月日	20XX年9月26日		
学種状態	奨学金振込中	保証区分	-	貸与利率区分	-
採用種別	一次	採用区分	-	採用年月	20XX年4月
				奨学金種別	給付

学校名称	109990-01	学生支援大学			
学部学科	4001	工学部	学籍番号	GAK41001	
学細	細分なし	入学年月	20XX年4月	専攻科入学	-
全定通	全日制	通学別	自宅外	修業年限	40
授業料免除	-	学年	1		

給付始期	20XX年4月	給付終期	20XX年3月	給付月額	44,500
前回振込年月	20XX年12月	支援区分	II	給付総額	400,500
				一種最高月額貸与	-
銀行-店舗	-	口座番号	-	ゆうちょ記号-番号	12340-087654321
	ゆうちょ銀行				

異動事由	異動なし	返還方式	-		
第一種再貸与	-	地方創生枠	-	業績免除内定制度	-
社会的義議	対象外				

<支援区分適用履歴>

項番	適用開始年月	適用終了年月	支援区分	資産要件	処理年月日
1	20XX/04	20XX/09	I		20XX/04/10
2	20XX/10	20XX/09	II	-	20XX/09/30
3	20XX/10	20XX/09	III	-	20XX/09/30
4	20XX/04	20XX/09	IV (理工農)	有	20XX/04/10
5	20XX/10	20XX/09	IV (多子)	-	20XX/09/30
6	20XX/04	20XX/09	II	×※1	20XX/04/10

- 注1 適格認定(家計)では、収入基準及び資産基準の両方を満たしている(「支援区分」が第Ⅰ～第Ⅲ区分、第Ⅰ～第Ⅳ区分(多子世帯)に該当し、かつ資産基準を超過していない)場合に、「支援区分」に基づく給付奨学金の月額が適用されます。
- 注2 資産要件欄については、「2021/10」を含む支援区分適用履歴から資産情報を反映しています。資産要件欄が空欄の場合は資産情報が反映されていませんので、ご注意ください。
- 注3 資産が超過している場合、資産要件欄に以下の文言が表示されます。
 「×※1」:給付奨学金の資産基準を超過しています。
 「×※2」:給付奨学金及び授業料等減免の資産基準を超過しています。
 なお、2025/3までを含む支援区分適用履歴は「有」と表示されます。

奨学生一覧画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

3) 減免額の算出

①減免の対象となる授業料、入学金

減免の対象範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」「入学金」であり、「授業料」「入学金」とは別に徴収されているもの（例：施設整備費、実習費など）は含まれない。

(留意点)

ア 授業料及び入学金は、学校教育法施行規則第4条に規定する学則記載事項であること。
イ 大学等や自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、新制度の授業料等減免や給付型奨学金と目的が重複する場合には、今後、本制度による支援において併給調整を行う場合があること。

ウ ある一人の学生に、学校として独自に行う経済的支援制度と本制度による授業料等減免を併せて利用させる場合には、その旨を支援対象となる学生に明示すること。また、学校独自の制度と本制度を併せ行うことについて、内規・申し合わせ等に規定する、在学生・受験生向け案内やホームページに明確に掲載するなどにより入学希望者・一般に公表するなど、適切に運用できる体制を整備すること。

エ 当該学生に対して、学校独自の授業料等減免制度（例：特待生制度、留学時減免など）などにより減額後の授業料等債務しか発生しえない場合、ウにかかわらずその減額後の授業料等が新制度の授業料等減免の対象となること。

例えば、授業料全額免除の特待生として入学する学生については、もとよりその授業料は無償であり、減免すべき授業料が発生していないことから、新制度における減免額は0円となる。また、特待生入試により、通常80万円の授業料が半額の40万円に減免されて入学する場合、当該学生が支払うべき授業料は40万円であるため、その40万円に対して新制度の授業料減免を実施すること。この場合もウに倣い、学生に提示するとともに一般に公表するなど、適切に運用する上で必要な体制を整備すること。

オ 授業料等について、質の向上を伴わない値上げや合理的な理由のない値上げなど、高等教育費の負担軽減を図るという法律の趣旨に反するような値上げを行うことは適切ではないこと。授業料等を値上げせざるを得ない場合にあっては、合理的な範囲での値上げであること等について学生や保護者等をはじめとする社会の理解を得られるよう、積極的に説明を尽くすとともに、本制度の対象となる学生の負担について配慮に努めること。

②住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額（上限）

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生に係る授業料及び入学金の額とする。（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、非課税世帯の学生に対する減免額の3分の2、3分の1又は4分の1の額を減免する。後述③参照）

学則に定める授業料等の額が以下表に示す減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその授業料等の全額をそれぞれ減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生）

<昼間部>

学校種	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円

<夜間部>

学校種	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	141,000 円	267,900 円	140,000 円	360,000 円
短期大学	84,600 円	195,000 円	170,000 円	360,000 円
高等専門学校	※現在開講されていない			
専門学校	35,000 円	83,400 円	140,000 円	390,000 円

※昼夜開講制については、昼間部の上限額を適用させる。（短期大学第3部も同様とする）

※独立行政法人、地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

<通信課程>

私立の大学、短期大学、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は次のとおり。

- ・ 授業料減免上限額（年額） ……………130,000 円
- ・ 入学金減免上限額（一回限り減免） …… 30,000 円

（高等専門学校及び国公立の大学、短期大学、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

③住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分）の学生に対する減免額（上限）

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下「準ずる世帯」という。）の学生に対しては、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分に該当する場合、当該大学等における住民税非課税世帯の学生に対する減免額の3分の2の額（第Ⅱ区分）又は3分の1の額（第Ⅲ区分）を減免上限額とする。第Ⅳ区分に該当する場合、理工農系支援については大学及び高等専門学校は3分の1の額を、大学（通信課程）、短期大学及び専門学校については4分の1の額を減免上限額とする。

もとの授業料等が減免上限額未満である場合は、減免上限額に対する減免割合（3分の2、3分の1、4分の1）の額とはならず、当該授業料等に対して減免割合を乗じた額となることに留意すること。例えば、私立大学の授業料減免の上限額は70万円であるところ、A私立大

学の授業料が 60 万円であった場合、第Ⅱ区分の者の減免額は 40 万円（＝60 万円×2/3）、第Ⅲ区分の者の減免額は 20 万円（＝60 万円×1/3）、第Ⅳ区分（理工農系）の者の減免額は 20 万円（＝60 万円×1/3）になる。

④多子世帯の学生（第Ⅰ区分（多子世帯）、第Ⅱ区分（多子世帯）、第Ⅲ区分（多子世帯）、第Ⅳ区分（多子世帯）、多子世帯）に対する減免額（上限）

多子世帯の学生に関しては、上記②・③のいずれの区分に該当するかに関わらず、上限額まで減額する。

学則に定める授業料等の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその全額をそれぞれ減免する。

減免割合は以下表のとおり。

支援区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 （理工農系）		第Ⅰ～Ⅳ区分 （多子）	多子世帯
減免割合	3/3	2/3	1/3	大学 高等専門学校	1/3	3/3	3/3
				大学（通信） 短期大学 専門学校	1/4		

⑤支援区分の変更と減免額

本制度では、年度の途中に支援対象者や支援区分の変更が起こり得るため、対象学生の減免額（年額）もそれに応じて変わる可能性がある。これは、収入額・資産額等に関する適格認定が毎年夏頃に行われ、その結果が 10 月分からの授業料等減免に反映されるためである。

（留意点）

ア 授業料を年額により 1 回のみ徴収する大学等においては、10 月から支援対象者や支援区分が変更になる可能性があること、その際、減免額の変更により徴収済みの年間授業料に追加徴収や還付が発生する可能性があることを、あらかじめ支援対象学生に周知しておくこと。

イ 本節（１）２）②に記載のとおり、支援の始期は原則 4 月と 10 月であることから、上記のように、授業料の徴収を前期と後期の年 2 回としない方法をとる大学等であっても、学生が授業料を納付する時期に限らず、学生からの認定申請の時期を支援の始期にあわせて設ける必要があること。

ウ 支援区分が変更になるケース（家計急変採用者の場合を含む）の減免額の算出方法は、次のとおりとなること。

$$\begin{aligned}
 & \text{年間授業料} \div 12 \times 3/3 \times \text{第Ⅰ区分及び多子世帯の支援月数} \\
 + & \text{年間授業料} \div 12 \times 2/3 \times \text{第Ⅱ区分の支援月数} \\
 + & \text{年間授業料} \div 12 \times 1/3 \times \text{第Ⅲ区分の支援月数} \\
 + & \text{年間授業料} \div 12 \times 1/4 \text{（又は } 1/3 \text{）} \times \text{第Ⅳ区分の支援月数} \\
 & \text{（合算後に 100 円未満を切り上げ）}
 \end{aligned}$$

エ 授業料額が前期・後期で異なる場合であっても、減免額の算出にあたっては、授業料の

年額から考える必要があること。（授業料の額を前期・後期に分割して考えてしまうと、10月以降、支援対象者や支援区分が変更した場合に減免額に不公平が生じる場合があるため。）

オ 授業料の納付時期や方法は、各大学等によって異なり、半期ごとの納付、毎年、3学期制の学期毎の納付等、様々なケースがあるため各学期にかかる減免額については、各学校等で調整すること。

カ 支援区分の変更に際して認定事由の変更を伴う場合は、学生から学校に対して変更認定申請を行い、学校は学生の申請に基づく変更認定が必要であることに注意すること。

（例）授業料が「前期授業料 24 万円、後期授業料 35 万円」（年額 59 万円）の私立専門学校生（減免上限額 59 万円）で、支援区分が前期：第Ⅰ区分、後期：第Ⅲ区分の場合

（正）「年間授業料 59 万円」として

年間減免額： $590,000 \div 12 \times 3/3 \times 6 + 590,000 \div 12 \times 1/3 \times 6 = 393,333 \rightarrow \underline{393,400 \text{ 円}}$

（誤）「前期授業料 24 万円、後期授業料 35 万円」から前期・後期をそれぞれに考え、

前期減免額： $240,000 \div 6 \times 3/3 \times 6 = 240,000 \rightarrow 240,000$

+ 後期減免額： $350,000 \div 6 \times 1/3 \times 6 = 116,666 \rightarrow 116,700$

= 年間減免額：356,700 円

⑥端数処理

準ずる世帯の減免額や後述する月割りの減免額を算出する際など、減免額の算出において、十の位以下の数字が発生する場合、十の位以下の数字は切り上げ、100 円単位とすること。

この端数処理は減免額算出（授業料と入学金のそれぞれの計算）の際の最後の計算にのみ一度だけ行うものとし、計算途中において複数回にわたり行うことがないように留意すること。

例えば、ある私立学校において授業料が年額 700,000 円の場合、その 2/3 の額は 466,666.666…円となり、端数処理後は 466,700 円となる。当該学生の月割りの減免額は、466,666.666…円を 12 で除して 38,888.888…円（端数処理後の 466,700 円を 12 で除すわけではないことに留意）となり、端数処理は最後の 38,888.888…円を十の位を切り上げ、38,900 円となる。

⑦減免額の計算方法（まとめ）

授業料減免額（年額）は次のように算出することとなる。なお、年間授業料の考え方については、下記の（留意点）を確認すること。

$$\begin{aligned} & \text{年間授業料} \div 12 \times 3/3 \times \text{第Ⅰ区分及び多子世帯の支援月数} \\ + & \text{年間授業料} \div 12 \times 2/3 \times \text{第Ⅱ区分の支援月数} \\ + & \text{年間授業料} \div 12 \times 1/3 \times \text{第Ⅲ区分の支援月数} \\ + & \text{年間授業料} \div 12 \times 1/4 \text{（又は } 1/3 \text{）} \times \text{第Ⅳ区分の支援月数} \\ & \text{（合算後に 100 円未満を切り上げ）} \end{aligned}$$

（留意点）

ア 年間授業料とは、次の A・B の少ない額（いずれも 100 円未満切り捨て）のこと。

A：学則で定める授業料年額（学校独自の授業料等減免によりあらかじめ減額が確定している場合は減額後の額）（前記①）

B：国の定める年間上限額（前記②）

イ 実際に発生した授業料額（C）（100 円未満切り捨て） が上記「A Bのうち少ない額」よりも少額となる場合（例：学校独自の授業料等減免や休学、自主退学などの学籍異動など）は次のとおりとなる。

- ・ C（実際に発生した授業料額） $\geq$ 「A Bのうち少ない額 $\times$ 減免対象月数/12」の場合
→「A Bのうち少ない額」を年間授業料とし、上記のとおり授業料減免額を算出する。
- ・ C（実際に発生した授業料額） $<$ 「A Bのうち少ない額 $\times$ 減免対象月数/12」の場合
→C（実際に発生した授業料額）を第Ⅰ区分の場合の授業料減免額（年額）とする。
この場合の計算方法は次のとおり。

$$\begin{aligned} & C \div \text{支援対象月数} \times 3/3 \times \text{第Ⅰ区分の支援月数} \\ + & C \div \text{支援対象月数} \times 2/3 \times \text{第Ⅱ区分の支援月数} \\ + & C \div \text{支援対象月数} \times 1/3 \times \text{第Ⅲ区分の支援月数} \\ + & C \div \text{支援対象月数} \times 1/4 \text{（又は } 1/3 \text{）} \times \text{第Ⅳ区分の支援月数} \\ & \text{（合算後に 100 円未満を切り上げ）} \end{aligned}$$

⑧月割の減免額

当該年度において支援の対象とならない月が発生する場合（例：⑤による支援区分の変更や学生の休学、自主退学等の学籍異動など）には、給付型奨学金の支援と同様、月単位で支援を受けることとなる。この場合、前記の表にある減免上限額（年額）を 12 月で除して、支援を受ける期間の月数を乗ずることで、当該年分の減免上限額を算出する。この上限額の範囲内で、授業料（年額）を 12 月で除して支援を受ける期間の月数を乗ずることにより算出した、当該年の授業料の額を減免とする。

例えば、減免上限額（年額）は 70 万円だが、6 か月間の休学により、当該年の 6 か月分のみ減免対象となった場合、当該年の授業料の減免上限額は、 $700,000 \div 12 \text{ か月} \times 6 \text{ か月} = 350,000 \text{ 円}$ となり、上限額は第Ⅰ区分（満額支援）が 350,000 円、第Ⅱ区分（2/3 支援）が 233,400 円（ $=350,000 \times 2/3$ ）、1/3 が 116,700 円（ $=350,000 \times 1/3$ ）、第Ⅳ区分（1/4 支援）が 87,500 円（ $=350,000 \times 1/4$ ）となる。このとき、授業料（年額）が 60 万円である学生 A については、 $60 \text{ 万円} \div 12 \text{ か月} \times 6 \text{ か月} = 30 \text{ 万円}$ となり、上限額は第Ⅰ区分（満額支援）が 30 万円、第Ⅱ区分（2/3 支援）が 20 万円（ $=30 \text{ 万円} \times 2/3$ ）、第Ⅲ区分（1/3 支援）が 10 万円（ $=30 \text{ 万円} \times 1/3$ ）、第Ⅳ区分（1/4 支援）が 75,000 円（ $=300,000 \times 1/4$ ）となる。

原則、給付型奨学金の受給期間と授業料減免の支援期間は一致すべきものとする。

⑨計算例

	学校種	授業料 (A)	上限額 (B)	発生額 (C)	支援区分											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例 1	国立大学	535,800	535,800	435,800	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
例 2	公立短大	390,000	390,000	390,000	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
例 3	私立大学	720,000	700,000	720,000	多子	多子	多子	多子	多子	多子	支援 対象外	支援 対象外	支援 対象外	支援 対象外	支援 対象外	支援 対象外
例 4	私立専修	590,000	590,000	590,000	2/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	2/3	3/3	3/3	3/3	1/3	1/3
例 5	私立高专	800,000	700,000	550,000	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	2/3	2/3	退学	退学
例 6	私立大学	720,000	700,000	60,000	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	3/3
例 7	国立大学	535,800	535,800	535,800	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	3/3	3/3	3/3

例 1：特待制度により年度当初に学則で定める授業料から 10 万円減額された

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= (535,800 - 100,000) \div 12 \times 3/3 \times 12 \\ &= \underline{435,800 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 2：後期から支援区分が変更となった

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 390,000 \div 12 \times 3/3 \times 6 + 390,000 \div 12 \times 2/3 \times 6 \\ &= \underline{325,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 3：前期は多子世帯、後期は停止となった

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 700,000 \div 12 \times 3/3 \times 6 \\ &= \underline{350,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 4：前年度 11 月から支援開始した家計急変採用者

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 590,000 \div 12 \times 3/3 \times 3 + 590,000 \div 12 \times 2/3 \times 4 + 590,000 \div 12 \times 1/3 \times 5 \\ &= 360,556 \rightarrow \underline{360,600 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 5：学則により、1 月末日退学に伴い授業料が 250,000 円免除された

実際に発生した授業料額 (C) が「A B のうち少ない額 × 減免対象月数 ÷ 12」より少ない (1 月末に退学したため支援対象月数 10 か月)

$$\begin{aligned} (550,000 < 700,000 \div 12 \times 10 = 583,333) \text{ のため、} \\ \text{授業料減免額} &= 550,000 \div 10 \times 2/3 \times 4 + 550,000 \div 10 \times 1/3 \times 6 \\ &= 256,666 \rightarrow \underline{256,700 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 6：休学に伴い年間授業料 (720,000 円) のうち 1 か月分 (60,000 円) のみ授業料が発生した

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 700,000 \div 12 = 58,333 \text{ 円} \\ &= 58,333 \text{ 円} \times 3/3 \times 1 = 58,333 \text{ 円} \rightarrow 58,400 \text{ 円 (十の位切り上げ)} \end{aligned}$$

例 7：年間授業料が 535,800 円であり、4 月から 12 月まで支援が停止しており、1 月から第 I 区分として支援が再開した

$$\text{授業料減免額} = 535,800 \div 12 \times 3/3 \times 3 = 133,950 \rightarrow 134,000 \text{ 円}$$

4) 入学金減免の取扱い

入学金減免の事務処理にあたっては以下のことに留意すること。

(留意点)

- ア 進学先の大学等の入学金のみが減免の対象であること。入学試験に合格したが入学しなかった大学等の入学金は減免の対象とはならない。
- イ 編入学や短期大学・高等専門学校の認定専攻科などに入学する際の入学金も含め、本制度の対象となる大学等の入学金はすべて対象となり得ること。ただし、高等専門学校（本科）については、入学金減免の対象となるのは、4年次編入を受け入れる場合等の入学金に限られる。
- ウ 入学金の減免を受けられるのは1回限りとすること。編入学先の大学等で入学金が生じる場合、編入学前の大学等に入学する際に本制度による入学金減免を受けていれば、編入学先の入学金は減免されないことに留意すること。（授業料等減免の認定申請書において、過去に入学金減免の支援を受けたことがあるか確認を求めるほか、特に編入学の場合には、編入学前の大学等に確認をとるなど、遺漏のないよう対応すること。）
- エ 入学金減免は、入学前又は入学後速やかに申請を行い支援対象と認定された者を対象として行うこと。入学年の途中から又は2年目以降に減免を受け始めた場合に、本制度においては、遡って入学時に徴収した入学金を減免することはできない。
例えば、4月入学者の場合、4月分から授業料減免を受ける者は入学金減免の対象となるが、10月分から授業料減免を受ける者はその対象とならない。2年次以降に減免を受け始める者についても、入学時に徴収した入学金を減免することはできない。
- オ 給付型奨学金の予約採用申込者だけでなく、在学採用申込者も、認定されれば入学月から支援を受けられることから、入学金の減免対象となる。
- カ 入学金減免は、入学月の支援区分により算定した額によること。（10月に適格認定（家計）による支援区分の変更があっても、入学金減免額は変わらない。ただし、税の更正等により、入学月の支援区分そのものが変更になった場合は、変更後の支援区分により算定した額となる。）

5) 授業料等の納付猶予等

教育費負担の軽減を必要とする学生を支援するという制度趣旨を踏まえ、既に減免対象となっている在学生だけでなく、在学採用を申請している在学生についても、支援対象として認定するまでの間、授業料納付を原則として猶予するものとする。授業料の納付を求める場合であっても、本制度における授業料減免の上限額を超える部分のみを請求するなど、制度の趣旨や学生の経済的状況等に鑑み、各大学等において適切な取扱いを検討すること。その際、事後に減免額分を還付する一時的な措置である場合であっても、学生が本制度に基づく授業料減免額を支出する必要が生じないように配慮すること。

なお、入学者に係る授業料等についてはこの原則としての取扱いとはしないが、入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生については、納付時期の猶予、分納、免除、減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮を行うこと。

巻末の参考資料2において、入学前に利用可能な支援制度を示しており、入学希望者から本制度の利用の希望があった場合には、これらの制度についても併せて周知すること。

また、やむを得ず授業料等を事後に還付する場合には、授業料等を実際に負担している者が学生本人とは限らないことも踏まえ、適切な還付先とし、速やかに還付を行うよう配慮すること。

（４）認定結果の通知に関すること

大学等はスカラ AC で支援区分を確認し、減免対象者として認定したときは認定した結果を、減免対象ではないと判定したときはその旨を、速やかに認定申請者に通知すること。

施行規則（関係部分抜粋）

第十一条 略

- 6 確認大学等の設置者は、第十条第一項の選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者であると認めるときは、当該減免認定を行うとともに、当該減免認定に係る授業料等減免対象者に対し、減免認定を行った旨及び授業料等減免の額並びに施行令第二条第一項第二号イからニまでに掲げる区分（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を行うべき者である場合に限る。）を通知するものとする。

（留意点）

- ア 減免の始期は本章第 1 節（１）２）②のとおり。
 - イ 減免対象者として認定された者に対しては、認定事由、支援区分、減免額、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を通知する。（A 様式 3－1）
 - ウ 減免対象者として認定されなかった者に対しては、認定されなかった旨及びその理由を通知する。（A 様式 3－2）
- ※給付型奨学金の申請者は、給付型奨学金に係る「認定結果通知」が JASSO から大学等へ送付されるので、同時に通知することが望ましい。
- エ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、（１）の認定申請書と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。

（５）減免実施後の授業料等の徴収

減免実施後、学生が納付すべき授業料等がある場合には、認定結果通知書に記載の内容に基づき、各大学等が定める方法により学生から授業料等を徴収すること。

第2節 支援の継続に関する事務

(1) 適格認定に関すること

授業料等減免の認定を受けた全ての者（既に取消しとなった者を除く。）について、次に記載する、

1) 学業成績の判定

2) 収入額・資産額等の判定

を実施すること。

支援停止中の者（休学中の場合を含む）についても適格認定を実施し、認定取消等に該当する者については所要の措置を行うこと。

なお、適格認定の結果による認定の効果（支援の再開、停止、終了等）の変更は、原則、JASSOの給付型奨学金と連動する。

1) 学業成績の判定

①適格認定の時期等

学業成績等に関する適格認定における成績の判定は、学年ごとに行い、その結果は当該学生へ通知（⑦を参照）するとともに、次の年次の授業料の減免（遡及取消しの場合は当該年度の授業料の減免）に反映させること。

4月入学者の場合、学業成績等に関する成績の判定は毎年度末に実施すること。なお、4月以外の月に入学した者（例えば秋入学者）については、当該学生の各学年時における成績が確定する時期（例えば、10月1日に入学した者であって、在籍中の各学年の成績が翌年度以降、毎年9月に確定する場合には、毎年9月末まで）に学業成績等に関する適格認定を実施すること。

ただし、短期大学（修業年限が2年のもの。認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のもの。適格専攻科を含む。）については、学年の半期ごとに判定を行い、半期ごとの授業料等の減免に反映させること。この場合、前期の適格認定による判定結果は、当該年度の10月以降の支援内容に反映させることから、それまでに確定し判定できる学業成績をもって判定すること。

(留意点)

ア 「学年」とは学則に定める学年（「〇月〇日から〇月〇日を学年とする」など）をいう。ただし、秋入学制度がある学校で秋入学者について学則上特段の規定を置いていない場合、実態としての学年（入学月からの1年）により実施して差し支えない。

②適格認定の基準

大学等は授業料等減免対象者の学業成績等について、適格認定を行う時期ごとに下表の「廃止」、「停止」又は「警告」のいずれの区分の各基準に該当するかを判定すること。

区分	取扱い	学業成績の基準
廃止	・支援対象認定を取消 ・判定以降は支援対象となることができない	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（③に詳述）があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。（確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。） 2 累積修得単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）が標準単位数の6割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
停止	・支援対象認定は維持するが、支援を受けることはできない ・次回判定で学業成績基準を満たせば、以降の期間は改めて支援を受けることが可能	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	・引き続き支援対象として、支援を継続 ・2回連続して該当した場合、「廃止」あるいは「停止」となる	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（③に詳述）があると認められないとき 1 累積修得単位数が標準単位数の7割以下であること。（「廃止」の区分の2に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。（次のア、イに該当する場合（③に詳述）を除く。） - ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 - イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）

（留意点）

ア 次の場合は適格認定を実施しない。

- ① 死亡により支援終了となる場合
- ② 懲戒による退学処分若しくは懲戒による3か月超の停学処分を受けたことにより廃止（要返還）となる場合
- ③ 適格認定対象となる全期間中に休学であるなど、学業成績等における4つの指標のいずれも存在しない場合

イ 標準単位数は、次の算式により算定（端数が生じた場合には切り上げる。）する単位数、又は履修科目として登録できる単位数の上限として大学等が定める単位数（大学設置基準第27条の2第1項、短期大学設置基準第13条の2第1項、専門職大学院設置基準第23条第1項、専修学校設置基準第24条）のいずれか少ない数とすること。

卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数
（単位制によらない専門学校にあっては単位時間数）

× 対象者の在学年数※2

修業年限※1

※1 長期履修（大学設置基準第30条の2、短期大学設置基準第16条の2、専門職大学設置基準第27条、専修学校設置基準第25条）が認められた学生については、その認められた履修期間

※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が1年未満である場合には、その月数

ウ 「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生の学業成績について、GPA等を用いて相対的に比較することが公正かつ適正であると大学等が認める組織等をいう。

エ 学修意欲の状況について、出席率を把握することが不可能あるいは著しく困難な場合には、出席に代えて、例えば、授業や実習における取り組み姿勢、授業内での確認テストの状況、課題・レポートの提出状況、アンケート等における学習内容の理解度、グループワーク・討論・プレゼンテーションの状況など、授業科目への積極的な参画状況の確認を通じて判定すること。「出席率が6割以下」（又は8割以下）というのは、学修意欲を欠き、公費による支援をするのにふさわしくない水準として、あくまで一例として示したものであることに留意すること。したがって、出席率のみにより判定するのであれば6割（又は8割）が基準となるが、例えば、課題の提出状況や授業外での学修状況などを勘案して判定する場合においても、6割（又は8割）しか出席していないのと同程度に学修意欲が低いと考えられる場合には、「廃止」（又は「警告」）の判定を行うこと。

オ 年度の途中で、自主退学や未納除籍等の事由により、学籍の異動が生じた場合には、その時点で当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施する（学籍の異動は本章第3節を参照）。なお、退学者に対する学業成績の判定について、退学したことのみをもって廃止基準の一つである「修学年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」として処理することは適当ではなく、あくまでも退学時点で判明している成績をもって学業成績の判定を行うことに留意すること。

カ 「停止」となった次の適格認定において、学業成績等が「継続」相当で、ほかの停止事由に該当していない場合、「停止」を解除のうえ支援を再開（復活）させる。一方、学業成績等が「継続」相当以外の場合は、「廃止」の取扱いとなる。

なお、令和5年9月適格認定以前の「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2回目の「警告」がGPA基準のみであり、「廃止」の判定の適格認定（学業）の次の学年（2年以下の課程・高等専門学校の場合は半期）の学業成績等が、給付奨学金及び授業料等減免の適格認定基準における「継続」相当であった者については、令和5年4月以降の在学採用から再申込を可能とする。（再申込可能な時期は、廃止後の学業成績が「継続」相当であった学年の次の学年中（2年以下の課程・高等専門学校の場合は廃止後の学業成

績等が「継続」相当であった学年の半期の次の半期中) となる

キ そのほか、詳細は JASSO の資料も参照すること。

③斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置

ア) 資格等を十分に取得できる水準にある場合

次の (i) から (iii) の全てに該当すると認められる場合には、「G P A 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

- (i) 資格又は検定 (以下、「資格等」と学生が所属する学部等の教育課程が密接に関連し、かつ、当該資格等が高等教育機関における学修成果としてふさわしいものであること
- (ii) 当該資格等が、職業に結び付くものであること
- (iii) 卒業生等の資格等の取得実績と成績との関係を踏まえ、当該学生が十分に取得又は合格できる水準にあること

(留意点)

- ・ 資格等と教育課程とが密接に関連しているか否かの判断は、当該教育課程が、当該資格の取得又は当該検定への合格 (以下「資格の取得等」という。) を目的としてカリキュラムが組まれたものであるかによって判断することになる。この場合、必ずしもすべての個別の履修科目等が資格の取得等のために設定されている必要はなく、入学から卒業までの間のカリキュラムを総合的に見て判断する。
ただし、資格の取得又は検定への合格を目的としていることが分かるようにその旨をカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー、学校案内パンフレットや募集要項等により一般に公開している必要があることに留意すること
- ・ 資格の取得等を目的としてカリキュラムを編成するに当たっては、各大学等のディプロマ・ポリシーなどを適切に踏まえて資格等を設定する必要があり、当該資格等が学修成果としてふさわしいかどうかは、その点を踏まえて各大学等において判断すること。
- ・ 該当する資格等は、学修成果としてふさわしく、かつ、職業に結び付く資格等であることが必要であることから、一般的に高等学校卒業程度で取得可能な資格や、一般教養と考えられる検定は、仮に当該大学等の教育課程と関連があったとしても対象外であると考えられる。また、学修成果としてふさわしく、職業に結び付く資格等であったとしても、当該学生が所属する学部等の教育課程と関連がないものであれば、対象外となることに留意すること。
- ・ 民間企業などが認定等をする資格等であっても、公的な資格等に準じて同等以上の社会的評価を有する資格等として評価できるものについては対象となり得ること。
- ・ 「資格等を十分に取得できる水準にある」かについては、例えば、G P A 等が一定の水準 (評価基準の「到達目標を達成している」に該当する場合等) にある者や、各科目の点数の平均値が一定の点数以上にある者について、過去の卒業生の実績と照らし合わせたとき、十分に資格等に合格できる水準にあると判断できる場合には、合格水準にあると判定することが考えられること。また、その設定の考え方等については、学生へ明示するとともに、インターネット等の広く周知を図ることができる方法により公表

することが望ましいこと。

イ) 社会的養護を必要とする者の場合

社会的養護を必要とする者で、大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

(i) 「社会的養護を必要とする者」であるかの確認

本取扱いにおける「社会的養護を必要とする者」とは、満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）において次の表の区分に掲げる施設に入所していた者（事業にあつては委託されていた者、里親にあつては養育されていた者）を指す。

これらの者については、給付型奨学金の申込時にその旨を申告していることから、適格認定の際にはスカラACによりこれに該当するか否かを確認すること。

なお、当該適格認定の時点で児童養護施設への入所等をしている必要はなく、認定を受けた段階で「社会的養護を必要とする者」として認定されていれば、以降の適格認定においても本取扱いの対象となることに留意すること。

区 分	児童福祉法上の根拠	概 要
児童養護施設	第41条	<u>保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童の養護を行う。</u>
児童自立支援施設	第44条	<u>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の養護を行う。</u>
児童心理治療施設（（旧）情緒障害児短期治療施設）	第43条の2	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により <u>社会生活への適応が困難となった児童の養護を行う。</u>
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者に委託されていた者	第6条の3第1項	義務教育を終了した児童であつて、 <u>児童養護施設を退所した児童等の養護を行う。</u>
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されていた者	第6条の3第8項	要保護児童（ <u>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童</u> ）に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。
里親	第6条の4	児童相談所が要保護児童（ <u>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童</u> ）の養育を定められた要件を満たした里親へ委託。

(ii) 学修に対する意欲や態度が優れているかの確認

適格認定の際に「社会的養護を必要とする者」が、GPA等が下位4分の1の範囲に

属する場合には、レポートや面談等を実施し、その結果、本制度の社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するという制度の趣旨を踏まえ、十分に学修に対する意欲や態度が優れていると認められるか否かを確認すること。

ウ) 傷病・災害その他のやむを得ない事由があると認められる場合

「廃止」又は「警告」の区分に掲げる学業成績等（修得単位数、G P A、出席率等）に該当する場合であっても、そのことにつき、傷病・災害等により追試験等を含め成績判定が不可能であった等のやむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない。

エ) 「斟酌すべきやむを得ない事由」の適用方法

廃止・警告の双方に用いる指標であっても、基準として該当するのは廃止か警告のいずれかであり、該当した基準についてそれぞれ斟酌すべきやむを得ない事由があるか否かを判断する。

※ たとえば、修得単位数が4割であった場合、警告の項第1号には該当せず廃止の項第2号に該当するところ、廃止の項第2号に該当することにつき斟酌すべきやむを得ない事由があると判断した場合、廃止に該当しないこととなるのみであり、更に警告に該当するか否かの判断は不要である（もともと警告の基準には該当していないため）。

(留意点)

- ・ 本取扱い、上記ア) 及びイ) と異なり、「警告」の基準の1つであるG P A等に関する基準だけでなく、「廃止」及び「警告」に係る全ての「学業成績等の基準」に適用するものであること（修業年限内での卒業、単位の修得状況、学修意欲（出席率等））。
- ・ 認められる事由は、傷病・災害等のやむを得ない事由等によるものであること。
※ 個別の事案の判断にあたってはQ & Aの4-15-2も参照すること。
- ・ カリキュラムの設定（成績の判定時期）等により適格認定の時期に成績判定ができない場合にも、この取扱いの対象となること。

④副専攻等特例・学部等選択特例の利用が認められる場合の措置

副専攻等特例及び学部等選択特例の利用が認められる場合には、「修業年限で卒業又は修了できないこと」が確定していたとしても、「確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合」に該当することとなり、「廃止」の区分に該当しない。（詳細の運用は第5節、第6節を参照）

なお、副専攻等特例及び学部等選択特例を利用する場合においては特例を適用しようとする学生がそれまでの学業成績において「警告」相当に該当するかを確認する必要があることに留意すること。

⑤遡及取消の基準

上記②の判定において、学業成績が「廃止」の区分のいずれかの基準に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良で

あることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないときは、遡及取消となる。

学業成績が著しく不良であると認められるものとは、具体的には次のア) 又はイ) のいずれかに該当すること。(災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合(※個別の事案の判断にあたってはQ&Aの4-15-2も参照すること。)を除く。)

ア) 累積修得単位数の標準単位数に対する割合が1割以下

イ) 出席率等学修意欲が1割以下※2

⑥適格認定において留意すべきケース

ア) 休学中等の適格認定

支援対象者の休学等により認定の効力を停止した場合には、当該休学期間の属する年度に、判定すべき学業成績等があれば、当該学業成績について適格認定を実施し、判定すべき学業成績等がない場合には、当該期間について適格認定を実施することは要さない。

例えば、ある学年1年間を休学する場合、当該休学期間は、通常、判定すべき学業成績等がないため、当該年度に係る学業成績等に係る適格認定は実施しない。

他方で、例えば、ある年度の後期のみを休学する場合は、前期の学業成績等をもって当該年度の適格認定を実施する。この場合、学業成績等の判定基準の一つである「標準単位数」を算出する際の「対象者の在学年数」における当該年度の在籍年数から、休学した月数を控除して算出する(例えば、大学3年次に6か月間、休学した場合は、在学年数は2.5年となり、3年次の適格認定における標準単位数は77.5単位(=124単位÷4年×2.5年)となる)。

イ) 長期履修学生の適格認定

次に示す規定に基づき修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することが認められた者(以下「長期履修学生」という。)についても、前述のとおり学業成績等に関する適格認定を実施する。

ただし、適格認定を行う際の「標準単位数」の算定に当たっては、「修業年限」に代えて、大学設置基準第30条の2等の規定により大学等から認められた長期履修期間により算定すること。

例えば、修業年限が4年(卒業に必要な単位数124単位)の大学生について、5年間の長期履修学生である場合、1年次の標準単位数は24.8単位(=124単位÷5年×1年)となる。

なお、長期履修学生であっても、支援を受けられる期間は修業年限までであり、修業年限を超えた期間は、支援を受けられないことに留意すること。

【長期履修に関する各種規定】

○ 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

(長期にわたる教育課程の履修)

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

○ 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)

(長期にわたる教育課程の履修)

第十六条の二 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たとき

は、その計画的な履修を認めることができる。

○ 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

⑦適格認定における学業成績等の判定結果の取扱い及び通知

適格認定における学業成績等の判定結果が「廃止」及び「警告」のいずれにも該当しない場合は、A様式4－2により当該学生に対して、その旨を通知すること。

「警告」の区分に該当する場合には、A様式4－1により当該学生に対して、学業不振である旨の通知を行うとともに、次回の適格認定において連続して「警告」に該当した場合には「廃止」又は「停止」となる旨を通知し、より一層学修へ励むよう指導すること。その際、きめ細かな学修支援や生活相談を併せて実施することが、学生の成績改善にもつながることに留意すること。

2回目の「警告」に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合」のみに該当する場合は「停止」の取扱いとなり、A様式6をもって通知を行うこと。翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となる。

「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定を取り消すものとし、A様式5により当該学生に対して、その旨を通知すること。その際、退学や休学を検討している学生への対応に当たっては、学内における学生への経済的支援に係る相談窓口が適宜連携を行い、個々の事情にあわせて、適切かつ細やかな対応を行うこと。

なお、当該適格認定の結果については、支援対象者に通知するとともに、JASSO の指定する方法により JASSO に報告すること。（JASSO 省令第 23 条の 6 第 2 項）

（留意点）

ア 学業成績等の判定結果をもって認定の取消しとなり減免を行う事由が消滅するのは、原則、3月又は9月の末日となり、当該月で減免は終了する。「廃止」区分に該当する者のうち、上述⑤の遡及取消に該当する者については、学年の初日（短期大学（修業年限が2年以下のもの。認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のもの。適格専攻科を含む。）（以下この項において短期大学等という。）にあつては、学年の半期の初日）に遡って、支援対象者としての認定の効力が失われ、減免を行う事由が遡って消滅する（この場合、遡って認定が消滅した期間の授業料減免の費用は支弁対象とならない）。

なお、入学金については、入学自体の取消しとならない限り、遡及取消の対象とならない（入学金減免の費用は支弁対象となる）こと。

イ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

ウ 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消しを行った場合、取り消された者の人数及び支援額を、A様式11により機関要件確認者に届出ること（修学支援法第10

条第2項、施行規則第17条)。(巻末の参考資料8)

- エ 遡及取消となった期間の授業料については各大学等が当該学生から徴収し、遡及取消に係る交付金は支弁者に返還することを原則とする。なお、再三にわたる督促にもかかわらず、支弁者への精算時までには当該学生から授業料の徴収ができない場合は、支弁者の判断によって、精算時に支弁者へ返還する額を各大学等が学生から徴収できた分のみとすることができる。この際、遡及取消が発生した年度における実績報告(年間実績)においては、遡及取消ではなく単に廃止となったものとして報告し、遡及取消となった翌年度以降の実績報告時に併せて徴収の状況を報告することができる(提出期限は別途通知)。

なお、遡及取消となった者に係る未収分の授業料は、遡及取消となった後5年間管理を行い、各大学等の規程に基づく督促頻度又は年1回のいずれか高い頻度の督促を行うこと。遡及取消となった者が死亡するなど、要返還額の一部あるいは全部を返還することができなくなった場合には、速やかに返還残額の取扱いにつき支弁者に相談すること。また、各支弁者においては、文部科学省担当課と対応方針について相談すること。

- オ 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消を行った場合において、当該認定取消を受けた学生より当該認定取消について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、
- ①速やかに JASSO に対して連絡を行うとともに、
 - ②大学等において当該学生からの意見陳述(認定取消の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。)の機会を設け、多角的な視点から(可能な限り客観的な事実等に基づき、)検証することが望ましいこと

2) 収入額・資産額等の判定(施行規則第13条関係)

※家計急変に係る申請に基づき認定した者については、下記によらず、本章第7節を参照すること。

①適格認定の基準

本章第1節(2)④に記載のとおり。

②適格認定の時期

適格認定における収入額・資産額等の判定は、毎年夏頃に行われ10月から翌年度9月までの支援に適用する。給付型奨学金の支援対象者については、JASSOで判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき大学等がスカラACにて確認でき、当該者については、大学等が収入額・資産額等の判定を行った者とみなすことができる。JASSOの判定結果(新たな支援区分情報)の確認については、以下のとおり行う。

※給付型奨学金における JASSO の判定にあたっては、毎年4月に行われる在籍報告を学生が行う必要がある。

※理工農系に係る異動に関しては大学等においても確認し、変更がある場合は遺漏なく手続きすること。

<JASSO の判定結果の確認方法>

大学等が確認するスカラ AC の奨学生一覧画面（本章第 1 節（3）2）において、「支援区分」欄に新たな支援区分情報が表示される。また、奨学生の奨学詳細情報画面（本章第 1 節（3）2）でも、各学生の支援区分適用履歴が追加表示される。追加表示される時期は、JASSO の年間スケジュールを確認すること。

「支援区分」には、収入・扶養状況に関する判定結果に基づき、支援区分として『Ⅰ』『Ⅱ』『Ⅲ』『Ⅳ』『Ⅳ（理工農）』、収入要件を満たさない場合は『一』と表示される。（多子世帯の場合は、『Ⅰ（多子）』『Ⅱ（多子）』『Ⅲ（多子）』『Ⅳ（多子）』『多子世帯』と表示される。多子世帯は収入要件がないため、上記『一』に相当する表示はない。）

資産要件に関する判定結果は、5,000 万円未満は『一』、5,000 万円以上は『×※2』と表示される。多子世帯の場合も、5,000 万円未満は『一』、5,000 万円以上 3 億円未満の場合は『×※1』、3 億円以上の場合は『×※2』と表示される。なお、支援区分『多子世帯』の場合は、5,000 万円未満・5,000 万円以上 3 億円未満のいずれの場合も『一』、3 億円以上の場合は『×※2』と表示される。

「学種状態」欄には、上記収入等・資産の状況を踏まえた適格認定（家計）全体の判定結果として、支援対象となる場合は『奨学金振込中』、ならない場合は『休・停止中』と表示される。

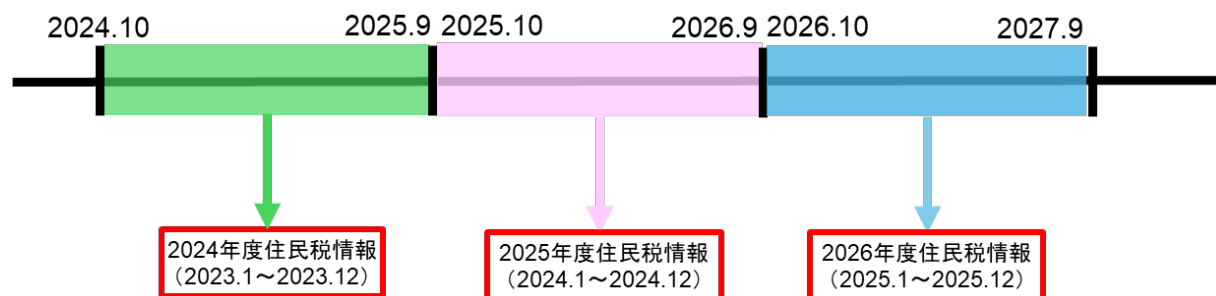
（例）収入が区分Ⅲ、資産額が 5,000 万円以上 3 億円未満である場合の画面表示

支援区分：『Ⅲ（多子）』、資産要件：『×※1』、学種状態：『奨学金振込中』

また、収入に関する判定結果が区分Ⅳの者で、理工農・多子世帯いずれにも該当しない場合は、「支援区分」欄に『一（停止）』、学種状態欄に『休・停止中』と表示される。

※新たな支援区分について、スカラ AC 上は毎年 9 月頃に確認可能となる。判定の結果に基づき、学生の支援区分や減免額の変更若しくは支援の停止を行うものとし、当該変更は 10 月分からの授業料等の減免の実施に反映させること。（支援区分が変更となった者については、本章第 1 節（3）3）のとおり、新たな減免額の算出を行うこと。）

（参考）収入額・資産額等の確認時点と当該結果の反映期間



③適格認定結果の通知

判定の結果、いずれの支援区分にも該当しない（支援停止となる）ことが確認された場合は、10 月分から支援を停止することとし、A様式 6 によりその旨を速やかに通知すること。

（当該者について、翌年の適格認定（家計）において、いずれかの区分に該当することとなった場合には、支援が再開される。）

支援区分が変更となった場合は A 様式 4－3 により、授業料等減免における認定事由、新たな支援区分、減免額、減免期間、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を速やかに該当者に通知すること。その際、支援区分の変更に伴う認定事由の変更がある場合には、学生からの変更認定申請及び同申請に基づく学校による変更認定手続きも併せて必要である。

なお、支援区分が変更とならなかった場合も、適格認定以降の対象となる減免期間に係る

通知を行っていない場合はA様式4－3により通知することが必要となる。これらの通知にあたっては、次の方法のいずれかが標準的な通知となる。

- ・ A様式3－1の認定通知の内容を半年間としておき、10月からの適格認定結果を（支援区分が変更とならなかった者を含み）対象者全員に通知する（以降、半年ごとに通知）。
- ・ A様式3－1の認定通知の内容を1年間としておき、10月からの適格認定結果を支援区分が変更となった者にのみ通知する。

（留意点）

ア 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

イ 変更認定手続きが行われない場合、授業料等減免の実施の根拠となる認定が行われないことから、授業料等減免の手続き瑕疵となるため、必ず手続きを行うよう学生へ指導されたい。

（参考）適格認定と対応

適格認定実施時期	夏（～9月）		学年末
審査事項	収入、扶養状況及び資産	学業成績（修業年限2年以下の短期大学・高等専門学校・専門学校のみ） ※学部等選択特例・副専攻等特例の利用状況含む	学業成績 ※学部等選択特例・副専攻等特例の利用状況含む
審査方法	JASSOが確認。 本人同意のもと、大学等に情報が共有される。	対象者の成績を大学等で確認。JASSOへ報告。	対象者の成績を大学等で確認。JASSOへ報告。
認定効力、支援内容の変更	所得の状況に応じ、継続、支援区分の変更（減免額の変更）又は効力の停止。	学業成績に応じ、取消・停止又は警告。 成績が著しく不良である場合などは、学年の始期に遡及して取消。	学業成績に応じ、取消・停止又は警告。 成績が著しく不良である場合などは、学年の始期に遡及して取消。
適格認定結果の反映	10月分から新減免額を反映。	10月分から反映。 遡及取消に該当する場合は、（4月入学者の場合）半年分の減免額を徴収。	4月分から反映。 遡及取消に該当する場合は、（4月入学者の場合）1年分の減免額を徴収。

（2）継続願に関すること

授業料減免の認定対象者から継続願を提出させる取扱いとしていたが、令和6年4月より不要としている。なお、取扱い変更となる令和6年度より前に本来提出すべきであった継続願が提出されていない場合であっても、「停止」の取扱いとはせず、支援の継続を認める。

※本人による辞退の申し出等が無い限りは継続して減免の対象となる。なお、給付型奨学金については、別途在籍報告（4月）が必要であることに留意すること。

第3節 学籍又は支援を受ける資格の異動等に伴う事務（休学・懲戒処分等）

学籍又は支援を受ける資格の異動等に伴う、認定の取消しや支援の停止の基準や考え方は、給付型奨学金制度におけるそれと同一である。

支援対象者に懲戒処分、休学、退学など、学籍の異動が生じた場合には、その内容に応じて、認定の取消しや停止等を行い、本章第1節（3）3）⑧により月割の減免額の算出等を行うこと。

なお、以下による認定効力の停止中の適格認定については、それぞれに示した方法により実施すること。

（1）休学による停止

① 休学した場合

支援対象者が、大学等が定める正規の手続きを経て休学をした場合、当該休学期間は支援が停止することから、授業料減免に係る費用は支弁されない。年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、当該年度の適格認定における学業成績の判定（本章第2節（1）1）⑥参照）を実施すること。

② 休学した場合の支援期間

支援期間については、施行令において、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数」とされているが、正規の手続きにより休学をした場合には、当該休学期間については、支援期間に通算しない（例えば4年制の大学生であれば、当該休学期間を除いて4年間の支援が受けられる）。

〔例1〕4年制の大学3年次の12か月間休学して翌年次の4月1日に復学し、卒業期が1年延びる場合（修業年限4年）

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↑ 4月1日から休学（支援を止める）												
↓ 4月1日から復学（同月から支援を再開）												
4年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
修業年限である4年分を支援（通算48か月分）↑												

なお、休学により在学期間が延長される場合であっても、支援を受けることができるのは修業年限に相当する月数である。

〔例2〕4年制の大学3年の10月から6か月間休学して翌年の4月1日に復学し、卒業期が1年延びる場合（修業年限4年）

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↑ 10月1日から休学（支援を止める）												
↓ 4月1日から復学（同月から支援を再開を希望）												
4年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↑ 9月で支援終了（通算48か月分）												

③ 休学した場合の支援停止の始期と終期

休学期間と認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりである。

(ア) 支援停止の始期

休学の期間の始期	支援停止
月の1日（初日）である場合	当該月から
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から

(イ) 支援再開の始期

復学の始期	支援再開
月の1日（初日）である場合	当該月から
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から

④ 休学中の支援停止に係る通知

支援停止の期間等については、対象者に通知すること。（雛形：A様式6）また、連動してJASSOの給付型奨学金も停止することとなるため、あわせてJASSOの指定する手続きを行うこと。

(2) 懲戒処分による認定取消と支援停止

① 懲戒処分を受けた場合

支援対象者が、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下表のとおり、認定の取消しや支援停止を行うこと。当該期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

懲戒処分の内容	支援上の処置
退学、停学（3月以上又は期限の定めのないもの）	認定の取消し
停学（3月未満のもの）、訓告	支援停止

※事案や学生の状況等を踏まえる必要があり、当初処分時において期間を定めず、後に3月未満の処分とすることを確定する場合などにあつては、停学期間が確定するまでの支援を留保した上で、処分期間の確定後に、当該確定期間をもって支援の「停止」又は「認定取消」とする。

② 退学、停学（3月以上又は期限の定めのないもの）の場合

ア 認定の取消しの時期

認定を取り消すこととなる懲戒処分（退学、停学（3月以上又は期限の定めのないもの））を受けた場合、当該処分日付で認定の取消しを行う（遡及取消）。この場合、当該処分日の属する学年の初日に遡って支援対象者としての認定の効力が失われ、減免を行う事由が遡って消滅するため（施行規則第16条第1号）、遡って認定が消滅した期間の授業料減免の費用は支弁対象とならず、既に減免を行った授業料を学生から徴収する必要がある。

例）学生A（学年始期は4月）が2年次の11月12日付で退学処分となった場合

→ 11月12日付で認定を取り消し、2年次の4月分以降の授業料の減免額を徴収する（4月分以降の減免費用は支弁の対象とならない）。

イ 認定の取消しの通知等

A様式5により、本人に通知すること。なお、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を、「認定取消に関する届出」（A様式11）を機関要件確認者に遅滞なく届け出ること（修学支援法第10条第2項、施行規則第17条）。施行規則第17条に規定する「授業料等減免の額」については、同規則第11条の2に基づき、認定を取り消した日の属する月の翌月以降は支援が終了するため、認定を取り消した日の属する月の翌月以降に対する額は含まないことに留意すること。

（留意点）

短期大学（修業年限が2年以下のもの。認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のもの。適格専攻科を含む。）についても、学年の初日に遡って認定の効力が失われる。なお、入学金は、入学自体の取消しとならない限り、遡及取消の対象とならない。

③ 停学（3月未満のもの）、訓告の場合（支援を停止）

ア 支援の停止時期

以下のとおりに取り扱う。

- ・1か月以上の停学処分の場合：当該停学期間の支援を停止
- ・1か月未満の停学処分及び訓告処分の場合：当該処分日を始期として1か月間、支援を停止

休学の場合と異なり、懲戒処分による支援停止の期間は、支援期間に通算される。（例えば4年制の大学生（支援期間48か月）であれば、2か月間の停止期間がある場合、当該2か月間分の減免額（月割）は0円となるが、支援期間の48か月にカウントされる。）

● 停学（3月未満のもの）の処分を受けた場合

（ア）支援停止の始期

当該処分の始期（又は処分の日）	支援停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から

(イ) 支援再開の始期

復学の始期	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から

例1) 5月1日から6月30日までの2か月間の停学の処分を受け、7月1日から復学した場合

⇒ 5月1日から6月30日までの間、支援を停止し、7月分から支援を再開する（5月から6月の2か月分の減免費用の支弁を行わない）

例2) 5月15日から7月20日までの間の停学の処分を受け、7月21日から復学した場合

⇒ 6月分から支援を停止し、8月分から支援を再開する（6月から7月の2か月分の減免費用の支弁を行わない）

例3) 5月15日から6月5日までの間の停学の処分を受け、6月6日から復学した場合

⇒ 6月1か月分の支援を停止し、7月分から支援を再開する（6月1か月分の減免費用の支弁を行わない）。

例4) 5月15日から5月20日までの間の停学の処分を受け、5月21日から復学した場合

⇒ 6月1か月分の支援を停止し、7月分から支援を再開する（6月1か月分の減免費用の支弁を行わない）。

● 訓告の処分を受けた場合

(ア) 認定の効力の停止の始期

処分の日	支援の停止する月
月の1日（初日）である場合	当該月1月分
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月1月分

例1) 5月1日に訓告の処分を受けた場合

⇒ 5月分の支援を停止し、6月から支援を再開する（5月分の減免費用の支弁を行わない）

例2) 5月15日に訓告の処分を受けた場合

⇒ 6月分の支援を停止し、7月から支援を再開する（6月分の減免費用の支弁を行わない）

イ 認定の効力の停止の通知等

A様式6により対象者に通知すること。

④給付型奨学金の取扱い

連動して JASSO の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて JASSO の指定する手続きを行うこと。

⑤不服申し立て

各大学等における懲戒処分等の結果、支援対象者としての認定の取消しや認定の効力の停止（以下「認定取消等」という。）を行った場合において、当該認定取消等を受けた学生より当該認定取消等について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、

①速やかに JASSO に対して連絡を行うとともに、

②大学等において当該学生からの意見陳述（認定取消等の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。）の機会を設け、多角的な視点から（可能な限り客観的な事実等に基づき、）当該事案に係る再検討を行うことが望ましいこと。

（３）自主退学、早期卒業、除籍、死亡等

① 自主退学、早期卒業、除籍、死亡等があった場合の認定の効力

支援対象者が、自主退学、早期卒業、除籍又は死亡等（（２）に記載の懲戒処分による退学を除く。以下この（３）において「自主退学等」という。）により、修業年限を満了する前に学籍を喪失した場合には、学生の身分を失うことから、当然に支援が終了することとなる。これ以降の期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により学籍の異動が生じた場合には、その時点で当該年度の適格認定における学業成績の判定（本章第２節（１）１）参照）を実施すること。（死亡等による場合を除く。また、退学者に対する学業成績の判定について、廃止基準の１つである「修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」に当てはまる者として処置する必要はなく、これ以外の基準を基に廃止もしくは警告の判定を行うことに留意。）

なお、学籍を失った者が、１年間を経過しない間に他の大学等へ編入学（復学も含む。）した場合には、編入学前に在籍した大学等における適格認定において廃止に該当する者として認定を取消された場合等を除き、一定の要件を満たせば、編入学後に在籍する大学等において支援を受けることができることに留意すること。

② 自主退学、早期卒業、除籍、死亡等により支援を受けられなくなる月

支援対象者が学籍を失った場合、次のとおり支援を終了する。（なお、この場合、当然に支援が終了することから、「認定の取消し」を行い通知する必要はないが、適格認定による学業成績の判定において遡及取消の基準に該当する場合には遡及取消として取り扱うこととなる。）

（ア）処分の始期等と認定取消日

自主退学、早期卒業、除籍、死亡等により学籍を失った日	支援の終了 (これ以降の支援を行わない)
月の１日（初日）である場合	当該月から支援を行わない
月の２日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を行わない

例１） ９月３０日をもって早期卒業し、１０月１日付で学籍を喪失した場合

⇒ １０月分から支援を行わない（１０月以降の減免費用の支弁を行わない）

例2) 6月15日をもって自主退学し、6月16日から学籍を喪失した場合
⇒ 7月分から支援を行わない(7月以降の減免費用の支弁を行わない)

※ 学校から請求されている支払うべき授業料の一部又は全額の未納のまま退学(除籍)となった学生については、上表「学籍を失った日」を、その処分が決定した日と読み替える。
この際、仮に除籍事由が授業料未納によるものであった場合でも、支払うべき月の授業料を納入不要とした場合は、当該月は交付金の月数には含めず、授業料は交付金の対象としない。

(4) 国籍・在留資格の変更

① 国籍・在留資格に変更があった場合の認定の効力

国籍・在留資格に関する要件は、本章第1節(2)①のとおりであるが、支援期間中に、国籍や在留資格の変更が生じる可能性がある(例:重国籍であった者が日本国籍から離脱、在留資格を「定住」から「留学」に変更等)。このため、国籍や在留資格に変更が生じた場合は届出を求める必要がある。特に、在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「家族滞在」である者については、在留期間に制限が設けられているため、支援期間中に在留期間が満了する学生については、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認すること。

確認の結果、本章第1節(2)①の要件を満たさなくなった場合には、認定の効力は停止される。当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、当該年度の適格認定における学業成績の判定(本章第2節(1)1)参照)を実施すること。

なお、認定の効力を停止した支援対象者が、その後の諸手続き等により再び本章第1節(2)②の資格を満たすこととなった場合には、当該停止は解除されることとなるため、その旨、十分に該当者に対し説明するとともに、適切な処理を行うこと。

② 国籍・在留資格の変更により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、上記①により認定の効力を停止された場合、支援を受けられなくなる支援月は次のとおりである。ただし、再び資格を満たすこととなる前に卒業等により学籍を喪失している場合には、認定の効果は当然に復活しないことに留意すること。

(ア) 認定の効力の停止の始期

在留資格等の変更により本章第1節(2)②の資格を満たさなくなった日	支援の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

在留資格等の変更により本章第1節 (2) ②の資格を満たすこととなった日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

③支援停止に係る通知

支援の停止について、A様式6により対象者に通知すること。また、連動して給付型奨学金も処置することとなるため、あわせてJASSOの指定する手続きを行うこと。

(5) 転籍（転学部・転学科）

① 同一学校内での転籍（転学部・転学科）により理工農系に該当/非該当に変更があった場合の認定の効力

支援期間中に在籍する学部等が理工農系でなくなった場合（又は理工農系となった場合）には授業料減免支援の停止（又は停止解除）を行うこと。（給付型奨学金と取扱いが異なる点であるため留意すること）

本章第4節も参考とすること。

(ア) 認定の効力の停止の始期

支援期間中に理工農系でなくなった日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

理工農系となった日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

(6) 支援対象者からの申出による停止

① 支援対象者からの申出により支援を停止した場合の認定の効力

何らかの理由により、支援対象者から、ある月以降の授業料減免を希望しない旨の申出がなされた場合には、A様式9-1の提出を求めるなどした上で、当該希望のあった月以降の認定の効力を停止する。当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、当該年度の適格認定における学業成績等の判定（本章第2節（1）1）参照）を実施すること。

② 支援の再開を希望する旨の申出があった場合の取扱い

本人の申出により認定の効力を停止した支援対象者から、その後、支援の再開を希望する旨の申出があった場合には、A様式9-2の提出を求めるなどした上で、当該停止を解除し、当該申出のあった日以降で支援対象者が希望する月以降から支援を再開する。

③ 支援を停止する月

上記①により認定の効力を停止する場合、支援を停止する月は次のとおりである。

(ア) 認定の効力の停止の始期

支援対象者が支援の停止を 申し出た日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

(イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

支援対象者が支援再開を申し出た日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

(7) 支援対象者の留学

① 確認大学等を休学して留学する場合

大学等を「休学」して留学する（確認大学等における学籍上の身分が「休学」である）場合は、本節（1）に記載のとおり、休学期間中の支援を停止すること。（「休学」の場合は、休学理由の如何を問わず、当該期間中の支援を停止するが、復学後に所定の手続きを経て支援を再開することが可能。）

② 確認大学等に在籍したまま留学する場合

確認大学等における学籍を有する（学籍上の身分が「休学」ではなく、「在学」又は「留学」である）場合であって、確認大学等における授業料が発生している場合、当該授業料は減免の対象となる。（例えば、相互交換協定を締結した海外大学等に派遣される学生のほか、大学設置基準第50条に定める国際連携学科の学生やダブル・ディグリー・プログラムの学生が想定される。）

ただし、学生が海外大学等に納付する授業料については、本制度による減免の対象とはならない。例えば、海外大学等との学生派遣に関する協定により、派遣先大学等の授業料納付をもって、国内確認大学等における授業料納付を求めないこととなっている場合においても、海外大学等に納付される授業料については、減免の対象とならない。このように確認大学等における授業料が発生していない場合には、認定の効力の停止ではなく、あくまで授業料の額が零円であるものとして扱う。

仮に、国内確認大学等及び海外大学等いずれにも授業料を納付する場合、国内確認大学等の授業料に限って、上限の範囲内で減免の対象となる。交付申請書における、当該学生に係る授業料の額に、海外大学等に支払う授業料等の額を含めないように留意すること。

給付型奨学金の支援も同様に継続となるが、海外留学支援制度（協定派遣）の利用を選択する場合は、給付型奨学金は停止となる。この場合も授業料等減免の支援を継続することが可能。

(参考)

	休学	学部等選択特例 による認定の効 力の停止	懲戒処分		自主退学	国籍 在留資格	転学部 転学科 ※理工農系に該 当/非該当に変更 があったとき	自己都合	留学	
			・退学 ・3月以上 または無 期の停学	・3月未満の 停学 ・訓告					休学して 留学	在籍したま ま留学
支援の 取扱い	停止	停止	取消し	停止	終了	停止	停止	停止	休学の取扱いと同様	
支援 期間	休学期 間は停 止	各大学において 認定をした「認定 の効力の停止」 の期間中は停止	当該処 分日付で 認定を取 り消す	停学期間... 停止 訓告...処分 を受けた月 は停止	学籍を失っ た日が1日 ...当該月 2日以降... 翌月に終了	認定要件 を満たさ なくなっ たとき以降 停止	該当しなくなっ たとき以降停 止	停止を申し 出た日以降 停止	—	
適格 認定 (学業)	復学後 に再開	各大学において 認定をした「認定 の効力の停止」 の期間が終了す ると停止が解除 され支援再開	—	復学後に 再開 ※停止期間 は支援期間 に通算する	—	認定要件 を満たす こととなれ ば支援再 開	該当することと なったとき以 降再開	再開を申し 出た日以降、 再開	—	当該年 度末に 行う
様式	当該年 度末に 行う	当該年度末に行 う	支援終 了時点で 行う	当該年度 末に行う	支援終了 時点で行う	当該年度 末に行う	当該年度末に 行う	当該年度末 に行う	A様式9－1 A様式9－2	—
JASSO への報 告	必要 (無利子 奨学金も 停止)	必要(給付型奨学 金も停止)	必要	必要 (無利子奨学 金も停止)	なし ※週及取消 に該当する 場合はA様式 5、A様式11	A様式6	A様式6	給付型奨学 金の停止を 希望しない 場合は不要	—	

いずれの場合においても、事務処理要領の記載を確認の上、事務を行うこと。

第4節 転学・編入学等に伴う事務

(1) 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間

① 転学・編入学等したときに継続して支援を受けられる場合

既に大学等において授業料等の減免を受けている者に転学・編入学等による学籍の異動が生じた場合であって、次のアからオのいずれかに該当するときには、所要の手続きを経ることによって、異動先においても引き続き支援の対象となることができる。

ただし、これらに該当することにより支援の対象となることができるのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学（認定専攻科又は適格専攻科へ入学する場合にあっては入学）した日までの期間が1年を経過していないものに限られることに留意すること。

また、次のオに該当する場合を除き、支援を受けていた大学等から他の大学等の1年次に入学する場合には、継続して支援を受けることができないことに留意すること。

● 学校教育法【抄】

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

(略)

9 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

(略)

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

ア 学校教育法第108条第9項、第122条又は132条の規定により編入学した場合
例) 2年制の短期大学を卒業後、大学の3年次に編入学した場合

イ 大学等（専門学校を除く）に在学した者で、引き続いて専門学校（修業年限が1年のものを除く。）の第2学年以上に入学した者
例) 大学の1年次を修了し、専門学校の2年次に入学した場合

ウ 大学等の相互の間（学校の種類が同一のもの）の間で転学した者
例) A大学1年次を修了し、B大学2年次以上に転学した場合（B大学1年次に入学した場合（単位の引継がない再入学の場合）は該当しない）

エ 同一の大学等において、学部等の相互の間で転籍した者（ただし、同様のカリキュラムを繰り返す場合には対象外）
例) A大学経済学部経営学科2年次から同大学同学部経済学科3年次に転籍した場合（仮に同経営学科2年次と同経済学科3年次のカリキュラムが同様のものであって当該学生が同一カリキュラムを繰り返すような場合にあっては対象外）

オ 大学等に在学した者（※）で、短期大学の認定専攻科、高等専門学校認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

※ 大学、短大の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科、専修学校の専門課程（四年制以上）または専修学校の適格専攻科を卒業又は修了した場合は該当しない

例）高等専門学校を卒業後、高等専門学校の認定専攻科に入学した場合

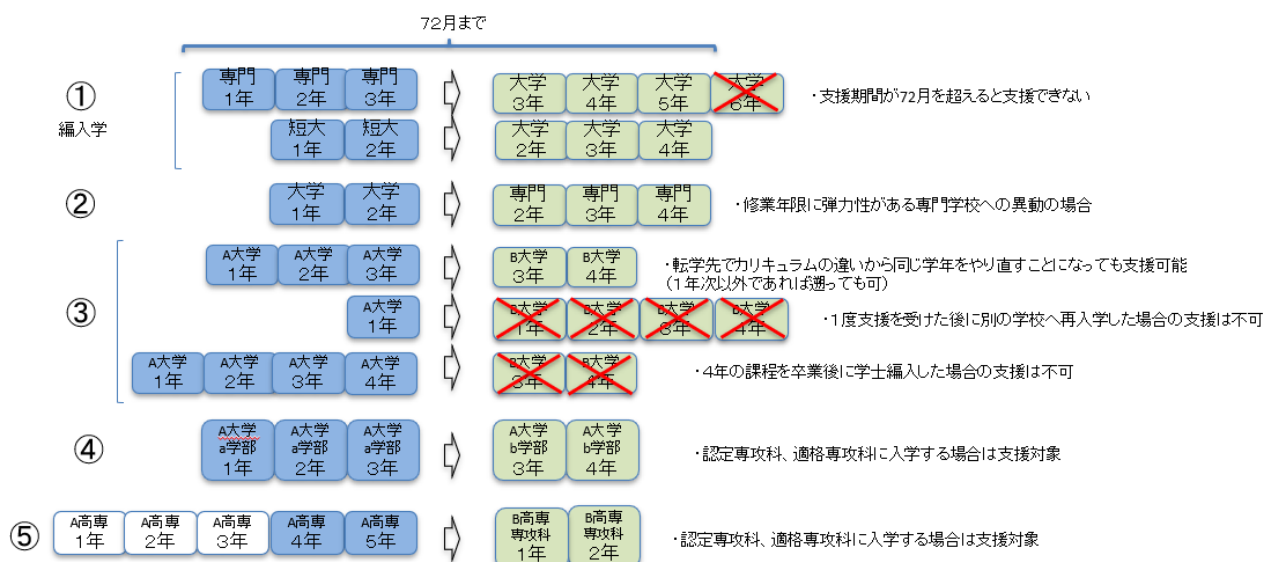
専修学校の専門課程（3年以下の課程）から専修学校の適格専攻科に入学した場合

② 転学・編入学等した場合の支援期間

通常、異なる学校種間で編入学等により異動する場合において、前述の①のアからオに該当する者については、その在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（上限 72 月）が、支援期間の上限となる。

カリキュラムの違いなどから学年を下がって学修せざるを得ない場合などであっても、通算の支援期間の月数の上限は 72 月となる。

● 転学・編入学等をした場合の支援期間のイメージ



（２） 転学・編入学等する場合の手続き

異動元の大学等において本制度による支援を受けている学生が、異なる大学等への転学・編入学等により、在籍する大学等が変わる場合は、異動先において授業料等の減免の対象者として改めて認定する必要がある。

※同一の学校が設置する認定専攻科、適格専攻科に進学する場合も以下の手続きによる必要がある。ただし、学生を認定する者である大学等が異動の前後で変更しないことも踏まえ、以下①・②・⑤の手続きは、適切に行われる限りにおいて、合理的・効率的な方法によることも差し支えない。

① 異動元の大学等における適格認定

転学・編入学等を予定している学生については、本章第2節（１）１）により学籍等の異動前に適格認定を実施すること。

(留意点)

- ア 当該学生が給付型奨学金を受けている場合、当該適格認定における判定の結果を JASSO にも通知すること。
- イ 当該適格認定の結果を本章第 2 節 (1) 1) ⑦により学生に通知すること。
- ウ 異なる大学等へ転学・編入学等により学籍を異動した後も、引き続き異動先で本制度による支援を受けようとする場合には、当該学生に対して、異動先の大学等において所要の手続きが必要になる旨を十分に教示すること

② 異動先の大学等における申請書の受付

異なる大学等からの転学・編入学等により学籍を異動した学生が、異動元の大学等において本制度による支援を受けていた場合、異動先大学等において授業料等の減免を希望するかどうかを確認する必要がある。

(留意点)

- ア 当該学生が異動前に給付型奨学金を受けていたか否かを確認し、当該学生が給付型奨学金を受けていた場合は、学籍異動に伴い JASSO の定める所定の手続きを行うとともに、当該学生から授業料等減免の認定申請書 (A 様式 1) の提出を求めること。
- イ 給付型奨学金を受けていなかった学生から、申請書の提出があった場合は、給付型奨学金の申込についてあわせて案内し、JASSO の定める手続きを行うこと (学生が給付型奨学金への申込を希望しない場合の扱いは本章第 8 節を参照のこと)。
- ウ 過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、過去に入学金の減免を受けたことがあるか否かの申告内容について確認の上、特に、異動前に給付型奨学金を受けていたが「入学金の減免を受けたことがない」旨申告している者については、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」(A 様式 10) を求めることにより事実関係の確認を行うこと。
- エ 既に認定を受けた学生が、転学・編入学後に支援を受けようとする場合、異動元の大学等での異動前の適格認定における判定結果により認定の取消しを受けておらず、認定の効力の停止に該当する事由もないことを確認すること。この際、転学・編入学先の大学等において、本章第 1 節 (1) ②による学業成績等に関する基準に該当するか否かの判定をすることは要しないこと。
- オ 異動元の大学等における最後の適格認定において「停止」の判定を受けている場合、転学・編入学後の最初の適格認定 (学業) までの間は「停止」として取り扱われること。また、異動元の大学等における最後の適格認定において「警告」の基準に該当するものと判定された学生が、転学・編入学後の最初の適格認定において「警告」の基準に該当した場合には、「廃止」の基準に該当することにより認定の取消しの対象となること。ただし、2 回目の警告に該当したときの警告の基準が「G P A 等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となることについても留意すること。
- カ 理工農系支援の対象学科等から対象外の学科等 (又は対象外の学科等から対象の学科等) へ異動する場合、特に第 IV 区分 (理工農系) の場合は支援の対象となるかどうか取扱いが変わる場合があるため、異動前と異動先の学科等について確認を行うこと。

③ 減免の実施

本章第 1 節 (3) のとおり、選考・認定、減免額の算出、授業料等の徴収猶予・還付を行うこと。

④ 認定の結果の通知

本章第1節（4）のとおり、認定結果の通知を行うこと。

⑤ 認定した学生に対する授業料減免の実施状況の情報管理

異動先の大学等は、今後の支援の継続や適格認定の実施のために必要な、次の i) から iv) の事項について確認し、適切に管理すること。

なお、給付型奨学金制度における学籍等異動に係る手続き等を通じて、次の i) から iv) の事項が確認できない場合、及び入学金の減免を受けたことがない旨を申告している場合は、異動元大学等から別途、A様式 10 の提出を求めること。

i) 異動元の大学等において、授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数（認定の効力を停止したことがある場合、その事由と停止期間も含む）

※支援月数が本節（1）②に示した期間を上回るときは、支援を終了すること

ii) 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由

※直近の適格認定で、異動元の大学等における最後の適格認定において「停止」の判定を受けている場合は、転学・編入学後の最初の適格認定（学業）までの間は「停止」として取り扱う。また、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当すれば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意すること。ただし、2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となることについても留意すること。

iii) 異動元の大学等における修得単位数の累計

※学業成績等に関する適格認定において、標準単位数は、異動元の大学等における修得単位数も含めて算定することとなるため、留意すること。

iv) その他、異動元の大学等における支援の実施状況について、異動先において支援の継続や適格認定の実施のために必要となる情報

第5節 副専攻等特例の利用に伴う事務

(1) 概要

ア 現に支援を受けている者

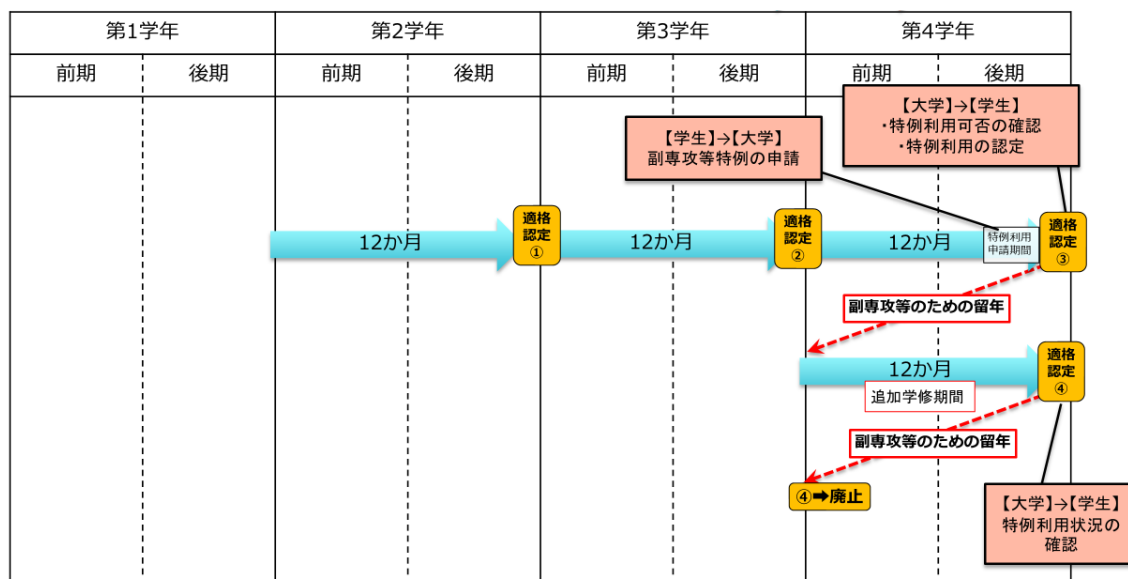
標準修業年限内では達成できない更なる学修成果を得るための副専攻等の履修に係る修業年限の超過が認められた場合、学年末の適格認定（学業）において、本章第2節（1）1）の表に定める「廃止」の要件における「修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合」に該当しないこととし、12か月を超えない範囲で大学等が認める期間（以下「追加学修期間」という。）内において支援を継続することとする。

イ 支援を新たに受けようとする者

アと同様に、副専攻等のための修業年限の超過が認められた場合、採用時の学業成績の判定において「廃止」の要件に該当しないこととし、追加学修期間内において支援を受けることができる。

ただし、「修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合」以外の「廃止」の要件に該当する場合は、副専攻等特例を利用することはできないことに留意すること。

また、令和7年度以前に修業年限で卒業又は修了できないことが確定している場合は、副専攻等特例を利用することはできない。



(2) 特例の利用が可能な大学等の要件に関すること

副専攻等特例は、次の①・②を満たす大学等に在学する学生が利用することができる。

①学内規則等の整備

学内規則等において、卒業・修了要件を満たした後も卒業・修了せずに在学し続けることが可能としていること

②追加学修期間及び特例の利用申請期間の設定

【追加学修期間】

追加学修期間は、各大学等において学生と相談の上で始期・終期を定める。ただし、支援を受けることができる期間の上限は12か月となる。

基本的には、適格認定（学業）の時期に始期・終期を合わせること。

【特例の利用申請期間】

副専攻等特例の認定は、適格認定（学業）や在学採用の申請に併せて行うこととなるため、各手続と合わせた申請期間を設けること。

（３）対象者の要件に関すること

次の①～⑤のいずれにも該当する学生について、副専攻等特例の利用対象となる。

- ①特例の認定を受ける時点において卒業・修了要件を満たしていること
 - ②修業年限で達成できない学修成果として副専攻等の追加学修を行うことを目的に、修業年限の延長を希望していること
 - ※修業年限の超過が、卒業・修了要件となっている学修量や内容を超えて副専攻等の修得や資格取得をする等、修業年限で達成できない学修成果としての追加学修を目的とする必要がある。なお、追加学修は、在学大学等において修得可能なものに限られ、大学等外の学修や課程外の学修は含まない。
 - ※追加学修の適否については、計画書の提出を求めることなどにより大学等において判定すること。（Ａ様式１別紙６）
 - ③特例を適用しようとする学業成績の判定において「警告」相当の要件に該当していないこと
 - ④正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数の範囲内での超過であること
 - ※副専攻等特例が利用できるのは、正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数の範囲内で超過する場合に限られる。なお、第４節に定める転学・編入学をした後も支援を継続している者については、転学・編入学により延長された支援期間を経過していない場合に、副専攻等特例を利用することができる。
- 例)
- ・修業年限４年の大学に在学し、２年生から支援を利用し、３年間の支援を受けている場合：修業年限の４年（４８月）の範囲内であるため、副専攻等特例を利用することが可能。
 - ・修業年限２年の短大で授業料等の減免を受けている者が、短大の２年生から修業年限４年（４８月）の大学の２年生に編入学して支援を受け続けている場合において、編入学後の大学で副専攻等特例の利用を申請した場合：第４節に定める転学・編入学により延長された支援期間である７２月の範囲内で支援を受けることが可能。
- ⑤過去に副専攻等特例を利用していないこと

（４）選考・認定に関すること

学生から副専攻等特例の利用の申請を受けた場合、本節（２）②で定めた申請期間において、本節（３）の要件に該当するかを判定する。（具体的な手続きは本章冒頭及び第１節（３）１）の事務手続きに関する流れを参照）

(5) 審査結果の通知に関すること

副専攻等特例の利用可否については、以下の方法により学生に通知する。

ア 現に支援を受けている者

適格認定における学業成績の判定において、副専攻等特例の利用が認められないことにより「廃止」に該当する場合は、本章第2節(1)1)⑥に定める支援対象者としての認定の取り消しの通知により、その旨を通知すること。(A様式5)

イ 支援を新たに受けようとする者

副専攻等特例の利用が認められないことにより在学採用において認定されない場合は、第1節(4)に定める在学採用の認定結果の通知により、その旨を通知すること。(A様式3-2)

(6) 追加学修期間中の適格認定(学業)について

追加学修期間の終了時に、当該期間に判定された成績について適格認定(学業)を行う必要がある。

(7) 学部等選択特例との併用について

副専攻等特例と学部等選択特例は、それぞれ一度までの利用となるが、両特例は併用することができる。

例えば、最終年次の前に既に修業年限で卒業・修了できないことが確定しているが、当該修業年限超過に学部等選択特例の利用が認められている場合は、最終年次の修業年限の超過においても副専攻等特例の利用が認められ得る。

なお、転学・編入学等をした者が引き続き支援を継続する場合、転学・編入学等前の大学等において一方の特例を利用し、転学・編入学等後の大学等においてもう一方の特例を利用することも可能である。

(1) 概要

学部等選択のために修業年限の超過が認められた場合、学年末の適格認定(学業)において、第2節(1)1)の表に定める「廃止」の要件における「修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合」に該当しないこととし、12か月を超えない範囲で大学等が認める期間(以下「選択猶予期間」という。)内において認定の効力は「停止」することとする。選択猶予期間の経過後、認定の効力の「停止」が解除され、支援が再開する。

学部等選択のために修業年限の超過が認められた場合、採用時の学業成績の判定において第1節(1)1)の表に定める「廃止」に該当しないこととし、選択猶予期間内において、認定の効力を停止することとする。そして、選択猶予期間が経過した後に、認定の効力の停止が解除され、授業料等減免及び給付型奨学金の支援を受けることができるようになる。

また、令和7年度以前に修業年限の超過が確定している場合は、学部等選択特例を利用することはできない。

The diagram illustrates the timeline for recognition and its suspension/resumption across four academic years (第1学年 to 第4学年), each divided into '前期' (First Semester) and '後期' (Second Semester). The process is marked by five '適格認定' (Recognition) points (① to ⑤) and one '解除' (Resumption) point (i).

- 第1学年 後期:** 適格認定 ① (Recognition 1) occurs. A 12-month period (12か月) follows.
- 第2学年 前期:** 停止通知 i (Suspension Notice i) is issued. A 12-month period (12か月) follows, labeled '学部等選択のための留年' (Retention for department selection).
- 第2学年 後期:** 適格認定 ② (Recognition 2) occurs. A 12-month period (12か月) follows. A callout box indicates: 【学生】→【大学】学部等選択特例の申請 (Application for special measures for department selection from student to university).
- 第3学年 前期:** 解除通知 i (Resumption Notice i) is issued. A 12-month period (12か月) follows, labeled '学部等選択のための留年' (Retention for department selection).
- 第3学年 後期:** 適格認定 ③ (Recognition 3) occurs. A 12-month period (12か月) follows. A callout box indicates: 【大学】→【学生】・特例利用可否の確認・選択猶予期間における「認定の効力の停止」の認定 (Confirmation of special measures usage and recognition of suspension of recognition's effectiveness during the selection allowance period from university to student).
- 第4学年 前期:** 適格認定 ④ (Recognition 4) occurs. A 12-month period (12か月) follows. A callout box indicates: 【大学】→【学生】・特例利用状況の確認・選択猶予期間における「認定の効力の停止」の解除 (Confirmation of special measures status and removal of suspension of recognition's effectiveness during the selection allowance period from university to student).
- 第4学年 後期:** 適格認定 ⑤ (Recognition 5) occurs.

【確認事項】 (Confirmation Items)

- ・選択猶予期間中に休学等をしておらず、認定の効力の停止を解除しても差し支えないこと
- ・適格認定（学業）③において廃止の事由に該当するか否か

【効果】 (Effects)

- ・適格認定（学業）③において廃止に該当する事由がないとき：認定の効力の停止を解除し、支援を再開する
- ・適格認定（学業）③において廃止に該当する事由があるとき：認定の効力の停止を解除し、支援を廃止する

【大学等において要する事務手続き】 (Administrative Procedures Required at the University, etc.)

- ・学生への認定の効力の停止の解除及び支援再開の通知あるいは認定の効力の停止の解除及び支援廃止の通知
- ・機構への報告

（２）特例の利用が可能な大学等の要件に関すること

学部等選択特例は、次の①・②を満たす大学等に在学する学生が利用することができる。

①学内規則等の整備

学内規則等において、カリキュラム上の特定時期に学年進行の前提としての学部等選択が組み込まれており、希望する学部等に進めない場合に再度の選択を行う上で修業年限の超過を伴うこと。

②選択猶予期間及び特例の利用申請期間の設定

【選択猶予期間】

選択猶予期間は、12 か月を上限として各大学等において定める。基本的には、一回目の学部等選択が行われて留年等となる期間を踏まえながら、適格認定（学業）の時期に始期・終期を合わせること。

【特例の利用申請期間】

各大学等において行われる学部等選択や適格認定、在学採用の時期を踏まえ、学部等選択特例の申請期間を設けること。

（３）対象者の要件に関すること

次の①～③のいずれにも該当する学生について、本特例の利用対象となる。

- ① 学年進行の前提とした学部等選択において、希望する学部等に進めない場合に再度の選択を行おうとする際、修業年限を超過することが確定していること

ア 現に支援を受けている者

選択猶予期間の間、認定の効力を停止するために、「廃止」になる前に学部等選択特例の認定を行う必要がある。過去に新制度の支援を受けていた者が「廃止」になった後に、当該特例の利用は認められない。

イ 支援を新たに受けようとする者

選択猶予期間の始期を過ぎている者が、選択猶予期間の途中の在学採用あるいは選択猶予期間が終了後の年度の在学採用において、過去の修業年限超過が学部等選択のためであったとして、学部等選択特例の利用を希望した場合は、本特例の利用が認められ得る。

- ② 特例を適用しようとする学業成績の判定において、「警告」相当の要件に該当していないこと

- ③ 過去に学部等選択特例を利用していないこと

（４）選考・認定に関すること

学生から学部等選択特例の利用の申請を受けた場合、本節（３）の要件に該当するかを判定する。

(5) 審査結果の通知に関すること

学部等選択特例の利用可否については、以下の方法により学生に通知する。

ア 現に支援を受けている者

適格認定における学業成績の判定において、学部等選択特例の利用が認められないことにより「廃止」に該当する場合は、第2節(1)1)⑦に定める支援対象者としての認定の取り消しの通知により、その旨を通知すること。(A様式5)

イ 支援を新たに受けようとする者

学部等選択特例の利用が認められないことにより在学採用において認定されない場合は、第1節(4)に定める在学採用の認定結果の通知により、その旨を通知すること。(A様式3-2)

(6) 認定の効力の停止期間中の適格認定(学業)について

認定の効力の停止期間中は、支援が停止するが、当該期間に判定された成績について適格認定(学業)を行う必要がある。

(7) 認定の効力の停止の解除の通知に関すること

選択猶予期間の経過後、当該学生に対して、認定の効力の「停止」の解除を通知する必要がある。(A様式6-2)

その際、学生からの申請は必要ではなく、大学等において選択猶予期間の経過後、認定の効力の「停止」の解除を行い、適格認定(学業)の状況を踏まえ、支援の「再開」または「廃止」を行うこと。

なお、給付奨学金については、大学等からJASSOに対して認定の効力の「停止」の解除を報告することにより、支援が再開されることとなる。

(8) 副専攻等特例との併用について

本章第5節(8)を参照。

第7節 家計が急変した学生への支援に関する事務

(1) 概要

- 修学支援法に基づく授業料等減免制度においては、所得要件について、原則、住民税情報に基づき算定される減免額算定基準額が、定められた基準を満たす者を支援対象とする（本章第1節（2）④参照）。住民税の課税標準額等については、毎年6月に、前年所得を基にした最新の内容が納税者に通知されており、在学中の学生についても、最新の住民税情報に基づき、基準を満たすことが確認できれば支援対象とする。
- ただし、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に（家計急変後の収入に基づく市町村民税所得割の課税標準額等を基準とした支援が始まるまで）緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば支援対象とする。
- 家計の急変に対する対応は、主に下表に掲げる点において、通常対応と異なる。

	家計急変（※）	通常
申込	年間通じて <u>随時</u> （家計急変の事由発生後3か月以内に申込み）	年2回（4月始期分、10月始期分）
支援開始時期	<u>随時</u> （減免申請書を提出した日の属する月から）	4月始期 又は 10月始期
対象者	<u>家計を急変させる特定の事由が生じた者（下記(2)①に詳述）のうち、要件を満たす者</u>	要件を満たす者
所得基準	右記に準ずる額 （年収見込額を基に基準額を算定）	市町村民税の所得割課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）
判定対象となる所得	<u>急変事由が生じた後の所得</u> 給与明細や帳簿等で確認	<u>前年所得（もしくは前々年所得）</u> JASSO はマイナンバーで住民税情報を捕捉
収入及び資産に関する適格認定とそれに伴う支援区分の変更	<u>3か月毎</u> （急変事由発生から15か月経過後は1年毎）に適格認定を実施し、結果（支援区分）を反映 資産については年1回の確認	毎年、夏に実施（ <u>年1回</u> ）し、 <u>10月分から結果（支援区分）を反映</u>

（※）進学前（制度開始前）の急変については、取扱いが異なる点があるため、後述「(3) 学生からの申請に関すること」を確認すること

(2) 対象者に関すること

次の①～③のいずれにも該当する者が、家計急変に係る支援の対象となる。

① 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、家計急変に係る申請を行うことができる。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、3か月以上、就労が困難	下記の <u>すべて</u> ・医師による診断書 ・雇用主による病気休職に係る証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業【（留意点）ウを参照のこと】の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面） 【（留意点）エを参照のこと】
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所等することとなった【（留意点）オを参照のこと】	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

（留意点）

ア 家計急変は一定の事由が生じたことにより「収入が減少」していることが前提となるため、家計の（収入減少を伴わない）単なる支出増加の場合は、支援対象として想定していない。ただし、年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となる）。

イ 下記の事由については、被災した場合（上記表中Dに該当する場合）を除き、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはならないが、年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となる）。

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（下記ウ参照）に該当しない離職

ウ 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードに該当する場合をいう。

11(1A) 解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12(1B) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21(2A) 特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22(2B) 特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23(2C) 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32(3B) 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33(3C) 正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）

エ 傷病手当金受給中などのために雇用保険受給資格者証が発行されず、雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）及び 所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出させること。様式は JASSO ホームページに掲載。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhun/moushikomi.html)

オ この事由の対象となるのは、下記のとおり。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第12条に規定する女性自立支援施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は生活困窮者自立支援制度におけるシェルターや公的施設以外の民間シェルター等も含む）

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得る。また、本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得る。

② 所得に関する要件

学生本人及び生計維持者の所得により減免額算定基準額（本章第1節（2）④参照）を算定し、これが基準を満たすことが必要となる。

減免額算定基準額については、前年（もしくは前前年）の課税所得により算定（N年10月～(N+1)年9月の減免額算定基準額は、(N-1)年1月～12月の所得をもとに算定）することが原則であるが、上述の①に掲げる家計急変の事由に該当する生計維持者については、これによらず、急変事由発生後の収入から算出した年間所得の見込額（例えば、急変事由発生後3か月分の収入を4倍することにより年間所得の見込額を算出）により算定する。家計急変の事由に該当しない生計維持者及び学生本人については、課税所得を用いる。これらを合計したものが

減免額算定基準額となる。

給付型奨学金をあわせて申し込んだ学生については、JASSOにおいて、上記の考え方に基づき支援区分を判定し、その結果について、学生の同意を前提に、在籍する大学等を通じて通知される。授業料等減免については、同じ支援区分で支援すべきものとみなすことができるため、上記の減免額算定基準額を、重ねて大学等において算出する必要はない（JASSO から通知される支援区分により、授業料の減免額を決定する）。

③ その他の要件

学生の学修成績等や、世帯の資産、高等学校等卒業から進学までの期間、（日本国籍でない者の）在留資格等に関する要件については、特例的な取扱いはなく、本章第1節（2）に記載のとおりであること。

（留意点）

- ア 過去に認定の取消し（支援廃止）を受けた学生については、家計が急変した場合を含め、支援の申込を再度行うことはできない。認定の効力の停止（支援停止）に該当する学生については、当該停止が解除されるまでの期間において支援を受けることはできないが、停止が解除された後は他の学生と同様の取扱いとなる。
- イ 申請者の学業成績等が「廃止」区分に該当する場合は、家計が急変した場合を含め、本制度による支援の対象とならない。なお、「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2度目の「警告」が、GPA等が学部等における下位4分の1に属することのみによる場合には、「停止」となり、翌期の学業成績等が「継続」相当であれば、再度支援を受けることを可能とする。

（3）学生からの申請に関すること

① 事前相談

家計急変により、学生から緊急支援の願出があった場合には、今後の手続き及び必要な書類を案内すること（巻末の参考資料3参照）。

（留意点）

- ア 給付型奨学金による支援も併せて受けられるよう、給付型奨学金に係る申込手続も併せて案内すること。（給付型奨学金に併せて申し込む者については、授業料等減免の申込にあたって重複する書類の添付は省略可能。）
- イ 家計急変による緊急支援に係る事前相談の後に、授業料等の納付が必要となる場合には、本支援制度の趣旨に鑑み、授業料等の徴収を猶予すること（なお、申請時期によっては認定まで、又は、支援区分の見直しまでに年度を超える場合があることを踏まえて各大学等において個別に対応を検討されたい。）（参照：本節（7）3））。

② 申請書及び添付書類

通常の申込と同様に取扱うこと。（参照：本章第1節（1））、

③ 申請の時期と期限

家計の急変等による支援の申請については、原則として家計急変事由の発生から3か月以内の申請を求め、給付型奨学金も併せて申込みするよう案内すること。

（留意点）

ア 新入生については、入学前々年（10月～3月入学の者については、入学前年）の1月以降から入学月の前月までに家計が急変した学生については、入学月から3か月以内の申込を受け付けること。入学月から3か月以内に申し込んだ学生については、通常の申込と同様に入学月分から減免対象となり、入学金についても減免の対象となる。

イ 家計の急変は、学期の始期にかかわらず、年中いつでも起こり得るものであり、また、本制度は授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行うものであるため、学期の始期にかかわらず（学期途中であったとしても）、学生の家計が急変したときから3か月間の間に、給付型奨学金と授業料等減免をあわせて、申込を受け付けること。

ウ 既に本制度による支援を受給中の学生について、家計の急変により更に著しい収入の減少が見込まれる場合には、申込みに先立ち、学生が下記の点を十分に理解できるよう、丁寧な説明を行うこと。

- ・家計急変は急変後の家計状況に対応する支援区分、認定事由に応じた支援を早期に行うものであり、特別な支援額等を設定するものではないこと。例えば、既に第Ⅰ区分として支援を受けている場合、家計急変による申請を行っても支援額には変わりがなく、従前の支援を継続することになる。
- ・家計の急変による支援の認定を受けた者は（後述のとおり）3か月毎に支援区分が変更し得る仕組みのため、3か月毎の判定の結果によって、支援額が、既に受給中の額より少なくなる場合や、零円となることもあり得ること。
- ・家計急変による支援中に、申請済み急変者以外の生計維持者に急変事由が生じた場合（以下、「さらなる家計急変」という。）も家計の急変等による支援の申請が可能であり、当該申請による支援区分の変更時より、事由発生日は、さらなる家計急変の事由発生日となる。なお、既に本制度による支援を受給中の学生が家計の急変により支援区分が変更となる場合は、家計の急変による支援区分の判定が行われるまでは、受給中の支援を継続して受けられる。

エ 家計急変事由の発生から3か月を経過した後であっても、申請は拒否せず、受け付けること。ただし、支援の始期は減免申請書を提出した日又はスカラネットでの誓約日の属する月（スカラ AC の給付始期と連動）から支援することとなるため、申請前に遡って、授業料減免（及び給付型奨学金）の支援を受けることはできないこと。

（４）選考・認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、給付型奨学金の認定を受けた学生についても、スカラ AC から支援区分等の情報を確認できる。大学等は家計急変に係る授業料減免の申請のあった学生ごとに支援区分を確認し、確認できた学生について減免対象者として認定すること。

（留意点）

ア 通常の認定手続きと同様に、授業料等減免の申請者が、給付型奨学金の対象者として認定を受けていれば、授業料等減免の対象者として認定すべき者とみなせることから、大学等が学生に関する要件（世帯所得を含む）の確認・審査を別途行う必要はない。

（５）認定結果の通知に関すること

大学等はスカラ AC で支援区分を確認し、減免対象者として認定したときは認定した結果を、認定対象でないと判定したときはその旨を、速やかに認定申請者に通知すること。（A様式 3－3 ①、3－3 ②）

（留意点）

ア 大学等進学前（入学前々年の 1 月から入学月の前月まで）に家計急変の事由が発生し、入学後 3 か月以内に申請を行った者について、減免対象者として認定したときは、入学月分から減免を行う。当該学生については、入学金についても減免の対象となる。

イ 大学等進学後（入学月初日以降）に家計急変の事由が発生し、申請手続きを行った者については申請を行った日の属する月から減免を行う。（入学後 3 か月以内の期限までに申請を行った者については入学月が支援対象期間となっていない場合も、入学金減免の対象となる。入学後 4 か月以上経過してから申請手続きを行った場合の入学金については、減免の対象とならない。）

ウ 減免対象者には、減免区分、当該減免区分が適用される期間、当該期間における減免額等について通知する。当該減免区分が適用される期間については、スカラ AC で確認できる同支援区分とその期間に併せて記載すること。（同支援区分とその期間については別紙での通知も可能）

エ 本節（７）に後述するとおり、減免区分は 3 か月毎に変更の可能性があるため、認定から 3 か月以降の減免区分は原則未定であり、認定結果通知の時点で、減免後に納付すべき授業料の額が確定しない場合がある。このため認定結果通知においては、減免後に納付すべき額等が確定する時期の目安等について通知するとともに、当該額等が確定した場合は、納付額や納付期限等について別途通知する。

オ 減免対象者として認定されなかった者に対しては、その旨を通知する。（A様式 3－2）

カ 支援区分の変更により認定事由の変更が生じる場合には、変更認定の手続きが必要である。

キ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、（１）の認定申請書又は JASSO からの提供データ等と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。

（６）適格認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、減免対象者としての認定を受けた者については、下記 1）及び 2）のとおり、適格認定を実施すること。

1）学業成績の適格認定

本章第2節（1）1）に記載のとおり、対応すること。

2）収入及び資産に関する適格認定

①適格認定の基準

本節（2）②に記載のとおり。

②適格認定の時期

適格認定における収入額の判定は、通常、毎年夏頃に行うが、家計急変の申請により対象者として認定された学生については、初回は給付始期から6か月後、その後は3か月毎、急変事由発生から15か月経過後は1年毎に収入額等の判定を実施する。給付型奨学金の受給者については、JASSOで判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき大学等に。当該者については、大学等が収入額の判定を行った者とみなすことができる。

適格認定のスケジュール及び JASSO の判定結果（新たな支援区分情報）の確認については、JASSO のシステムに登録された情報を確認すること。

判定結果の反映時期については、給付型奨学金のそれと時期をあわせること（巻末の参考資料3を参照のこと）。

③適格認定結果の通知

大学等は、適格認定の結果（認定事由、減免区分、当該減免区分が適用される期間、減免額など）について、適格認定の都度、速やかに対象者に通知すること（A様式4-4）。

（留意点）

ア 新たな減免区分や当該減免区分が適用される期間については、給付型奨学金のそれと一致するため、JASSO のシステムに登録された情報を確認し、通知内容の正確性を期すよう留意すること（巻末の参考資料3を参照のこと）。

イ 本節（8）で後述のとおり、減免額については、月割で処理することとなるため、適格認定結果の通知においては、1か月当たりの授業料減免額を記載すること。（A様式4-4）

ウ 3か月毎に支援区分が変更となり得ることに鑑み、本節（8）で後述のとおり、家計急変の事由発生後の授業料徴収について一定期間猶予することを前提とするため、減免後の納付額等については、追って別途通知する旨を通知する。

エ 判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理すること（本章第12節及び第13節参照）。

オ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

（7）減免の実施に関すること

1）実施のスケジュール

家計が急変した学生に対する支援については、学期の始期や授業料の納付時期等にかかわらず（学期の途中や授業料の納付後であっても）、後述のとおり、月単位で減免を実施することとなる。そのため、授業料等を徴収した後に学生の家計が急変し、支援対象として認定された

場合、徴収済の授業料の還付が必要となる場合があることに留意すること。

2) 減免額の算出

本章第1節(3)3)に記載のとおり、対応すること。なお、家計急変の申請により対象者として認定された学生については、本章第1節(3)3)⑧の月割の減免額の考え方によること。この際、支援区分が3か月毎に変更されることに留意すること。

例えば、授業料が前期40万円＋後期40万円の私立大学生Aについて、2月に家計急変事由が生じ、5月に申請を行った場合、下表のとおりとなる。

時期	支援区分	減免前の授業料	減免額	減免後の授業料
4月	—	(66,666.6…円)	—	(66,666円)
5月	第Ⅰ区分	(66,666.6…円)	(58,400円)	(8,266円)
6月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
7月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
8月		(66,666.6…円)	(58,400円)	(8,267円)
9月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
前期合計		400,000円	① 291,700円	108,300円
10月	第Ⅰ区分	(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,366円)
11月	第Ⅱ区分	(66,666.6…円)	(38,900円)	(27,766円)
12月		(66,666.6…円)	(38,900円)	(27,767円)
1月		(66,666.6…円)	(38,900円)	(27,767円)
2月	第Ⅲ区分	(66,666.6…円)	(19,500円)	(47,167円)
3月		(66,666.6…円)	(19,400円)	(47,267円)
後期合計		400,000円	②－① 213,900円	186,100円
年間合計		800,000円	② 505,600円	294,400円

※ 上表中「減免後の授業料（月額）」の端数処理は各大学等の定めるところによる。（ただし、「減免額（月割）」の端数処理は本章第1節(3)3)に記載のとおり処理すること。）

(留意点)

ア 授業料の納付の時期や方法は、各大学等によって異なり、半期ごとの納付、毎年の納付、3学期制の学期毎の納付など様々なケースがあるが、いずれのケースであっても、本制度における授業料減免額の年間合計額は、年額で算出した額（上表の例では、 $700,000/12 \times 3/3 \times 6 + 700,000/12 \times 2/3 \times 3 + 700,000/12 \times 1/3 \times 2 = 505,556 \rightarrow 505,600$ 円）と一致させること。このため、月ごとの減免額の通知にあたって、最後の月などで減免額の端数調整を行うことも差し支えない。

3) 授業料等納付期限の猶予

家計急変に係る事前相談を受けた場合、その後に徴収を予定していた授業料等については、いったん徴収を猶予すること。（ただし、学生に対し所要の確認を行った上で、家計急変の事由に該当しないことが明白であることが確認できた場合には、その後、授業料等の徴収を行うことについて妨げるものではない。）

事前相談を経て正式な申請を行い、認定された学生については、上述の(6)のとおり、3か月毎の適格認定により支援区分が変更となることに鑑み、例えば前期分の支援区分が確定す

るまで支払いを猶予の上、納付期限の最終月に減免額を算定の上、当初の授業料との差額の納付を求めるなどの方法により行うこと。

(留意点)

ア 減免額が確定していない時点で、本来減免されるべき額も含めていったん納付を求め、減免額確定後に還付する場合、生計維持者の死亡や事故・病気、災害等によって家計が急変し、経済的に非常に困難な状況にある学生にとっては、期限内に全額の授業料等の納付が困難であることをもって、学修の継続が困難になる可能性が高いため、本制度の趣旨に鑑み、家計の急変による対応については、一学校あたりの対象者が極めて少数と見込まれることも踏まえ、授業料等の納付期限の猶予を行うこと。具体的には上記のとおり対応すること。

イ 減免の対象となるのは「授業料及び入学金」であるが、その他の学納金についても各大学等が通常行っているとおりに、経済的な理由で納付が困難な学生に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図るなどきめ細かな配慮を行っていただきたい。

(8) 交付申請に関すること

交付申請及び変更交付申請にあたっては、原則、本章第 11 節及び第 12 節に記載のとおり処理することとするが、家計が急変した学生については、下記の場合、特例的な取扱いとなる。

入学後に家計が急変する事由が発生した者について、授業料の減免の始期は、減免申請書を提出した日の属する月（給付型奨学金の支給の始期は、JASSO システムから申請した日の属する月）からとなる。ただし、入学金減免の対象は、入学後 3 か月以内に減免申請を行い、認定を受けた者となる。このため、

①入学後に家計が急変する事由が発生し、

かつ、

②入学後 3 か月以内に減免申請書を提出する者、

について、入学月と支援始期が一致しないことがある。

交付申請及び変更交付申請にあたっては、上記①かつ②に該当する者について、入学金減免の対象者として漏れなく計上するよう、留意すること。

第8節 授業料等減免のみ申し込む者の扱いについて

これまで述べてきたとおり、本制度は、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行うものであり、学生が両方に申し込むことを想定している。これらの支援対象者の要件は同一であり、給付型奨学金における認定を受けた者は授業料減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことにより、学生、大学等双方の事務負担の軽減を図るとともに、手続きを効率化しているものである。

いずれか一方のみ申し込み、本来、受けられるべき給付型奨学金の支援が受けられなくなるなどは、通常、学生にとって不利益となることでもあり、大学等においては、授業料減免の申請者が給付型奨学金の申し込みを併せて行っていることを確認し、申し込みを行っていない者については併せて申し込むよう案内することが肝要である。

ただし、授業料等減免と給付型奨学金のいずれも、学生からの申し込みに基づき支援を行うものであり、給付型奨学金の案内を十分に行ったにもかかわらず、あくまで授業料減免のみの申請を希望する学生について、これを拒否したり、給付型奨学金への申し込みを強制したりすることはできない。

該当者に係る手続きについては、下記のとおり行うこと。下記に特記していない事項については、本章第1節から第7節に記載のとおり処理すること。

なお、多子世帯支援に関しては授業料等減免のみを行うものではあるが、本節に拠ることなく、給付型奨学金と授業料等減免を合わせて支援を行う学生と同様に、JASSO を通じて申し込み等手続きする。（その場合であっても、学生が JASSO を経由する手続きを行わず、学校における授業料等減免のみの手続きを希望する場合は、本節により対応すること。）

（1）学生が授業料等減免のみ申込を希望する場合（給付型奨学金への申込を希望しない場合）

例えば、地方公共団体や民間団体等が実施する支援事業が「授業料減免との併用可・給付型奨学金との併用不可」としている場合、当該事業の支援を受けるために、給付型奨学金には申し込まず、授業料等減免のみ申請を希望するケースが想定される。このようなケースを含め、学生から授業料等減免のみ申し込みを希望する旨の相談を受けた場合、まずは学生に以下の手続きを案内すること。

- i) 当該他制度による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化にも円滑に対応できるよう、当該学生に対して、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に給付型奨学金の支給の「停止」を申し出るよう案内すること。在学中に他支援が打ち切られるなどにより、給付型奨学金による支援が必要となった場合、支援停止の「解除」を申し出ることができることを併せて案内すること。後日、給付型奨学金の申請を行うことも可能であるが、給付型奨学金の申込は時期が決まっていること、支援始期は4月又は10月となり、他支援が打ち切られても直ちに支援が受けられるとは限らない。
- ii) 給付型奨学金の「停止」及びその「解除」の申出の手続きについては、JASSO から提供される手引き等に基づき、実施すること。

(2) 学生からの申請に関すること

上記(1)の案内を受けてなお、何らかの事情により、学生が給付型奨学金の申込みを行わない場合は、認定申請書(A様式1)の別紙及び下記添付資料の提出を求めること(無利子奨学金の利用の有無を確認し、利用者については、後述(5)のとおり対応すること)。

【添付書類】

①国籍・在留資格等に関すること

【外国籍の学生のみ】

本章第1節(2)①に示した要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類(在留資格・期限が明記されているもの)を提出させること。

- ・「在留カード」の写し
- ・「特別永住者証明書」の写し
- ・その他「住民票」の原本等、在留資格・在留期限等が明記されているもの
- ・在留資格が「家族滞在」の者については、入国日の証明書(出入国在留管理庁に開示請求をして取得する「出入国記録」等)又は日本で出生したことの証明書(「出生届出証明書」や「外国人登録原票」等)

※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類のコピーを併せて提出させること。

②家計の経済状況(収入・資産等)に関すること

i) 課税(所得)証明書(本人分及び生計維持者分)【全員】

(留意点)

ア 居住地の市区町村が発行する課税(所得)証明書であり、次の7項目が記載されているものを提出させること。市区町村所定の様式に下記項目がない場合は、これらの項目について別途証明(課税(所得)証明書への追記等)を求めるよう指導すること。(詳細は JASSO 資料を確認すること)

- | | | | |
|----------------|-----------|-----------|----------------|
| 1. 課税標準額 | 2. 調整控除額 | 3. 税額調整額 | 4. 扶養親族数及びその内訳 |
| 5. 控除に係る本人該当区分 | 6. 合計所得金額 | 7. 総所得金額等 | |

イ N年4月～9月分の認定申請については(N-1)年度(N-2年所得分)の、N年10月～(N+1)年3月分の認定申請についてはN年度(N-1年所得分)の証明書を提出させること。

ウ 生計維持者が上記イの年度の1月1日時点で海外に居住している(いた)場合、「海外居住者のための収入等申告書」及び下記書類の提出を求めること。

確認項目		必要となる証明書類(コピー可)
海外に居住している生計維持者の所得金額関係	・給与収入 ・年金収入 ・給与・年金以外の所得(※1)	・1月～12月(※2)の給与明細書、帳簿等(準備できない場合は10月～12月の3か月分) ・収入がない場合には、1月～12月(※2)の間の無収入を証明する書類(海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等)

生計維持者の配偶者の所得金額関係	・ 給与収入 ・ 年金収入 ・ 給与・年金以外の所得 (※1)	・ 所得(課税)証明書等 ・ 海外に住んでいる場合は、1月～12月(※2)の給与明細書等(準備できない場合は10月～12月の3か月分)
・ 世帯構成関係 ・ ひとり親世帯関係	・ 年齢別の扶養人数 ・ 寡婦・ひとり親該当の有無	・ 戸籍謄本(海外で発行を受けた同様の証明書でも可)、海外居住者以外の世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成(生計維持者との続柄等関係)及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの
障害者関係	・ 人数等	・ 障害者手帳等

(※1)「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額(控除前の金額)をいう。「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額をいう。

(※2)減免を受ける期間が4月から9月である場合は前々年、減免を受ける期間が10月から翌年3月である場合は前年の収入に関する書類が必要となる。

ii) 生活保護決定(変更)通知書等のコピー 【該当者のみ】

保護受給期間に、減免を受ける年(減免を受ける期間が4月から9月である場合は、減免を受ける年の前年)の1月1日を含むことがわかるものを提出させること。

(3) 選考、認定に関すること

上記(2)の申請を行った学生については、在学大学等において、当該学生が本章第1節(2)に記載の認定要件を満たすことを確認すること。

① 国籍・在留資格等に関する要件の確認

上記(2)①により提出させた書類に基づき、支援対象となる在留資格等を有し、要件を満たしていることを確認すること。

また、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、永住の意志があると認められた「定住者」、又は「家族滞在」(日本の小学校から高校等までを卒業等の要件を満たす者に限る)については、在留期間に制限が設けられているため、支援を行う期間において当該在留資格を有していることを確認すること。

(なお、支援期間中に在留期間が満了する学生については、本章第3節(4)に記載のとおり、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認すること。)

② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件の確認

申請を行った学生について次のi)と併せて、その入学形態に応じてii)又はiii)について確認し、生年月日等、申請の際に報告を求めたその他の情報と併せて、当該学生が本章第1節(2)②の要件を満たすか否かを確認すること。

i) 現在在籍している大学等への入学年月

(現在入学した大学等に編入学又は転学により他の大学等から入った場合には、

- ア 編入学又は転学する前に在学していた大学等への入学年月
 - イ 編入学又は転学する前に在学した大学等での在学最終年月
- を併せて確認する。)
- ii) はじめて国内の高等学校等を卒業した年月
 - iii) 国内の高等学校等を卒業していない場合には次の年月
 - ア 高等学校卒業程度認定試験合格者については
 - a) 当該試験に合格した年月
 - b) 当該試験の受験資格取得年度（16 歳になった年度）から 5 年を経過した後に合格した場合、合格するまでの間、引き続き試験を受験し続けていたか（申告による確認）
 - イ 個別の入学資格審査を経て大学等へ入学した者については申請者本人の生年月日
 - ウ 海外の教育機関の修了者など学校教育法施行規則第 150 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当することとなったことにより大学等の入学資格が得られた者については、当該課程の修了などにより大学等への入学資格が得られることとなった日
 - エ 学校教育法施行規則第 150 条第 6 号又は第 183 条第 2 号の大学等への入学資格により入学した者については、いわゆる「飛び入学」をする前に在籍していた高等学校等に在籍しなくなった日

③ 学業成績・学修意欲に関する基準の確認

本章第 1 節（2）学業成績・学修意欲の確認と同様に行うこと。

④ 生計維持者の確認

「生計維持者」については、本章第 1 節（2）④ウ 及び JASSO「生計維持者に係る Q & A」（※）に従って申告するよう、学生を指導すること。

※https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

個別の学生のケースに応じて、「生計維持者」の範囲を詳細に確認する必要がある場合、給付型奨学金の申込者の判定における解釈の前例を JASSO に問合せること。

生計維持者に関する申告内容については、これにより家計の経済状況に係る要件を満たすか否か、要件を満たす場合にどの支援区分となるかの判定に大きな影響を与える事項であることに鑑み、虚偽申告を防ぐための方策を講じ、申告内容については慎重に確認を行うこと。

⑤ 家計の経済状況（収入等・資産）等に関する基準の確認

i) 収入等の確認

申請者から、本節（2）②に記載のとおり提出させた、i) 課税（所得）証明書（本人分及び生計維持者分）【全員】、及び ii) 1 月 1 日時点の生活保護決定（変更）通知書等のコピー 【該当者のみ】をもとに、減免額算定基準額を算定し、本章第 1 節（2）④に記載の基準により、支援区分を判定すること。大学等における減免額算定基準額の算定や支援区分の判定の一助として文部科学省のホームページに掲載の「減免額算定基準額 算定用ツール」を適宜活用されたい。

ただし、生計維持者が海外に居住している場合の収入の確認については、文部科学省まで個別に問い合わせされたい。

ii) 資産の確認

認定申請書（A様式1）別紙により申告された資産額が、本章第1節（2）④に記載の基準を満たすことを確認すること。

iii) 多子世帯の確認

多子世帯に係る判定についても基準を満たすことを確認すること。

（4）認定結果の通知に関すること

大学等は認定した結果を速やかに申請者に通知すること。詳細は第1節（4）のとおり

（5）JASSOの無利子奨学金を申込・利用している学生について

授業料等減免を受ける学生が、JASSOの第一種奨学金（無利子）を利用する場合、当該奨学金の貸与上限額が変更される（貸与上限額の詳細は、JASSOの奨学金案内を確認すること）。このため、該当者については、以下のとおり、対応すること。

① 申請書受理

授業料減免の申請書を受理した者について、第一種奨学金の利用の有無を確認すること。

② JASSOへの該当者の通知

①により第一種奨学金への申込・利用が確認される者については、JASSOに通知すること。（具体的な通知方法については、JASSOの取扱いに従うこと。）なお、第IV区分・理工農系の支援に関しても貸与上限額が変更されるため、学生の所属が新たに理工農系となった場合や理工農系とはなくなった場合には、都度JASSOに通知する必要がある。

③ JASSOへの減免額算定基準額の通知

②の該当者については、JASSOの指定する方法により、減免額算定基準額を通知すること。当該通知は、毎年の収入及び資産に関する適格認定後も同様に行うこと。

（6）適格認定に関すること

1) 学業に関する適格認定

本章第2節（2）に記載のとおり対応すること。

2) 収入及び資産に関する適格認定

毎年、住民税情報が更新される6月以降、10月までの間に収入及び資産に関する適格認定を実施し、その結果を10月以降の減免額に反映すること。収入の確認及び支援区分の判定は、本章本節（3）⑤と同様に行うこと。

なお、判定の結果、認定事由を変更する必要がある場合には、学生に変更認定申請を行わせたうえで、学校において変更認定する必要がある。（A様式2-3、3-4）

（7）転学・編入学等に伴う事務手続きに関すること

1) 同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き

本章第4節に記載のとおり対応すること。

2) 異なる大学等の間で、転学・編入学等する場合の手続き

本章第4節に記載の内容に加え、下記を踏まえて、手続きを実施すること。

① 認定に関する申請書の審査

大学等は、申請書及びその添付書類を確認することにより、当該学生が支援対象としての要件を満たすか否かを確認する必要がある。

確認にあたって、異動先の大学等は、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」(A様式10)を求め、次のi)からvi)の事項について確認すること。ただし、当該学生が転学・編入学等をするにあたって異動元の大学等から異動先の大学等へこれらの情報を別途確実に引き継いでいれば、当該報告書の各欄への記載は適宜省略して差し支えない。また、当該報告書を求められた異動元の大学等は、異動先の大学等からの求めに応じ、当該報告書をすみやかに作成の上、送付すること。

i) 授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数

- ・ 支援月数が本章第4節(1)に示した要件を満たすか否かを確認すること。

ii) 異動元での直近の支援区分及び入学金の減免の有無

- ・ 異動先での授業料等の減免額を算定するため、異動元の大学等での授業料等減免における、家計の経済状況に応じた支援区分を確認すること。
- ・ 過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、異動元大学における入学金減免の実績を確認すること。

iii) 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由

- ・ 異動直前に実施された適格認定の結果、学業成績等の基準が「廃止」に該当していないことを確認すること。
- ・ 当該学生のこれまでの適格認定の結果については、適切に管理すること。

(例えば、直近の適格認定で、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当すれば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意すること。ただし、2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となることについても留意すること。)

iv) 卒業に必要な単位数と、在籍中の各学年時の修得単位数

- ・ 異動元の大学等における修得単位数の累計を確認し、今後、異動先大学等における修得単位数とあわせて標準単位数を算定できるよう、管理を行うこと。

v) 認定の効力を停止した期間とその事由

- ・ i) の項目及びその後の支援月数と併せて常時適切に記録・更新し、認定後、支援期間が本章第3節(1)及び(2)並びに第4節(1)に示した期間を上回らないよう管理すること。

vi) その他、異動先において支援の継続や適格認定の実施のために必要となる情報

- ・ これまでの認定申請や適格認定時の特段の経緯や指導内容など、減免の実施に当たって特に引き継ぐべき事項があれば記載すること。

なお、転学・編入学等による異動先において継続して授業料等の減免を受けようとする場合の学業成績等に関する基準は、転学・編入学等の前に学年末の時点で適格認定における学業成績等に関する要件を満たしていることであることに留意すること。

(8) 家計急変の対応に関すること

家計が急変した学生に対し、給付型奨学金について十分に案内を行ったにもかかわらず、学生が何らかの事情により、給付型奨学金の申込を行わず、授業料等減免のみの申請を希望する場合は、次の①～④に特記する内容に留意して手続きを行うこと。次の①～④に特記した内容以外に関することは、本節(1)～(9)に記載のとおり、対応すること。

① 学生からの申請

通常の申請と同様に、雛形(A様式1)に基づいて各大学等で定めた認定申請書を提出させること。ただし、さらなる家計急変に該当する場合は、雛形(証明書(随時採用)専用)に基づくこと。

(留意点)

ア 給付型奨学金の申込を行わず、授業料減免のみの申請の場合は、別紙(A様式1別紙3)をあわせて提出させるとともに、下記の書類の提出を求めること。

i) 事由に関する証明書類(本章第7節(2)の表に掲げる証明書類)

※ 家計急変の事由が事故又は病気による就労困難である場合、あわせて雇用主による病気休職に係る証明書(雛形:A様式1別紙4)の提出を求めること。

ii) 予期できない事由(本章第7節(2)の表に掲げる事由)が発生した該当者の所得を証明する下記の書類(ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要)

・雇用主が発行した、給与明細書 又は 給与見込書(事由発生後、毎月分)

※ 複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要。

・その他の所得がある場合、それを証明する書類

※ 住民税の課税対象となる全ての所得を含む。(住民税の課税対象とならない収入は申告不要。)

iii) 学生本人及び生計維持者の市町村民税の課税証明書(本節(2)②i)に記載されている必要事項の記載があるもの)

② 家計急変に係る授業料等減免申請者の支援区分等の判定

申請者から、①に上述のとおり提出させたi)～iii)の書類をもとに、下記の点に留意して、要件充足を確認し、対象者の支援区分等を判定すること。

(留意点)

ア 上述のi)事由に関する証明書類をもとに、本章第7節(2)の表のいずれかに該当するか否か、事実関係を確認すること。

イ 上記アにより本章第7節(2)の表のいずれかに該当することが確認された申請者については、本節(3)に記載のとおり、① 国籍・在留資格等に関する要件の確認、② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件の確認、③ 学業成績・学修意欲に関する基準の確認、④ 生計維持者の確認、⑤資産の確認及び多子世帯の確認を行うこと。

ウ 申請者が、上記ア及びイの確認を経て、支援対象となる可能性があると認められるときは、家計が急変する事由が生じた後の所得を証明する書類をもとに減免額算定基準額の算定が必要となるため、文部科学省等まで個別に問い合わせされたい。

③ 収入に関する適格認定

家計急変の事由が生じた状況に変更がないか定期的な確認が必要であることから、初回

は支援始期から6か月後、その後は3か月毎（事由発生から15か月経過後は1年毎）に、現況届（A様式2－2）の提出及び収入に関する適格認定を行う必要がある。減免額算定基準額の算定については、上記②ウのとおり実施することとなり、詳細は文部科学省等まで個別に問合せされたい。

（９）継続願に関する事

継続願は令和6年度より廃止しており、関連の手続きは不要であるが、在留資格や生計維持者の変更等に係る確認は必要であるため、要件等確認書及び下記の添付書類の提出を求めること（要件等確認書の様式は各大学等において雛形（A様式2－1）に基づき定め学生に配布すること）。在学中に、支援対象者の生計維持者に変更があった場合、当該雛形に変更後の生計維持者を記載させること。

なお、要件等確認書の提出は、その期限、方法など、各学校の定めるところによるが、（6）に記載のとおり、収入及び資産に関する適格認定による支援区分の変更は、毎年10月に行う必要があることから、少なくとも年間1回10月には確認の手続きを行うこととし、学生からはその一定期間前までに要件等確認書の提出を求めること。提出期限は、大学等のホームページにも掲載するなどして学生に対し十分な周知を行うこと。

【添付書類】

①国籍・在留資格等に関する事

本章本節（2）①のとおり。

②家計の経済状況（収入・資産）に関する事

本章本節（2）②のとおり。

（10）交付申請に関する事

学生が授業料等減免のみ申請を行う場合（給付型奨学金への申込みをしない場合）は、給付型奨学金の対象者としての認定を受けないため、個別に大学等にて認定要件を満たすことを確認した後、交付申請を行うこととなる。（スカラACに情報が登録されない。）

当該学生の交付申請にあたっては、本章第11節（1）4）に記載の大学等が作成する資料に含めること。

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するため、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによることとし国庫負担分の都道府県への交付スケジュール等については別途文部科学省から案内することとする。

※本節（11）（12）も同様。

① 交付申請の時期

本制度の交付申請は、本章第 11 節（１）２）のとおり、文部科学省において次年度の所要額を概算した上で、各校に申請額案を提示するため、当該学生に要する減免費用を別途申請することは不要。

② 提出書類

当該学生に要する減免費用も交付申請に必要な資料に含めるため、別途の様式を作成する必要はない。（スカラ AC で確認可能な者と併せて申請する。）

③ 「申請学科一覧」（Ｂ様式 1－４）の作成方法

スカラ AC では支援区分が確認できないため、該当者が判別できるよう、当該学生の減免分は行を分けて記入するとともに、備考欄に『JASSO 給付外』と記入すること。

留意すべき点は、本章第 11 節（１）４）に記載のとおりとする。

④ 「交付申請書内訳（学部・学科単位）」（Ｂ様式 1－２）の作成方法

※詳細はエクセルファイルを参照すること

本章第 11 節（１）４）に記載のとおり。

（１１）交付決定に関すること

大学等から交付申請書を受けた支弁者は、大学等宛に交付決定通知を送付する。（４月中旬頃）

授業料等減免のみ申請を行う（給付型奨学金への申込みをしない）学生はスカラ AC に情報が登録されないため、支弁者は大学等から提出のある「申請学科一覧」の備考欄の記載を参考にして当該学生を把握する。その際、支弁者は必要に応じて内容等について聴取するなど確認を行う。

（１２）請求・支払に関すること

本章第 11 節（３）に記載のとおり

第9節 不正への対応

(1) 学生による虚偽申告その他不正に関すること

① 学生に対する一般的な指導

学生が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けることは、あるまじき行為であり、各大学等においては、不正が判明した場合の支援対象者としての認定取消し（及び給付型奨学金に関しては加算金の徴収）を含む制度（詳細後述）の周知のみならず、厚生指導の観点から、所属学生に対する指導を徹底し、虚偽申告その他の不正が生じないように努めること。

② 疑義が生じた場合の対応

授業料等減免及び給付型奨学金の申請や届出等の各種手続きにあたって、支援を受けようとする（又は受けている）学生の申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、提出書類等の再確認や分析を行い、学生本人（又はその生計維持者）に対して必要な確認を行うこと。また、当該学生が給付型奨学金の申請者又は受給者である場合には、疑義が生じた時点で JASSO に一報するとともに、JASSO と連携して必要な確認を行うこと。JASSO が、給付型奨学金の申請者又は受給者の申告内容や提出書類等に疑義があるとして、当該学生が所属する大学等に対して又はこれを通じて情報照会を行ったときは、各大学等においては適切に協力し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給について適正な実施を図ること。（ただし、当該協力が、個人情報保護その他法令順守の観点で疑義を生じないように、慎重に対応すること。）

学生本人（又はその生計維持者）が、前述の確認（書類等の提出を含む。）に応じない場合、又は前述の確認を行ってもなお疑義が解消しない場合は、確認大学等は、機関要件の確認を行った行政機関に対し、速やかに状況を報告すること。

都道府県・市町村等において、前述の報告を受けた場合は、修学支援法第 11 条第 1 項の規定に基づき、対応すること。

大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（報告等）

第十一条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

（※注：条文中「文部科学大臣等」は機関要件確認者を指す。）

③ 支援対象者としての認定取消

前述の確認等を通じて、学生が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、大学等においては、当該学生に係る授業料等減免対象者としての認定を取り消し（遡及取消）、その旨を A 様式 5 により本人に通知するとともに、その旨を JASSO に対して通知すること（施行規則第 13 条第 1 項・第 2 項）。また、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を、「認定取消に関する届出」（A 様式 11）にて、機関要件確認者に遅滞なく届出ること（修学支援法第 10 条第 2 項、施行規則第 17 条）。施行規則第 17 条に規定する「授業料等減免の額」については、同規則第 11 条の 2 に基づき、認定を取り消した日の属する月の翌月以降は支援が終了するため、認定を取り消した日の属する月の翌月以降に対する額は含まないこと

に留意すること。

④ 費用の徴収

学生が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けていたものとして、上述③のとおり認定の取消しを行った場合、施行規則第 16 条の規定により、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免していた授業料等について、当該学生に対し、支払いを求めること。また、当該学生に対する授業料等減免について既に公費が支払われていた場合、当該学生の所属する大学等の設置者は、その支払いをした国又は地方公共団体に対し、支弁済みの公費に相当する額を返納すること。

なお、不正に給付型奨学金の支給を受けた学生に対しては、JASSO は当該学生に対して、不正利得の徴収に加え、その徴収額に 0.4 を乗じた金額以下の範囲で加算金を更に徴収することができることとなっている。

(2) 大学等による不正に関すること

① 実地検査及びそのフォローアップ

授業料等減免の事務の一層の適正な実施を図る観点から、減免費用の支弁者等（国、都道府県・市町村、私学事業団）は、各大学等において、対象者の授業料等の減免が適正かつ確実に行われているか、交付された減免費用の執行が適正に実施されているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認することが望ましい。

当該実地検査等を通じて、本要領に則って適正かつ確実に事務処理が行われるよう、関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。指導助言を受けた大学等においては、これに従い、学生への支援や交付された減免費用の執行が遅滞なく適正に実施されるように努めること。

② 疑義が生じた場合の対応

万が一、対象学生の学業成績等、学籍その他授業料等減免対象者の要件に関することや減免費用の申請・交付に関することについて、大学等による不正が疑われる場合、（私学事業団においては前述①の実地検査等によりこうした事案が判明した場合は速やかに文部科学省に対して報告を行い、）機関要件確認者は、修学支援法第 11 条第 2 項及び同第 12 条の規定に基づき、当該大学等の設置者若しくはその役職員（元役職員を含む）に対し、必要な対応を行うこと。

大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（報告等）

第十一条 （略）

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第十二条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（※注：条文中「文部科学大臣等」は機関要件確認者を指す。）

第 10 節 確認大学等でなくなった場合の取扱い

法第 13 条第 1 項に該当する場合、文部科学大臣等は、当該確認大学等に係る確認を取り消すこととなる。

大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（確認の取消し）

第十三条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十一条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十一条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十四条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

大学等における修学の支援に関する法律施行令（抄）

（法第十四条ただし書の政令で定める場合）

第五条 法第十四条ただし書の政令で定める場合は、法第十三条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十一条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

確認を取り消された、又は、辞退した大学等に、授業料等減免の支援を現に受けている者（確認を取り消される前に、減免対象者として認定されていた学生）が在学しているときは、法第 14 条の規定に基づき、当該者については、原則、引き続き本要領に従って授業料減免を行うものとする。

(留意点)

- ア 確認大学等でなくなった後に、これまで減免を受けていなかった学生からの申請を受け付けること、また当該申請に基づいて新たに対象者として認定すること（新規認定）はできない。
- イ 不正行為により確認大学等に係る確認を取り消された場合（法第 13 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当する場合）、又は確認大学等の設置者が確認を辞退した場合（施行令第 5 条に該当する場合に限る。）においては、法第 14 条に基づき、減免費用については、大学等において全額を負担すること（国等からの減免費用の交付は行わないため、本要領第 1 章第 11 節、第 12 節、第 13 節及び第 2 章については、適用されない。ただし、都道府県又は指定都市において、別途定めがある場合は、この限りではない。）。
- ウ 確認要件を満たさなくなった（法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する）場合、既に授業料等減免対象者として認定を受けている学生にかかる減免費用については、引き続き、本要領に基づき、交付申請等を行うこと。

第 11 節 減免費用の申請、交付に関する事務（年度当初の申請、交付）

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

また、私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で 1/2 ずつ負担するため、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによることとし、国庫負担分の都道府県への交付スケジュール等については別途文部科学省から案内することとする。

ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らないことから、各校において都道府県等の定めに従って対応すること。

大学等は年度当初の交付申請において、年間の所要見込額を支弁者に申請する。支弁者は申請内容を確認し、交付を決定した後、概算によりその決定額を支払う。

所要見込額の算出は、授業料と入学金でそれぞれ次のような考え方とする。

- 前年度末までの交付決定額（変更交付決定を行っている場合はその額）を参照し文部科学省において次年度所要額を概算し各校に提示する。

各校においては、当該金額により所要の補助金等を申請する。

※授業料・入学金いずれも同様に扱う。

※新設学部がある場合などは個別に調整することがある。

◇参考

年間の所要見込額が当初の交付申請額を超える場合は変更交付申請を行い、その不足額を申請する。（本章第 12 節参照）

（1）交付申請に関すること

1）交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者

減免費用の申請先と費用の負担割合は次のとおり。

設置者の区分・学校の種類		支弁者 (減免費用の申請先)	費用負担割合
国立	大学・高等専門学校・専門学校	国（設置者）	国が全額
私立	大学・短期大学・高等専門学校	国 ※私学事業団を通じて交付	国が全額
公立	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村が全額
私立	専門学校	都道府県(所轄庁)	国 1/2、都道府県 1/2

※ 放送大学、株式会社立の大学には、私学事業団を通じず国から直接交付する。

2) 交付申請の方法

①交付申請の考え方

【授業料減免】

年度当初の交付申請は、1) のとおり前年度の交付実績（変更交付後の各学校における減免費用の実績）を基に、文部科学省において次年度の所要額を概算した上で、各校に申請額案を提示する。（私立大学等に関しては、私学事業団を経由して提示する。）

各校においては、当該提示額に基づき申請を行うこと。なお、交付申請等の具体的な日程等は各支弁者より別途連絡する。

3) 提出書類

＜大学等が作成する資料＞

- | | |
|-------------------|----------|
| ①交付申請書 | (B様式1-1) |
| ②申請学科一覧 | |
| [提出方法] 電子媒体により提出。 | |

交付申請にあたっては、①「交付申請書」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりエクセルファイルを支弁者に提出すること。

4) 申請期限

支弁者（交付申請先）に提出すること。

（具体的な期限は別途事務連絡にてお知らせする。）

（2）交付決定に関すること

支弁者は大学等から必要に応じてその内容について聴取するなど、申請内容の確認を終えれば、大学等宛に交付決定通知を送付する。（年度始4月内を想定）

（3）請求・支払に関すること

大学等は交付決定通知に基づき、「概算払請求書」（B様式9-1）を減免費用の支弁者に提出すること。

国から交付金を支払うにあたっては、関係機関との協議が必要であることから、一定の期間を要することが見込まれる。（4月内を想定）

第 12 節 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で 1/2 ずつ負担するため、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによることとし、国庫負担分の都道府県への交付スケジュール等については別途文部科学省から案内することとする。

(1) 変更交付申請に関すること

大学等において、後期の授業料減免等の結果等を踏まえ、年間の減免所要見込額を算出し、その額が既に交付済みの減免費用の額（年度当初の交付申請にて請求した減免額）を超え、不足する場合は、必要に応じて変更交付申請を行い、不足額を請求することができる。

なお、支弁者において大学等の減免状況を確認するため、年間減免所要見込額が交付済み減免費用額を超えない大学等に対し、減免見込み額に関するデータの提出を求める場合がある。

変更交付申請にあたり、申請時点でスカラ AC に登録されている者及び申請後 JASSO による審査結果が出る前の者につき見込みの所要額を算出。

上記を合計した年間所要額を、変更交付申請における授業料減免所要見込額とする。

1) 変更交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者

減免費用の申請先と費用の負担割合は交付申請と同じ。（本章第 11 節（1）1）参照）

2) 変更交付申請の方法

①変更交付申請の考え方

【授業料減免】

変更交付申請時には 1 月時点の状況に基づき授業料減免見込額を算出する。

その際、収入及び資産に関する適格認定の結果に基づきスカラ AC にて最新の支援区分が確認でき、減免を受けた学生を対象として、当該学生が後半 6 か月間（10 月～翌年 3 月）を通じて確認できた最新の支援区分による授業料減免を受けるものと見込み、所要額を算出する。

なお、年度前半の実績は、各大学等が把握する月毎の減免実施状況を基に入力することを想定しているが、スカラ AC においては、毎月、大学等が当該月の登録データを確認できる時期にアクセスし、学生を抽出することにより、各月に JASSO の給付型奨学金を受けている学生を一覧で確認できることから、大学等での減免実績の管理にあたってもスカラ AC を活用することは効果的である。

※ スカラ AC に学生の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、JASSO から大学等に連絡される予定。

【入学金減免】

入学金減免の対象は、入学月から支援対象となった者となるので、漏れのないように入力すること。（ただし、家計が急変した学生については、一部例外があるため、本章第7節を参照）

※ 授業料減免費用の申請は、ある特定の時点における減免対象者の人数を基に、年間の減免額を概算により請求するものであり、その時点では学生一人ひとりの年度途中の異動等は勘案していない。

減免費用の申請は、あくまで学校単位として年間に要する減免費用を見込みにより算出し、それに必要な減免額を措置するという考え方であり、最終的に年度終了後に算出した学校全体の実績値を確定するなかで、入学金の減免実施額も含め、不用額を返納することとなる。

したがって、年度途中に支援対象者に異動等があったため、年間の支援期間が12か月に満たなくなった者に係る超過分の交付額を、年度の途中に支弁者に返還することは要しない。

②変更交付申請の対象となる学生の抽出について

スカラ AC で抽出条件を指定することにより後期（10月～翌年3月）の見込みの対象学生をリストアップすることができる。（本章第1節（3）2）①参照）

なお、スカラ AC 上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生であるかに留意すること。

なお、秋の在学採用（二次採用）での申込者や家計急変採用への申込者等で書類不備等により採否の結果が出ていない者及び支援区分の見直しについて書類不備等により判定結果が出ていない者については、それぞれ満額支援となるものと見込み、考えられる最長の期間を変更交付申請に含めること。（実績報告において、変更交付申請による交付決定額を超えた報告となることが判明した場合等はただちに支弁者に相談する必要があることに留意すること。）

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ⑤

日本学生支援機構

奨学生一覧

現在校の奨学生の一覧を表示します。

抽出条件

右の「検索」ボタンを押して、奨学生の検索を行います。
入力内容をクリアする場合は、右の「条件クリア」ボタンを押してください。

学校校区分 すべて

奨学生番号 04

学部学科 0 すべて

学籍番号

奨学金種別 すべて

返還方式 0 すべて

一様最高月額 すべて

入学年月 From ~ To

採用年月 From ~ To

学種状態

☒ 奨学金振込中
☐ 休・停止中
☐ 身分取消
☐ 採用取消
☐ 終了 給付(返還無)
☐ 返還予定

☐ 保留中
☐ 終期まで振込済
☐ 申出による終了
☐ 終了 無貸与
☐ 終了 給付(返還有)

※学種状態については、こちらをご参照ください。

スカラーPS ユーザ区分 ☒ すべて ☐ ユーザ ☐ 非ユーザ
(スカラーPSユーザは119ユーザです。)

(※採用年月…機構にて新規に奨学生として登録された年月)

検索結果は60件です。
1/6 ページを表示しています。

検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンを押してください。

次のページ
検索結果ダウンロード
支援区分適用履歴ダウンロード

整理番号	奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学種状態	入学年月	採用年月	貸与・給付 開始	貸与・給付 終了	支援区分	詳細 情報	返還 方式	一様 最高 月額	スカラー PS ユーザ
1	52204000001	機構 一太郎	人文学部	2001	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08		詳細	-	-	-
2	52204000002	機構 二太郎	人文学部	2001	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	I	詳細	-	-	-
3	52204000003	機構 三太郎	人文学部	2001	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	II	詳細	-	-	-
4	52204000004	機構 四太郎	人文学部	2002	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	III	詳細	-	-	-
5	52204000005	機構 五太郎	人文学部	2003	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	IV(理工農)	詳細	-	-	-
6	52204000006	機構 六太郎	人文学部	2004	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08		詳細	-	-	-
7	52204000007	機構 七太郎	人文学部	2005	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	I	詳細	-	-	-
8	52204000008	機構 八太郎	人文学部	2006	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	II	詳細	-	-	-
9	52204000009	機構 九太郎	人文学部	2006	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	III	詳細	-	-	-
10	52204000010	機構 十太郎	人文学部	2007	給付	奨学金振込中	2022/04	2022/08	2022/08	2026/08	IV(多子)	詳細	-	-	-

メニュー画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

3) 提出書類

＜大学等が作成する資料＞

①変更交付申請書

②変更交付申請書内訳

③申請学科一覧

[提出方法] 電子媒体により提出。

(B様式2-1)

(B様式2-2)

変更交付申請にあたっては、**①**「変更交付申請書」及び**②**「変更交付申請書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(**①**～**③**の全様式がシートに含まれている。)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、**③**「申請学科一覧」を作成すれば、**②**「変更交付申請書内訳」が自動入力される。

93

※変更交付を要しない大学等の場合も提出する資料は同じで構わない。但し。学内の意思決定等を経たものである必要はない。また、支弁者には「変更交付申請ではない」旨を提出メールの本文に記載するなどにより表示した上で提出すること。

4) 申請期限

支弁者（交付申請先）に提出すること。（具体的な期限は事務連絡にてお知らせする。）

（２）変更交付決定に関すること

大学等は減免経費の支弁者に変更交付申請書を提出する。支弁者においては、各大学等の支援区分ごとの対象学生数を、スカラ AC から確認できる同学生数と照合するなど、申請内容の確認を行い、各大学等宛に変更交付決定通知を送付する。（２月中旬頃の予定）

（３）請求、支払に関すること

大学等は変更交付決定通知に基づき、「概算払請求書」（様式 9－1）を減免経費の支弁者に提出すること。

国から交付金を支払うにあたっては、関係機関との協議が必要であることから、一定の時間を要することが見込まれる。（３月下旬頃の予定）

第 13 節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付や実績報告等支弁に係ることについても、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。(公立の大学等に対する減免経費の実績についても、何らかの報告をお願いする予定。)

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で 1/2 ずつ負担するため、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付や実績報告等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによることとし、国庫負担分の都道府県への交付スケジュール等については別途文部科学省から案内することとする。

(1) 実績報告に関すること

大学等において、会計年度が終了後、学内で年度中に実施した授業料等減免の実績をまとめ、支弁者に提出する。

1) 実績報告の方法

①実績報告の考え方

【授業料減免】

学内で年度中に実施した授業料減免の年間減免実績額と既に概算払いを受けた額を比較し、不用額を算出する。

【入学金減免】

学内で年度中に実施した入学金減免について、実績をとりまとめる。すべての年間減免実績額と既に年度中に交付を受けた額を比較し、不用額を算出する。

これらの授業料減免と入学金減免の不用額の合計額から、大学等として不用額があれば返還する。(通常、実績報告において不足額は発生しないものと想定しているが、申請者による税の更正等により不足額が生じることが判明した場合はただちに支弁者に相談すること。)

②実績報告の対象学生の抽出について

【授業料減免】

授業料減免の実績は、各大学等が管理簿等により把握する月毎の減免実施状況を基に入力することが考えられるが、スカラ AC においては、毎月、大学等が当該月の登録データを確認できる時期にアクセスし、学生を抽出することにより、当該月に JASSO の給付型奨学金を受けている学生を一覧で確認できることから、大学等での減免実績の管理にあたってスカラ AC の活用は効果的である。(スカラ AC の「各種データダウンロード」ページ内にある「【給付】支援区分履歴データ」や「授業料等減免の交付申請・実績報告関連データ」からダウンロードしたデータを使用することもできる。)

※ スカラ AC に学生の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごと

のスケジュールは、別途、JASSO から大学等に連絡される予定。

過去の月ごとの状況をあとから遡って確認することはできないことに留意すること。

2) 提出書類

＜大学等が作成する資料＞

①実績報告書	(B様式10-1)
②実績報告書内訳	(B様式10-2)
③申請学科一覧	
[提出方法] 電子媒体により提出。	

前年度以前の遡及取消により授業料の徴収が必要となっている場合、徴収状況についても別途報告すること。(本章 第2節 (1) 1) ⑤参照)

実績報告にあたっては、①「実績報告書」及び②「実績報告書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～③の全様式がシートに含まれている。)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、③「申請学科一覧」を作成すれば、②「実績報告書内訳」が自動入力される。

3) 申請期限

支弁者(交付申請先)に提出すること。(具体的な期限は事務連絡にてお知らせする。)

(2) 額の確定に関すること

大学等は減免経費の支弁者に実績報告書を提出する。支弁者においては報告内容の確認を行い、年間の実績額を確定したうえで、額の確定通知書を大学等に送付する。不用額がある場合は支弁者から返還命令書が送付されるので、期日(原則として返還命令のなされた日から20日以内を基準とする)までに返還を行うこと。

授業料等減免費用の交付に関するまとめ（交付金・負担金）

◆「東西大学」への交付金等に関する交付額・返還額

区 分	交付申請時 (4月)	変更交付申請時 (1月)		実績報告時 (翌年4月)	
	減免見込額 (交付額)	減免見込額	交付額 (+追加交付)	減免額 (確定)	調整額 (+返還)
授業料減免 の補助内容	1月変更交付までの 実績を基に概算	1月時点での 年間見込額	—	最終的な年間の 授業料減免額	—
入学金減免 の補助内容	前年度実績（変更 交付までの状況） を基に文部科学省 において試算	7月まで、8～1月新規登 録分の入学金減免額	—	最終的な年間の 入学金減免額	—
算 式	(A)	(B)	(B－A)	(C)	(A－C)又は (B－C)
授業料の 減免見込額	9,677,000 円	8,937,800 円		8,796,100 円	
入学金の 減免見込額	2,733,600 円	2,820,300 円		2,820,300 円	
計	12,410,600 円	11,758,100 円	※	11,616,400 円	794,200 円

※この時点で明確な不要額がある場合でも減額交付申請の必要はなく、実績報告後にて報告し、額の確定を持って返還する

(注)・変更交付申請時の「交付額」はプラス（+）の場合のみ学校へ不足分を追加交付する。

・実績報告時の「調整額」はプラス（+）の場合は学校から返還する。

◆交付申請、変更交付申請、実績報告における資金交付・返還のイメージ

手続	例 1		例 2		例 3	
	計算額	学校への交付・国への 返還	計算額	学校への交付・国への 返還	計算額	学校への交付・国への 返還
交付申請	100	学校に 100 交付	100	学校に 100 交付	100	学校に 100 交付
変更交付申請	105	学校に 5 を交付 (105-100)	105	学校に 5 を交付 (105-100)	95	この時点での返還なし
実績報告 (額の確定)	95	国に 10 を返還 (95-105)	103	国に 2 を返還 (103-105)	98	国に 2 を返還 (98-100)

参考 交付申請、変更交付申請、実績報告における対象学生、

作業	作業 時期	授業料・入学金減免の計算内容			
		授業料		入学金	
		対象の学生	交付金の内容	対象の学生	交付金の内容・ 確認の意味
交付 申請	4 月	前年度実績 (変更交付ま での状況)を 基に文部科 学省におい て試算	各大学等における減免に 必要な費用を概算により交 付	前年度実績 (変更交付ま での状況)を 基に文部科 学省におい て試算	各大学等における減免に 必要な費用を概算により交 付
変更 交付 申請	1 月	継続者 ＋ 1 月までの 登録者	前年度からの継続者及び 1 月までの新規登録者の人 数を基に年間の減免額を 計算(推計)	1 月までの 登録者	<u>1 月までの新規登録者</u> の人 数をもとに、入学金減免額 を確定 「入学月から支援対象とな っていること」を確認する (家計急変採用者の場合 は入学から 3 か月以内に 申請した者)
実績 報告	翌年 3 月	継続者 ＋ 3 月までの 登録者	学校が毎月確認し、デー タのダウンロード・保存を行 った学生について、在籍状 況を踏まえて補助金額を確 定	4 月～3 月の 登録者	4 月～3 月までの新規登 録者の人数をもとに、入 学金減免額を確定 「入学月から支援対象とな っていること」を確認する (家計急変採用者の場合 は入学から 3 か月以内に 申請した者)
実績 報告	毎月	毎月の奨学 金振込者	※注意 この対象人数は、上記の翌 年 4 月の実績報告で補助 金額を確定する際に使用 することから、 <u>毎月確認し、 データのダウンロード・保 存</u> を行うこと。		

第2章 授業料等減免に関する支弁者（国（私学事業団を含む）、都道府県・市町村）での標準的な事務

◆注意

- ・ 公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

本章では、国及び日本私立学校振興・共済事業団が行う標準的な事務を示しているが、都道府県・市町村においては、これらを参考にしながら、それぞれが設置する公立の大学等への減免費用の交付事務について定めることになる。

- ・ 私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するため、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、所轄庁である各都道府県の定めるところによることとし、国庫負担分の都道府県への交付スケジュール等については別途文部科学省から案内することとする。

都道府県においては、本章における標準的な事務を参考にしながら、私立の専門学校への減免費用の交付事務について定めることになる。

- 修学支援法に基づき、機関要件の確認を受けた大学等は、支援の要件を満たす新入生（編入学生を含む）及び在校生から授業料等減免の認定申請書の提出があった場合、選考を行ったうえで認定を行い、その結果を申請者に通知する。
(学生からの申請 → 選考 → 認定 → 通知)
- 大学等は上記の授業料等減免に要する費用を支弁者等である国、私学事業団、都道府県・市町村に申請するが、支弁者はその申請内容を確認後に申請者の大学等に対して交付を決定し、減免費用を交付する。
- 大学等は後期の授業料減免の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再び算出し、その額が既に交付済みの減免費用の額（年度当初の初回交付申請にて請求した減免額）を超え、不足する場合には変更交付申請を行い、不足額を請求する。
- 支弁者はその申請内容を確認後に申請者である大学等に対して変更交付を決定し、不足分の額を追加で交付する。
- 年度終了後には、大学等が年間に実施した減免実績の報告を受け、確認後に額の確定を行って、不用額・不足額の調整を行う。

※ 大学等が行う減免の認定、減免費用の交付の申請、変更交付の申請は「第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務」のとおり。

＜減免費用の申請先・費用の負担割合＞

設置者の区分・学校の種類		支弁者 (減免費用の申請先)	費用負担割合
国立	大学・高等専門学校・専門学校	国（設置者）	国が全額
私立	大学・短期大学・高等専門学校	国 ※私学事業団を通じて交付	国が全額
公立	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村が全額
私立	専門学校	都道府県(所轄庁)	国 1/2、都道府県 1/2

※ 私立の大学、短期大学、高等専門学校は、私学事業団を通じて、減免に充てるための資金の申請を行い、交付を受ける。

※ 放送大学、株式会社立の大学には、私学事業団を通じず国が直接交付する。

国が費用負担を行う国立の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校及び私立の大学・短期大学・高等専門学校に対する減免に要する費用に充てるための資金は「授業料等減免費交付金」の費目で交付する。一方、国が費用の2分の1を負担する私立の専門学校に対する減免に要する費用に充てるための資金は「授業料等減免費負担金」の費目で各都道府県に交付する。

いずれも、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用され、同法に基づき、交付決定、額の確定、返還等を行うことが必要となる。

高等教育の修学支援新制度に要する減免費用の地方負担分については、別途、地方財政措置がなされることとなる。そのための基本データを把握する必要から、年度の途中や終了後に都道府県・市町村に対し、国による減免実績等調査実施が予定されている。

第1節 交付決定に関する事務

大学等は、第1章第11節に基づき支弁者に減免費用を申請するが、申請を受けた支弁者が交付を決定し、費用を支弁するまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

(1) 交付申請書の受理

減免費用の申請にあたり、各大学等は前頁の申請先一覧表に示す支弁者に対して交付申請書を提出する。

大学等からは、第1章第11節(1)のとおり、電子メール等により資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認する。

＜参考：「第1章第11節(1) 4) 提出書類」＞

＜大学等が作成する資料＞

① 交付申請書

(B様式1-1)

〔提出方法〕 電子媒体により提出。

交付申請にあたっては、①「交付申請書」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりエクセルファイルを支弁者に提出すること。

なお、各学科等の授業料と入学金について額を確認できるよう、学則や学生募集要項の写しを添付すること。

(2) 交付申請書の確認

① 内示額との照合

大学等からの交付申請額と文部科学省により内示のあった額を照合する。

(3) 交付決定

支弁者は申請内容の確認を行ったあと、交付を決定し、その旨を大学等に対して通知すること。(4月中旬頃の予定)(B様式7「交付決定通知書」)

なお、私立の大学等が行う私学事業団への交付申請については、事業団から費用負担者である国に対して交付請(「授業料等減免費交付金交付申請書」(B様式3-1)及び「事業計画書」(B様式3-2))が行われ、その後、国からの決定を受けて私学事業団が私立の大学等に交付決定を行う。(B様式7)

＜参考＞私立専門学校から都道府県に対する交付申請

私立専門学校における減免費用は、その2分の1を国が負担することから、都道府県は私立専門学校から減免費用の申請があった場合、その額の2分の1については、「授業料等減免費負担金交付申請書」(B様式3-1)及び「事業計画書」(B様式3-2)により国に対して交付申請し交付を受ける。

(4) 交付金の支払

支弁者は大学等からの減免費用の請求に基づき、速やかに概算払手続きを行うこと。

第2節 変更交付決定に関する事務

大学等は、第1章「4. 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務」に基づき、必要に応じて減免費用を申請するが、申請を受けた支弁者が変更交付を決定し、費用を支弁するまでに実施すべき事務手続きは原則として次のとおり。

(1) 変更交付申請書の受理

減免費用の変更申請にあたり、各大学等は交付申請と同じ支弁者に対して変更交付申請書を提出する。

大学等からは、第1章第12節(1)のとおり、電子メール等により資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認すること。

<参考：「第1章第12節(1)3) 提出書類」>

<大学等が作成する資料>

- | | |
|------------|----------|
| ①変更交付申請書 | (B様式2-1) |
| ②変更交付申請書内訳 | (B様式2-2) |
| ③変更交付申請内訳 | |

変更交付申請にあたっては、①「変更交付申請書」及び②「変更交付申請書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～③の全様式がシートに含まれている)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、③「申請学科一覧」を作成すれば、②「変更交付申請書内訳」が自動入力される。

(2) 変更交付申請書の確認

①スカラ AC との照合

大学等から申請のあった支援対象者の人数と、スカラ AC における対象者の人数を照合し、申請人数を確認する。

※ 授業料等減免か給付型奨学金の一方のみの受給者がいるときは、これらの違いが発生する。

②変更交付申請の確認方法

支弁者は、「変更交付申請書内訳」(B様式2-2)を確認すること。

入学金減免については、大学等から申請があった「新規登録学生数」(下図の赤枠内)により確認する。

授業料減免については、大学等から申請があった「減免学生数」(下図の赤枠内)が図のスカラ AC から提供される1月の「給付奨学生数」の人数の合計と照合する。

◆「変更交付申請書内訳」画面イメージ（私立大学の例）（B様式2-2）

令和7事業年度授業料等減免事業 変更交付申請書内訳

学校コード	131999A01	学校名	東西大学
		法人名	東西学園

授業料減免対象 (実人数)	4,110人
変更交付申請総額	2,203,491,200円

<授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

学部 (学科)	支援区分	授業料減免額		入学金減免額	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	第Ⅰ区分	2,071人	1,349,982,600円	548人	133,245,000円
	第Ⅱ区分	908人	408,696,600円	198人	32,160,100円
	第Ⅲ区分	917人	217,655,100円	271人	22,252,900円
	第Ⅳ区分	0人	0円	59人	3,687,500円
	多子世帯	214人	35,811,400円	0人	0円
	計	4,110人	2,012,145,700円	1,076人	191,345,500円

<交付金額の推移>

申請業務	金 額
1. 交付申請	2,081,987,800円
2. 変更交付申請 追加交付額	2,203,491,200円 121,503,400円
3. 実績報告 不用額(△不足額)	

(留意点)

- ア 支弁者は、JASSO の定める方法により JASSO から提供されるデータを受け取り、交付申請があった減免額の根拠となる減免学生数に過大な計上がないかを確認すること。
- イ 授業料減免について、変更交付の申請や決定にあたって、後期の減免見込み数の確認は JASSO の 1 月データに基づき行うこと。支弁者は大学等が行う変更交付申請と同じ基準月のデータにより確認作業を行う必要があることから、1 月以外のデータでは確認しないこと。(前掲「JASSO が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の青色 2 重枠内の数字)
- ウ 入学金減免については、当該年度入学者データ一覧を確認すること。(前掲「JASSO が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の緑色点線枠内の数字)
- エ 給付型奨学金の認定を受けずに、授業料等減免のみを受ける学生は、スカラ AC に登録されず大学等からの交付申請書にのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数がスカラ AC の対象人数を上回ってしまう。
この場合、申請書の「申請学科一覧」の備考欄に「JASSO 給付外」として、JASSO の給付型奨学金を受けない旨を記載することとしているため、支弁者はその確認を行い、申請書類に明確な記載がないなどスカラ AC の対象人数を上回る理由が判明しない場合や不明な点があった場合には、支弁者は必ず大学等に問合せ、確認をとること。
- オ 前期の減免実績と後期の減免見込額を合算した年間の減免所要見込額が、既に交付した減免額を超える場合、大学等が支弁者に変更交付申請を行うが、その際に前期の減免実績を支弁者が詳細に確認するかどうかについては支弁者の判断によるものとする。年度が終了後に支弁者が年間の減免実績の報告を受け、額を確定するなかで確認を行うことでも差し支えないこととする。

(3) 変更交付決定

支弁者は申請内容の確認を行ったあと、変更交付を決定し、その旨を大学等に対して通知すること。(2 月下旬頃の予定)(B 様式 8 「変更交付決定通知書」)

なお、私立の大学等が行う私学事業団への変更交付申請については、事業団から費用負担者である国に対して変更交付申請(「授業料等減免費交付金変更交付申請書」)(B 様式 4-1) 及

び「事業計画書」(B様式4-2))が行われ、その後、国からの決定を受けて私学事業団が私立の大学等に変更交付決定を行う。

私立専門学校が行う都道府県への交付についても、変更交付が必要であれば、国が負担する減免費用の2分の1の部分については同様の手続きを行うものとする。

(4) 交付金の支払

変更交付決定のあと、支弁者は大学等からの減免費用の請求に基づき、速やかに支払手続きを行うこと。

第3節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

大学等は、第1章第13節「減免費用の実績報告、額の確定に関する事務」に基づき、支弁者の実績報告及び額の確定を行うが、支弁者が実績報告書を受領し、額の確定を行うまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

(1) 実績報告書の受理

減免費用の実績報告にあたり、各大学等は交付申請と同じ支弁者に対して実績報告書を提出する。

大学等からは、第1章第13節(1)のとおり、電子メール等により資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認する。

<参考：「第1章第13節(1) 2) 提出書類」>

<大学等が作成する資料>

①実績報告書 (B様式 10-1)

②実績報告書内訳 (B様式 10-2)

③申請学科一覧

[提出方法] 電子媒体により提出。

実績報告にあたっては、①「実績報告書」及び②「実績報告書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～③の全様式がシートに含まれている)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、③「申請学科一覧」を作成すれば、②「実績報告書内訳」が自動入力される。

<参考>私立専門学校から都道府県に対する実績報告

私立専門学校における減免費用の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、公立の大学等と同様、所轄庁である都道府県の定めるところによるが、国が負担する減免経費の2分の1については、減免の実績を都道府県を通じて国に報告することが必要となる。

(2) 実績報告書の確認

①スカラACとの照合

大学等から報告のあった支援対象者の人数月と、スカラACにおける対象者の人数月を照合し、大学等からの報告人数月がスカラACのそれを超えていないことを確認する。

②実績報告の確認方法

支弁者は、「実績報告書内訳」(B様式 10-2)を確認すること。

授業料減免については、大学等から報告があった「減免学生」(下図の赤枠内)とスカラACから提供されるデータを照合し、入学金減免については、大学等から報告があった「減免学生

数」(下図の赤枠内)と、スカラ AC から提供されるデータを照合することとし、いずれについても、大学等から報告される値がスカラ AC のデータを上回らないことを確認する。

上回っている場合は、B様式 10-2 のバックデータとなる「申請学科一覧」や「実績報告内訳」の備考欄等により、その理由を確認するとともに、その理由が判明しない場合は、大学等に連絡し、実績報告書の再提出等を求めること。

◆「実績報告書内訳」画面イメージ(私立大学の例)(B様式 10-2)

令和7事業年度授業料等減免事業 実績報告書内訳

学校コード	131999A01	学校名	東西大学
		法人名	東西学園

授業料減免対象 (実人数)	4,079人
実績額	2,189,044,700円

<授業料減免・入学金減免(実績額)>

学部 (学科)	支援区分	授業料減免額		入学金減免額	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	第Ⅰ区分	2,057人	1,341,795,800円	548人	133,245,000円
	第Ⅱ区分	896人	403,582,900円	198人	32,160,100円
	第Ⅲ区分	912人	216,529,100円	271人	22,252,900円
	第Ⅳ区分	0人	0円	59人	3,687,500円
	多子世帯	214人	35,811,400円	0人	0円
	計	4,079人	1,997,699,200円	1,076人	191,345,500円

<交付金額の推移>

申請業務	金 額
1.交付申請	2,081,987,800円
2.変更交付申請	2,203,491,200円
追加交付額	121,503,400円
3.実績報告	2,189,044,700円
不用額(△不足額)	14,446,500円

(3) 額の確定に関すること

支弁者は減免費用の実績報告書を受領後、内容を確認し、当該年度の交付金(負担金)実績額を確定し、大学等に確定額を通知する。(B様式 12、B様式 13)

その際、交付金(負担金)の不用額(不足額が生じることが判明した場合はただちに支弁者に相談することと案内している。)についても併せて通知し、速やかに額を精算するものとする。